

場合の未だ生ぜざる限り利潤の背後に潜むものである。

尤も生産費と所得とは両者が一致する限り異りたる経済期間に屬する。なぜなれば、生産費は一部分ある場合には商品が賣られる以前に所得を形成する貨幣支出であり（貨幣、一部分は利子）、又他の場合には、生産費は商品賣却後所得に轉化する（利潤、一部は利子）。確固たる而して平坦に經過する國民經濟に於いては、生産は全く所得に等しくなければならぬ。従つて價格水準が所得に依つて決定されると云ふならば、そのことはこの場合に於いては價格水準が生産費に依つて決定されると云ふ命題と同義である。景氣變動に露されて居る處の、自から變化する國民經濟に於いては、勿論生産費と所得との間に強い軋轢が生ずる。併し乍らこの事に關しては吾々は茲に論及しない。

吾々は今や個々の價格と生産費との間に存する關係を考察するであらう。一般に茲では古典派經濟學が説明した關係が存する。需要形成は、任意に増加し得る商品に於いては、一時的に——しかし永久的ではない——價格をして生産費以上に騰貴せしめ或ひはそれ以下に下落せしむる影響を生ずることを得る。

任意に増加し得ない財貨に於いては、生産費を越へたる價格騰貴は漸次に資本化されるところの収益を形成せしめる。これに反して價格の生産費以下への下落は生産の減少に導き従つて費用の引き下げを齎らす。費用は貯藏増加と共に増大し、減少と共に低下すると云ふことは假定であるが。支出が如何なる程度まで増加されるかと云ふことに關して決定を與へるのは需要である。勞働及び資本の投下が此處に於いて必要の程度に應じて形を造られる。

要するに、吾々は價格を財貨貯藏、財貨需要、貨幣貯藏（財産力）及び貨幣需要（貨幣支出、生産費）より説明せんとする事を價格理論の課題として提出した。吾々は今やこの四つの要素が次の如く協働することを見た。即ち一般的價格水準は所得に對する収益量の割合に依つて決定される。或はある意味に於いては同じことではあるが、生産費に對する収益量の割合に依つて決定される。もつと正確に云ふならば、一般的價格水準は市場に提供される財産力に

對する収益量との割合及びある關係に於いてそれに依存する貨幣需要又は貨幣支出に對する収益量の割合に依つて決定される。この財産力の中、如何ほどが個々の財貨に振り當てられ、従つてそれに投ぜられたる生産費は如何ほどであると云ふことは、貯藏形成の目的のための借方資本及び勞働力の投下にとつて常に決定的であるところの需要構成に先づ依存するのである。併し乍ら需要構成それ自體は更に、一定の確定せる需要が絶對的に與へられずして、寧ろその他の需要が提供されたる貯藏によつて如何に満足させられ得るかに依つても左右される限りに於いて、貯藏形成に依存するのである。その場合所得の配分は、長きに亘つて見るならば、財貨貯藏が貨幣支出又は生産費に一致する様に、個々の貯藏に振り當てられるのである。若しもそれ以上利得を生ずるならば、この利得は資本化される。かくて勞働支出は價格關係の背後に存する尺度となる。尤もその際には、利潤と利子に依つて與へられる間隙が開いてゐる。しかしその間隙はある目的のために架橋され得る。需要構成は勞働支出に決定を與へる。併し乍ら、これ等に對して吾々は一般に公分母を有しない。従つて勞働支出と價格とが需要構成に一致すると云ふことは一つの假定 (Hypothese) として残る。

それにも拘らず、經濟が幾世紀にも亘る長い勞作に於いて、價格關係を支出と需要に適合せしめたと云ふ事を公理として主張することができるであらう。經濟がこの關係を破壊し、従つてそれによつて「利子の調和的役割」(das harmonische Spiel der Interessen) を破壊すると云ふことは、本位制度の混亂の最も悪い作用に屬するものである。

(註八五) ヴォーゲマン氏「生活資料騰貴とその合則性」シュモラー年鑑、一九一九年一二八頁以下参照。



## 貨幣及び價格に關する文獻

### (一) 價值及び價格論の學說史

- Zuckerkanndl : Zur Theorie des Preises mit besonderer Berücksichtigung der geschichtlichen Entwicklung der Lehre, 1889.
- Block : Les progrès de la science économique, 1890.
- Kaulia : Die geschichtliche Entwicklung der modernen Werththeorie, 1906.
- Diehl : Die Entwicklung der Wert- und Preistheorie im 19. Jahrhundert Festschrift für Schmoller über die Entwicklung der deutschen Volkswirtschaftslehre im 19. Jahrhundert, 1908.
- Rost : Die Wert- und Preistheorie mit Berücksichtigung ihrer dogmengeschichtlichen Entwicklung, 1908.
- v. Böhm-Bawerk : Artikel Wert im Hanw. d. Staatsw. Bd. 8, 3. Aufl., 1911.

### (二) 價值の概念及び本質に關するもの

先づ生産費學說及び勞働價值學說の代表者、殊にアダム・スミス、リカルド、カール・マルクス等が問題とされる。更に完壁を期する爲るに、

- H. C. Carey : Principles of political economy, 1837—40.
- Rodbertus : Zur Erkenntnis unserer staatswirtschaftlichen Zustände, 1842.
- v. Herrmann : Staatswissenschaftliche Untersuchungen, 1874.

F. Oppenheimer : Wert und Kapitalprofit, 1916.

### 主觀的價值論の最も重要な著作に屬するもの

- Thomas : Theorie des Verkehrs, 1841.
- Gossen : Gesetze des menschlichen Verkehrs, 1854.
- Jevons : Theory of political economy, 1871.
- Menger : Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, 1871.
- Walrus : Economie politique pure, 1874.
- v. Wieser : Ursprung und Hauptgesetze des wirtschaftlichen Wertes, 1884.
- Der natürliche Wert, 1889.
- v. Böhm-Bawerk : Kapital und Kapitalzins, 2. Abt., Positive Theorie des Kapitals, 1. Bd. 3. Buch, 1888, 4. Aufl., 1921.
- Zuckerkanndl : Artikel Preis im Handw. a. Staatsw. 6. Bd., 3. Aufl., 1906.
- Schumpeter : Das Wesen und der Hauptinhalt der theoretischen Nationalökonomie, 1908.
- Engländer : Gleichförmigkeit von Preis und Nutzen. Schmollers Jahrbuch, 1920.
- Das Geld ohne Eigenwert und die Preislehre, Conrads Jahrbücher, 1922.
- Gide : Principes d'économie politique, 1884.
- Marshall : Principles of economics, 1890.
- Wicksell : Ueber Wert, Kapital und Rente nach den neueren nationalökonomischen Theorien, 1893.
- Irving Fisher : Mathematical investigations in the theory of value and price, 1892.
- J. B. Clark : Philosophy of value, 1881.



— The distribution of wealth, 1899.  
 Davenport: Value and distribution, 1908.  
 價值及び價格論に關する其他の著述を指すたれば、即ち  
 Neumann: Zur Revision der Grundbegriffe. Ztschr. f. Staatsw., 1869 u. 1872.  
 — Grundbegriffe der Volkswirtschaftslehre. Schönbergs Handbuch der politischen Oekonomie, 1882.  
 v. Gottl: Der Wertgedanke, ein verhilltes Dogma der Nationalökonomie, 1897.  
 Dietzel: Theoretische Sozialökonomik, Bd. 1 (2. Hauptabteilg. des Wagner'schen Lehr- und Handbuchs), 1895.  
 (Versuch einer Synthese zwischen objektiver und subjektiver Wertlehre).  
 Cassel: Grundriss einer elementaren Preislehre. Ztschr. f. d. ges. Staatsw., 1899.  
 O. Spann: Theorie der Preisverschiebung. 1913.  
 E. Wagemann: Die Lebensmittelteuerung und ihre Gesetzmäßigkeiten, Schmollers Jahrbuch, 1919.

(三) 貨幣理論の發展

此の理論は貨幣の一般理論に於ては支持せらるゝ。然しトロンマン及びケントマンに於ては、之に關する特殊な勞作を掲げ  
 Ad. Wagner: Die Geld- und Kredittheorie der Peelschen Bankakte, 1862. — Neuerdings abgedruckt in Pieng's  
 Staatswissenschaftlichen Musterbuche, Bd. V. 1920.  
 G. Wiebe: Zur Geschichte der Preisrevolution des 16 und 17 Jahrhunderts, 3. Abschnitt, Staats und Sozialw. Beiträge,  
 7. Bd., 2. Heft.  
 H. P. Willis: History of the quantity-theory. Journal of political economy, 1896.  
 Scott: The quantity-theory. Annals of the American Academy of Political and social science, 1897.

Spiethoff. Die Quantitätstheorie, insbesondere in ihrer Verwerthbarkeit als Hausssetheorie. Festgaben für Adolf Wagner,  
 1905.

Altmann: Artikel Quantitätstheorie i. Handw. d. Staatsw., 6 Bd., 3. Aufl., 1910.  
 Kirmaier: Die Quantitätstheorie Abhandl. d. staatsw. Seminars Jena: 1922

(四) 貨幣理論の州論

貨幣の理論は貨幣の一般理論に於ては支持せらるゝ。然しトロンマンに於ては、之に關する特殊な勞作を掲げ  
 Samuel Jones Loyd (Lord Overstone): A Letter to J. B. Smith, Esq., 1840. und viele andere Flugschriften.  
 Torrens: The principles and practical operation of Sir Robert Peel's Act of 1844. 2. Aufl., 1857.  
 M'ulloch: Treatise on metallic and paper money and banks. Encyclopaedia Britannica, 8. Aufl., 1858.  
 —Select collection of scarce and valuable tracts.....on currency and banking. Hier findet sich auch der Bullion Report  
 abgedruckt.  
 Tooke: Considerations on the state of currency, 2. Aufl., 1826.  
 Tooke and Newmarch: History of prices, 1838—1857. (Ins Deutsche übers. von Asher.)  
 J. Wilson: Capital, currency and banking, 1847.  
 J. Fullarton: On the regulation of currencies, 1844.  
 Courcelle-Seneuil: Traité theorique et pratique des opérations de banque, 1853.  
 John Stuart Mill: Principles of political economy, 2. Bd., 3. Buch, 24. Kapitel, 1848.  
 B. Price: Principles of currency, 1875.  
 F. A. Walker: Money, 1878.  
 —Political economy, 3. Aufl., 1888.



F. W. Taussig: Money and banking. 1895.

K. Wickseil: Geldzins und Güterpreise, 1898.

J. J. O. Lahn: Der Kreislauf des Geldes, 1903.

Th. Christen: Die Quantitätstheorie des Geldes, Annalen des Deutschen Reichs, 1916

この他各自主義的數量理論家に關する文献の詳細は第二篇の末尾に記録した。

## 後篇 本位理論



## 第四編 貨幣制度

### 第十章 重商主義的貨幣制度

#### 第一節 總説

貨幣制度は——國家並びに經濟制度の概念と同様——形式、秩序であり、貨幣の社會的、法律的基礎並に制度の總體であり、そして本位はある一定の貨幣制度である。此の意義に於いてドイツ、オーストリア、フランスの本位制度が論ぜられる。言葉の狹義に於いては本位は一國の價值單位（フラン本位、マルク本位、グルデン本位）を意味し、最狹義に於いては一の貨幣制度の價值單位を第一に代表して居る指導的貨幣種類を意味する——、かくて人は之を金本位、銀本位、紙幣本位等々に分類するのである。

斯くの如く區分せられる時は、本位は全貨幣制度からのみ説明され、全貨幣制度は又總體的經濟制度からのみ把握されると云ひ得るであらう。

貨幣國家學說の根本思想が法制史的根拠を持つにもかゝらず、クナップの學說は之を全體として見れば、完全に非歴史的に構成されてゐる。それ故にたとひ彼が振替貨幣（Ciralgeld）の概念を強調したにせよ、此の種の貨幣は彼自



らの體系に於いては——全面に持ち來たされねばならぬ筈ではあるが——、副次的地位を與られると云ふ結果になつた。また彼は重商主義時代の本位制度の形態と近代の貨幣制度との間に充分なる區別を爲すに至らなかつた。就中其の結果表券性 (Chartalist) なるものが既に半ば過去の時代に屬するに拘らず彼は近代の貨幣を表券 (chartal) として説明して居る。即ち彼は貨幣制度の二つの主要形態、即ち金屬秤量制 (Autometalismus) と貨幣表券制 (Chartalverfassung) とを區別し、第三のものとして附屬的にのみ振替支拂制度 (System der Girozahlung) を認め居る。貨幣秤量制下に於ける支拂は金屬の數量に依つて行はれ、貨幣表券制に於いては宣言的に通用する硬貨 (Münzen) 又は證券 (Scheinen) に依つて支拂はれ、振替制度に於いてはかゝる個片 (Stücke) がなくして支拂が行はれる。即ち只だ單に帳簿上の債權の移轉に依つて行はれる。ミーゼスはもとよりクナップ其の人に挑戦する譯ではなかつたが、かゝる分類に對しそれは一會計吏の知的水準にふさわしいものであると辛辣に云つてゐる。併し乍ら物質的素材から漸次に離れて行く貨幣制度の發展を證明する事が含蓄ある社會學上の思付きであつても、支拂技術的原則のみが基礎になつてゐるが故に、此の分類は本位制度の史的觀察に對しては殆んど適當でない。兎に角、吾々の目的の爲めには金屬秤量説の概念は餘りに狭まきに失し、貨幣表券説のそれは廣きに失するものと思はれる。

クナップの意義に於ける金屬秤量制は即ち一般には經濟の原始状態に於いて及び後の支拂交易に於いてしかも稀なる特殊の場合にのみ遵守せられて居る。とは云へ、貨幣が價格財であると云ふこと程に貨幣素材と貨幣とがなほ極めて密接に關聯してゐるところの、全貨幣制度を術語上浮彫することは望ましい。吾々は之等の貨幣制度を貨幣の重商主義的制度のもとに包括せんとする。これは前資本主義的經濟様式——ゾンバルトの意味に於ける——に對應し且つ重商主義的經濟政策へ結合する本位政策に導く貨幣制度である。此處では貨幣は未だ商業上の通用性を有し、本位政策は重商主義的性格を帯びて居た。吾々は如何なる意味に於いて貨幣史の第二期を貨幣表券制度として特徴づけ得

るか、また如何にして貨幣の均衡制度 (Bilanzverfassung) として性格づけられる一つの貨幣制度がそれと結びつかを以下に述べるであらう。

(註八六) Mises: Theorie des Geldes und der Umlaufmittel, S. 32.

## 第二節 重商主義時代の經濟と經濟政策 (註八七)

重商主義は十五世紀末葉即ちスペインに於いてはカトリック教徒たるフェルジナンドの治世、佛國に於いてはルイ十三世治下、イギリスに於いてはハインリヒ・テオドル治下、ドイツに於いては少し遅れて地方貴族の下に發展せる近代國家の最初の大なる經濟政策的體系である。十六、十七、十八世紀を支配したる經濟政策上の諸方策並びに諸見解の總體たるマーカンチリズム體系は二三の根本思想の上に築かれて居るものであるが、之も勿論一つの完結したる體系としては歴史家によつて初めて意識せられた。即ち或る學者若くは或る政治家に依つて提唱されたものではなく、既述の如く、其の名稱さへその偉大なる反對者アダム・スミスに發して居るのである。

重商主義は成熟期の資本主義若しくは前期資本主義とも稱せられるところの、また國家と軍事の、技術と交易の、分業と貨幣經濟の一定の發展に依つて特徴づけられるところの經濟形態に對應する。

かゝる經濟發展は内部からなしとげられたるものではなく、寧ろ官廳的權力に依る強き刺戟のもとで、また國家の權力と富とがあらゆる經濟の最高目的であるとする思想の分野に於いて行はれた。

従つて重商主義は「より大なる領域に迄擴大された都市の經濟政策以外の何もでもない。此の都市はその利益——勿論他のすべての利益は此の都市の利益に從屬させられた——のために世界の中心點を形成したのであつたが、



今や此の都市は君主によつて支配される領域となつた。政策はその根本思想に於いては依然として利己中心的であつた。<sup>(註八九)</sup>當時トーマス・マンは云つてゐる「國家並に其の財産を保存し且つ増加せしむるところの總てのものを保証し庇護する事は政治に於いて最も重要なことである」と。

重商主義の見解に従へば國家はこの目的の爲めに貴金屬、貨幣、更に貨幣の流通をも必要とする。重商主義者は金並に銀が富の全部であると云ふ小兒的信仰に捉へられてゐたと解する誤れる觀念が如何にして發生したかは、既に上述した處である。<sup>(註九〇)</sup>併し乍ら貴金屬への本位政策的渴望は疑ひもなく象徴主義的貨幣理論と結合して居る。自然經濟から貨幣經濟への進展を特徴とする當時の經濟時代にとつては、貨幣調達は經濟的發展に對する重要な前提條件の一つであつたと云ふ事を最初に指摘したのはそれはシュモラーであるが、それは確かに彼の功績である。しかし其の當時の見解に依れば、金並に銀は只だ貨幣としてのみ重視されて居た。従つて金並に銀なしには常備軍並に國家を維持する事は不可能であり、商業的活動、工業及び農業間の分業は考へられないと思はれたであらう。斯る觀念から重商主義の時代の理論家並に爲政家の努力は特に貴金屬調達に向けられて居たのである。

然るに歐羅巴自體の金並びに銀生産は僅少に過ぎなかつた爲め、之等を得る唯一の手段は外國貿易であつた。此の他生産の促進、而も實に工業的生産のみでなく、農業生産の促進、國內交易形成も亦看過されてはならぬことを人は決して忘れてはならぬ。

主として重商主義が用ひた二つの方法は規律化 (Reglementierung) と特權化 (Privilegierung) と云ふことである。生産と通商従つて總ての經濟活動が規律化されたと云ひ得る。國家の利益並に資本主義經濟の新支持者、就中企業家の經濟的利益が特權化された。

規律化は明かに中世都市に於いて形成せられた經濟干渉の方法の近代國家への移讓である。之は中世ギルド制度の

繼續であり且つ完成である。それは全生産方法に關する・又一般に全經濟關係に關する嚴密なる規則である。國家は此の規律に依つて絶えずあらゆる個々の點にまで渡つて經濟生活に干渉せんと務める。

個々の經濟的利益の特權化は獨占化として、例へば或る一定種類の財貨を獨りで製造し又は賣り捌く特權の保證として、更に例へば關稅の免除による賞與金の形式で、或ひは貿易政策の形式で(輸出禁止、保護關稅等)現はれた。本位通貨政策もまたかゝる重商主義的諸特性を帯びてゐる。

(註八八) 特ニSombart: *moderne Kapitalismus*, 2 Aufl. 2見よ。

(註八九) Sombart: *a. a. O.*, Bd. 1, S. 363.

(註九〇) Kap. 1, 1.

### 第三節 貨幣制度の成立と技術

憶ふに貨幣は西ヨーロッパに於いては古代の經濟交易に特徴的である固定的な交換方程式 (Tauschgleichung) が發生した。あらゆる交換は、種々なる消費財が此の場合完全に一定せる比率で現はれるからである。一方的給付の場合にも成立する傳統的關係に従つて行はれた。<sup>(註九一)</sup>蓋し既に述べたる如く、數百年間不變とまで行かなくとも數十年間は不變である所のかゝる確固たる價值關係に基づいて、價值單位従つて貨幣に對する割合 (Ansatz) があたえられる。

ゲルマン人に於いては、固有の貨幣は外國の影響に依つて、特にローマ帝國と接觸して初めて發生したものであつた。ともかく彼等はケーザルの時代以來多額のローマ貨幣を所持して居たが、かゝる貨幣が當時の交換交易に於いて既に本質的な役割を果して居たかどうかは疑問である。しかしカロリン王朝時代には全く完成せられたる貨幣制度が存在した。



人類學並に歴史が教ゆる如く、種々なる民族のもとで發生したる交換手段は多種多様であるが、合理主義的考察方法に依れば、貴金屬は恰も貨幣に使用するようにならざるに居るらしい。其の光澤並に鑄型し得る性質、其の破壊し難き性質並に不變質性、其の可分割性並に個々の個片を更に熔合し或は一の金屬を他の金屬と合金し得る可能性等之等凡ての物理的・化學的特性はかゝる完全なる點に於いて、人間に對して自然から與へられたる他の原料中には同時に見出されないものである。かゝる特性が貴金屬を極めて素朴なる技術でも多種多様な什器並に裝飾品の製造に適せしめる。更に貴金屬の大なる稀少性並に調達困難とはそれへの要求を一層高め、而して經濟の高價なる客體たらしめる。従つて貴金屬は古くから殆ど匹敵すべき財貨のない程に保存され、また既に交換目的の爲に準備されてゐた。貴金屬は財寶形成の、寶の所與の對象となり、従つて財産權の代表者となつた。それは一般的交換力並に支拂力を得、その間に同時に其の重量單位は價值單位となつた。

一般的には交換がより大なる合則性を以つて發達し、貴金屬が益々頻繁に交換手段として表はれる時には、それに依つて鑄貨を製造するに至る迄は原料(Nohe)金屬は専ら一定の形態に於いて且つ一定の重量單位で使用されて居ると云ふ様に解される傾きにあるが、實際はおそらくもつと複雑した發展過程を辿つて來てゐる、即ち鑄貨は屢々明白に表券貨幣(Zeichengeld)への途中で發生した。<sup>(註九二)</sup>バビロンに於いては初めは勿論正式の金屬秤量制(Autometallismus)が發達したらしいが、其の際には標準化されたる貴金屬の重量單位で計算され、支拂はれたのである。しかし之等のものは極印(Stempeln)もされず、鑄造(Prägen)もされて居なかつた。紀元前七世紀ヘロドトス(Herodot)の記述に依れば、金銀貨に極印した最初の人はリデア人(Lyder)であつた。新しき研究及び探掘された硬貨に従へば、この傳説が眞理であることを實際に認めなければならぬ。なぜなれば發見された最古の硬貨はリデア人(Lydien)から即ち西紀前七世紀に發して居るからである。即ち此の最古の硬貨は一面は多くの平行線條、他面は幾つかの不規

則な刻條がみられる階圓形の小金屬片である。之は際かにギリシヤ、ローマ硬貨の典型であり従つて今日の鑄貨の先驅となつたのである。

リデア通貨史を觀察する前に、吾々は鑄貨技術に關する二三の啓蒙的課題の大體を説明しておかう。

一個の鑄貨に含有されてゐる貴金屬の重量即ち所謂金銀の標準量は其の重量一般(Gewicht überhaupt)——概略の・風袋ぐるみの總重量——に、即ち鑄貨技術の古代語に於いて Schrot と呼ばれてゐるところの總量及び吾人が概算重量に對する標準重量の比例と解する純分即ち品位に依存してゐる。最近の鑄貨法規は純分を千分で示して居る。即ちドイツ鑄貨法規では、帝國金貨の誤差の比は金 1000/900、銅 1000/100 に確定されてゐる。従つてドイツ帝國金貨の純分量は 1000/900 である。以前は金貨の純分量はカラットで銀貨のそれはロットで云ひ現はされて居た。

今日に於いては原則として貨幣の絶對量は一般的な度量衡名(Gewichtsbezeichnung)で示される。しかし英國に於いては勿論今日に於いても取引に於いて行はれる重量から遊離した特種な鑄貨の重量が存在して居る、即ち交換取引に通用の重量は(Avoir-du-pois-Pfund)(453.593g)であるのに反して鑄貨制度及び貴金屬取引に於いてはトロイポンド(373.742g)で計算される。獨逸に於いては勿論一九〇〇年以來初めて鑄貨量は一般的重量單位で示される。其の以前即ち一八五七年のウィーン鑄貨條約以來其れの代りにツォルポンド(11500g)が用ひられてゐたのである。本位金屬の價值單位を表示する重量が重量單位で如何程にのぼるかと言ひ表はさんとする場合に、人はそれがあれこれの貨幣金位(Münzfuss)を有つと云ふ。ドイツ鑄貨法に依れば、一ポンドの純金は一三九五マルクに該當するが故に、我國の——勿論平常時の——金本位の貨幣金位は一三九五である。

鑄造の際に許容される法定標準量からの偏差は最大限重量偏差(Toleranz)と云はれる。最大限重量偏差は總量(Rauhgewicht)並に純分に對して決定せられる。鑄貨が法定支拂能力を失ふことなくして、鑄貨の摩滅が許される



ところの最少重量を表示する通用最輕量目 (Passiergewicht) は Toleranz から區別されねばならぬ。一鑄貨にしてこの最小量が保有されて居る限りは、其の鑄貨はあらゆる支拂に際して重量に不足なきものとして通用する。純分に關する最大限偏差はドイツに於いては十マルク並に二十マルク貨幣では千分の二、總量 (Rauhgewicht) に關するそれは千分の  $2\frac{1}{2}$ 、通用最輕量目は標準量の  $1000/995$  である。

しかし鑄貨技術及び貨幣立法が發展してかくの如く金屬量の嚴格なる確定に至る迄には數千年の永い歴史を要した。鑄貨に對する古代の技術が如何に拙なかつたかは、初期の造幣所に於いては單に鐵鏈と鋏で仕事をし、金屬を切断し、各片に適當なる形を與へた事を思へば明瞭である。刻印にも亦非常に原始的な方法が用ひられた。金屬を刻印すべき一方の打刻器は之を木片若くは石塊に結び付け、他方の打刻器は手を以つて固くおさへられ、それから重い鍛冶鐵鏈で打つて形を刻印した。後には上になる方の打刻器が固定せられ、而して鍛冶鐵鏈の代りに一種の鏈 (Fallhammer) が應用されるに至つた。それにも拘らず勿論鑄貨の製作費は高く、刻印は非常に不確實であつた。

(註九一) Kap. 4. 6.

(註九二) G. Thilenius: Primitives Geld. 1920 S. 22

#### 第四節 西洋に於ける初期の貨幣制度

古代ローマの制度を模倣せるカール大帝の貨幣法規に於いては、銀一磅は二〇ソリデイ、一ソリドウス(シリング)は二二デナール(ベエニツヒ)、従つて一磅は二四〇デナールに分割された。此の貨幣制度は殆ど全北歐並に西歐に採用されたのであるが、最初はベエニツヒのみが鑄造せられた。蓋し當時は未だ云ふに足らない程度であつた爲め、大

きい單位の貨幣の必要は餘りなかつたからである。シリングはポンドと同様初めは主として計算單位に止つて居た。従つてベエニツヒは八世紀の末葉より十二世紀の末葉に至る全時代を支配して居た。十三世紀に至つて漸く多額のソリダス即ちシリングが鑄造され初めたが、特にそれはフランスのルイ九世が一二六六年 Grossi luonenses 即ち Toungroschen を採用したときからである。同時に漸次推移を來し、一二五二年フロレンスに於いて初めてポンドを金で鑄造するに至つた。かくてグルデンは發生した。金グルデンは徐々に一般的計算貨幣となり、特に繁榮せる商業界に於いて利用せられたが、後に至つて金のポンドたるグルデンから銀ターレルが生成した。此の銀ターレルは一五七一年にポエーメンのヨアヒムスタールに於いて初めて鑄造せられたのである。

カロリン王朝の貨幣制度は英國に於いては異なる計算諸單位相互の關係に於いて並に支拂手段の表示に今日に至るまで維持せられてゐる。アメリカのドル及びロシアのルーブルはターレルから、従つてポンドから由來してゐる。而してヨーロッパに於ける大部分の硬貨は今日も尙彼の貨幣制度の計算諸單位から其の發生を認識する事が出来る。此の他に唯計算マルク (Markrechnung) のみで使用せられてゐる。マルクは恐らくその發生地が北ゲルマンらしく、主として十一世紀以來北ドイツに進出し、遂にラインまで達した。それからして二つの指導的商業貨幣即ちクローネマルクとラインマルクとが發生した。

ヨーロッパの貨幣計算はマルク及びポンド並に其の部分 (Teilen) (即ちシリング若くはベエニツヒ) に依つて發展せしめられた。けれ共古代の計算單位の根源的單位 (Inhalt) は時代の推移するに連れて認められないほどに變化するに至つた。

カロリン王朝の通貨制度に於けるポンドは最初は銀四〇〇グラムを、何れにせよ三〇〇グラム以上を代表してゐた。之に對する意見は區々である。北獨逸のマルクの重量は二〇〇餘グラムであつた。シリング若くはソリドウスは銀貨



で其の大きさは少くとも今日のターレルに匹敵した。ペニツヒ若くはデナールは一、七グラムの重量があつたが時代と共に硬貨は漸次少くなり、ペニツヒは一一五〇年の中央ヨーロッパでは一、四グラム、十四世紀に於いてはほゞ〇、五グラムしか含んで居なかつた。英國の一三〇〇年に於ける銀ペニツヒは二二、一四六四年に於いて二二トロイグレインの量があつた。佛蘭西に於いては一三〇九年に銀マルクから二ポンド(リール)、一九ソリド(ソル)、一五一九年には一二ポンド一〇ソリド、一七二〇年にはほゞ九八ポンドが鑄造された。

鑄貨改悪(Münzverschlechterung)の本質的原因は個々の硬貨の重量(Schrot)と品位(Korn)に於ける最も大きな相異が現はれるに過ぎない處の不完全な造幣技術であつた。無論この場合、流通に於いて重い貨幣は金匠並に主として商人に依つて貯藏せられるか、熔解せられるか、外國へ搬出せられた。しかし主たる原因は金貨鑄造に際しては〇、六%、大形の銀貨鑄造には一・五—三%而して小貨には八—二五%に上る高價なる刻印費であつた。かゝる費用は只だ重量若くは純分を引下げる事に依つてのみ捻出された。僧オレミイウス(Bischof Oresnius)の如き鑄貨改悪の痛烈な攻撃者すら刻印を償ふ事の許さるべき事を認めて居る。

さは言へ最悪なる鑄貨改悪は利益を達成する爲め造幣権を利用する事に依つて生じた。

かゝる造幣権の濫用は十七世紀初期の貨幣濫造時代(Zeit der Kipper und Wipper)に於いて最盛を極めた。グスタフ・フレイターク(Gustav Freytag)は「入費をかけた貨幣を造る事の発見がベストの様に猖獗した。」と語つて居る。又「夫れは兩ザクセン領域からライン及び南ドイツの方面へ擴大して行つた。無数の新鑄貨が造出された。例へば崩壊した塔が鍛冶や鞣に充分間にあいそうな所、燃料が充分で且つしつかりした街であつた所には一群の膺造者が鼻喰つて居つたし、貴族や領主、僧侶や都市は相争つて銅から金を作つた」。

### 第五節 重商主義通貨政策の諸特徴

此の事は併し乍ら根本に於いては重商主義時代に一般に風習的であつたところのもの、擴大(Vergrößerung)以外の何者でもなかつた。一般的に云つて通貨政策なるものは著しく國庫的特徴を帯びて居たからである。此の基礎は鑄貨規定、公法上の造幣権(Prägerecht)、凡ゆる私的造幣権(Prägung)の禁止、及び貨幣偽造の處罰である。貨幣鑄造権(Münzhoheit)は鑄造主に可及的大なる利益を興へるであらうし、次で造幣作業からは造幣料と可及的に大なる超過額とが問題となる。之は次の二つの方法に依つて達成せられるであらう。即ち金屬取引の人為的制限に依る金屬價格の引下げ、従つて金塊支拂(Barezahlung)に代る鑄貨支拂の同時的なる促進のもとでの鑄買獨占の創造に依つて並に完全價值ある貨幣と同じ支拂力を認めたる價值少き貨幣の鑄造に依つてである。

特に鑄造者にとつては彼の營業の賣上が非常に多い事が重要であつた。此の爲めには彼は金及び銀を出来る丈多量に鑄貨に代へやうと努力した。ここからして造幣の自由(Prägefreiheit)の原則、即ち貴金屬所有者の任意に貴金屬を鑄造せしめる權利が発生した。造幣の自由は複本位制と呼ばれる一の本位體制を結果した。

最初はこの複本位制は金や銀に對する鑄造自由以外の何ものでもなかつた。複本位制の近代的概念には、兩金屬から造られた鑄貨が完全な法的支拂力を持つといふこと、及び此の兩鑄貨が此の場合一定の確定的價值關係に相互に自らを表示し得ると云ふ事實がなほ附加されてゐる。併し乍ら此の種の法的規制は、既に一の本位乃至は一の本位體系が茲に存するといふ條件が備はるに非ざれば成立しない。

• なぜなれば造幣自由の相對觀念として、眞に嫌忌すべき、殆んど完全な「本位の無拘束」(Währungsfreiheit) 即



ち鑄貨流通の眞個の混沌が生ずるからである。事實中世紀に於いては鑄造権は原則としてローマ國王の権限にあつたのであるが、既に早くも僧院 (geistlicher Stifte) へ、また十一世紀以來は世俗的支配者 (weltliche Herren) へ、十三世紀以來は就中都市へ移つた。ドイツの諸侯 (Stammesherrzöge) はその上それを獨立に實行したと思はれる。いづれにせよかゝる仕方では無数の鑄造権者が發生した。

たえず種々雑多の貨幣が諸國の支配者から各々の鑄貨領域へと流れ出た。かくて數百種に達する貨幣が一國のうち流通するのが常となつた。各個の鑄造権は彼の鑄造所の生産物に出来るだけ大なる流布を創造することに關心を持つた。しかも尙彼はより多くの努力をば他者の鑄貨を彼の領域から追拂ふことについやした。例へばフランスのルイ九世は、國王の鑄貨は男爵の領地に於いても完全な流通権を持つが、男爵のそれは彼の所有地の間に於いてのみ流通すべきである、と云ふことを命令した。國外の鑄貨の授受 (Annahme) に對する禁止が宣言されたが、——正にそれのたえざる繰返が物語る様に——本質的な効果を持たなかつた。ドイツ帝國 (Das Reich) は一五二四年、一五五一年及び一五五九年の鑄貨令 (Münzordnung) によつて一定の統一性を與へんとした。しかしこの要求が如何に満たされたかは、一九五九年に於けるフェルチナンド一世の「ドイツ國以外で打刻せられたる如何なる他國の金貨も帝國に於いては支拂に用ひられ又は受入るべからず」といふ鑄貨法 (Münzedit) が特に明らかにしてゐる。この鑄貨法は併し乍ら同時にカステリアの・アラゴンの・バレンシアの・ナバレシアの・シシリーの・ミランの及びフランスの一切の二デユカーテン (Doppeldukaten) 並びに二四種以上の一デユカーテン (einfache) Dukaten 及び一〇種のクローネに對する例外をなしてゐる。屢々他國の鑄貨が禁止されたばかりでなく、直接に地方的鑄貨 (Territorialmünze) による支拂をも規定せられた。各個の市場に於いてはその市場の存在する地の鑄造者が打刻した鑄貨のみが營業に用ひらるべきであつた。他國の商人は、彼が何かを買ひ求める以前に彼の貨幣を先づ兩替しなければならなかつた。

流通は確かに甚しく不満なこの強制に屈從するに過ぎなかつた、がしかし或る程度まではそれに適合しなければならなかつたのである。鑄貨の價値をその金屬純分の減少にも拘らず確定せんとする鑄造者の努力に對する抵抗は非常に鋭く且つ又効果的であつた。この努力は只だ債務の消却に際して完全に成功し得た。債權者は遂に稱評價値に從つて支拂はれることを承認しなければならなかつた。併し乍ら商人は金屬純分のたえざる減少に對して——このことに就いては上述の若干の事例によつてあたえられたところである——直接に自らを露すことなく、對應する物價騰貴によつて免かれたのである。流通に價値の少い小形鑄貨を強制することはいつでも成功し得た。その結果この小形鑄貨は一時に多量に流通にもたらされるに至つた。しかしいつでもその結果はそれがまもなくより高い價値を持つ大形の鑄貨に對しては割引 (Abschlag) によつてのみ受取られると云ふことであつた。

中世紀に於いては人民の犠牲に於いて舊貨幣金位 (Münzfuss) に復歸することにしばしば努力が向けられた。この目的の爲めに鑄貨は時々刻々通用せざるものとして宣言され、而して新たな打刻貨に引換へられねばならなかつた。かゝる貨幣の流通禁止はしかも強い抵抗を呼び起し、不安を呼び、斯くて本式の鑄貨騒動を惹起し、其の結果、人々は結局鑄貨純分のたえざる減少を我慢することになつた。金位のかゝる引あげ (Heraufsetzung) は人民の一定の範圍に於いては非常に望まれるといふこと、インフレーションのかゝる形態は常に貨幣を慾望する國主にとつて喜ばれたばかりでなく、また他の債務者や商人にとつても好都合であつたと云ふことを吾人は考へねばならぬ。一四一年にイギリスのヘンリー五世はその鑄貨の改悪をば南北アメリカに於ける紙幣經濟がしばしば支持せねばならなかつたところの理由を以て、即ち支拂手段の缺乏即ち「當時現はれた貨幣の大缺乏」を以て説明した。

新鑄貨と舊鑄貨との間の價値關係を正當に維持せんとした様に、人は金貨と銀貨の間の價値關係をも確定することに努力した。しかし大した効果はなかつた。なぜなれば市場はかゝる率を直接には認めなかつたから。あまりにも安



い價格が附せられた鑄貨はぢきに貨幣流通から姿を消し、而して比較的高く評價された鑄貨、即ち悪貨のみが流通の中に止まつた。かくして、グレシャム (Gresham) なる名稱によつて呼ばれたかの有名な悪貨は良貨を驅逐すると云ふ現象が生じた。この法則の定式化に當つての暗黙の前提は云ふまでもなく、二つの貨幣種類即ち充分量目のあるものと量目の充分でないものが同じ呼稱價值のもとで同一の支拂力をもち且つ同一の支拂可能性を提供すると云ふことである。この前提が充たされるときは、云ふまでもなく、量目の完全なる良貨の代りに、量目の足りない悪貨幣が驅逐される、と云ふ結果が惹起され得る。即ちもしも流通が悪貨を一般に拒否し、或は比較的に不利な相場で支拂受領されるならば、この場合には悪貨の代りに良貨が入り込むと云ふことは疑ひもなく可能である。

重商主義的貨幣制度の一つの大いなる難點が若し種々なる貨幣の並存的流通にあつたとするならば、他方に於いては少くとも金貨と銀貨との價值の確定の結果として一の金屬が突然に流通から消失し——例へば十七世紀の第一半期に例へばイギリスに於いてしばしば起つた様に——其の結果金と銀の流通が絶えず交互に交代すると云ふが如き困難が同様にあつた。それ故に一六六三年にはこの場合金貨を相互の法則的な價值關係なしに流通せしめることが一般に承認された。支拂は今や金に於いてなされるか又は銀に於いてなされるかが約定せられた。他のものでの支拂の引渡はしかし特殊な協約なくしては不可能であつた。従つてそれはイギリスに於いては當然の事となつたのであるが、流通から異なる鑄貨の可代替性が排除せられる限り、價值關係一般のあらゆる規制化 (Reglementierung) にも拘らず、ひとはマーカンチルの全時代を通してそれに耐えなければならなかつた。人はかゝる規制を複本位制 (Parallelwährung) と呼ぶのである。如何なる額の金銀貨が相並んで用ひられたか、アダム・スミスの述ぶるところに従へば、一七〇七年にスコットランドに於ける銀貨の流通は四一萬一千ポンドにのぼつた。然るに金貨の流通は百萬ポンドスターリングと評價せられた。

#### 第六節 貨幣の重商主義制度とそれに對應する理論

マーカンチリズムの本位貨政策は斯くて要約すれば以下の如く特徴づけられる。即ち、

- 一、鑄造權 (造幣料) によつて、
- 二、金及び銀の完全なる鑄造の自由によつて、
- 三、事實上の「本位貨の無拘束」によつて、
- 四、この「本位貨の自由」が、他國の鑄貨流通に向けられた無数の禁令及び地域的鑄貨で支拂を爲すべき直接の命令にもかゝらず、なされたことによつて、
- 五、價值を金屬含有量から分離すべく、そしてそれによつて爲される努力は、通常の價值單位を説明せんとする無益の試みによつて (名目的通用力は只だ負債償却の場合にのみ遂行し得る)
- 六、金貨と銀貨との間の價值比例を規定せんとする殆んど無益なる努力によつて、

この本位貨政策に依つて特に一つのこと、即ち商品たる金及び銀が直接に貨幣を表示するといふことが達成せられ、而して如何なる場合にもそれは妨んど妨げられはしなかつた。なぜなれば兩貴金屬はある何等かの意義を持つ唯一の貨幣素材であり、且つまたそれ等は支拂手段として各人の任意の量で用ひられ得たからである。それ等は唯に鑄貨形態に於いてのみならず、現物形態に於いても支拂手段として用ひられた。なぜなれば鑄造技術の劣悪と鑄造權の亂用の結果として、鑄造することは或る關係に於いては退歩を意味したから。従つて大取引にはむしろ再び鑄造するを要しない金屬を支拂手段として用ひることに移行したのである。鑄貨が廣範圍に使用せられた時には只だ重量に隨



つてのみ支拂に受け取られ、或ひは簡単に現物で用ひられた。このことはドイツに於いては十三世紀から十四世紀にかけて多くの地方で起つた。

重量に従つての支拂は十六世紀の終りに洗練された方法に變つた。イタリアの振替銀行の設立——一五八六年にはジェノアに、一五八七年にはヴェネチヤに、一五九三年にはマアランドに——並びに一六〇九年の阿姆斯特ルム爲替銀行の設立、一六二一年のニュールンベルグ公共銀行 (banco publico)、一六二九年のハムブルグが振替銀行の設立——更に一連の同様な機關が他の大都市にも設立された——は大取引の鑄造貨幣からの解放を目的としたものである。阿姆斯特ルム爲替銀行の定款には特に、本銀行は一切の鑄貨混亂を逃れるため、且つ貨幣を兩替し便利な支拂機會を創造する爲めに設立せられたものである。と記されてゐる。

クナップは巧に、當時の振替支拂が現物形態の銀支拂から如何に區別されるかを明示してゐる。<sup>(註九三)</sup> 經濟的に觀察するならば、併し乍らここには重量に依る簡單なる支拂が存在しており、それ故に貨幣の純粹な重商主義的制度が存在した。たとへハムブルグのマルク・バンク (Mark Banko) はそれが代表すべき銀一ポンドに對して打歩——それは銀行取引人 (Konteninhaber) の範圍が限定されてゐたが故に發生し得たわけである——存在したとしても、それは勿論極く僅少に過ぎなかつた。さもなければハムブルグ市民は悪しき商人であらねばならなかつたであらう。

價值單位 (Wertinheit) は一般に、大取引に於いては總ての場合に兩貴金屬のうちの一方の重量單位であつた。時としては便宜上から若しくは知識の不足からして大なる又はより少なる重量が支拂に於いて授受せられた。しかし大體に於いては流通上各個の支拂は一定の金屬量の給付として把握せられた。

象徴主義的貨幣理論も亦金屬を貨幣と考へた。この理論は、貨幣と貴金屬とを完全に同一視し、且つ又金と銀のみが支拂手段であつたが故に或程度までは斯くなす事を得た。勿論貴金屬が他の使用目的にも導かれると云ふことは彼

等の看過するところであつた。

貴金屬が價值表徴として、財産權の單なる代表として把握すべきや否や、又は貴金屬が一切他の諸商品と同置さるべきや否やといふことは別個の問題であつた。

後者がなした金屬主義的思維方法は重商主義的貨幣制度の多くの現象をより容易に、且つよりよく説明することを得た。なぜなれば、私經濟的にみて當時の貴金屬貨幣はその品質に従つて評價せられる一の商品であつたと云ふ點に於いてそれは常に正しかつたからである。一財が一般的交換手段となるや、その授受はそれが創造する技術的使用可能性の故ではなくて、むしろそれが提供するところの・それをもつて他財を獲得すべきところの保證の故に生じたのである。併し乍ら限界はこの場合極めて不明確であり、結局技術的使用的と流通經濟目的的使用的若しくは、クナップの言葉を借用すれば、現實的満足と流通的満足とはある意味に於いては同じ大きさのものであらねばならぬ。例へば貴金屬の重量單位でもつてその生産に必要であるよりもより少しの若しくはより多くの勞働量が購はれ得るならば、それは交換比例に影響しなければならぬ。かゝる影響は貴金屬が或る貨幣制度の内部に於いて大なる重要さを持たない場合ですら存し得る。此の場合云ふまでもなく一般的物働水準は貴金屬の生産費を支配するであらう。併し乍ら一切の支拂手段が貴金屬から成立つてゐるならば、その生産費は物働水準に對する第一次的決定根據となる。確かに此の影響は供給と需要、それ故に結局は數量的關係を通してなされる。なぜならば商品と貨幣とが對立する堅き算式は破れないからである。なるほど貨幣を他の商品と質的に同置することは觀察を容易ならしめ得る。貨幣の重商主義的制度が存在する限り、銀及び金本位制並びに複本位制の問題も亦この點から把握せられる。誠に紙幣本位制の問題に於いてすら事情によつてはそれが可能なのである。また實際にかゝる事情を重商主義制度の場合に於いて見出し得るのである。即ち流通が紙幣 (Scheine) を現在の兌換可能性に従つて評價する場合がそれである。このことが



或る所興の場合に於いて存在するや否やは演繹 (Deduktion) の問題ではなく、歸納 (Induktion) の問題である。斯くて吾人は貨幣の重商主義體制が支配する限り、個人主義的原子論的經濟觀に對應する金屬主義的理論はそれが概念及び一般的思惟方法を有効に使用し得ると考へる。併し乍らかゝる觀察方法は、流通それ自體が貨幣を最早商品として把握しない貨幣制度を問題とする限り、研究を困難にするものである。

(九三) Knapp: Staatliche Theorie, S. 134 ff.

## 第十一章 貨幣の表券制度

### 第一節 自由通商

貨幣の重商主義體制は徐々に又殆んど目立たずに新しい貨幣制度に即ちその偉大なる發見者でありしかもすぐれた著述家であるクナップの述語を借用するならば、表券制度に變形された。かゝる表券制度はその萌芽をほゞ自由通商の理念が支配するに至つた時代に見出す。これは決して偶然ではない。蓋しそれは貨幣の自由通商體制を、即ち經濟の通商の理念を最もよく具體化する貨幣制度を表示する——「國家的」理論が自由通商の理論の一片であると云ふ主張は一見逆説的である様に思はれるが——からである。

重商主義はヨーロッパの經濟政策を部分的には十九世紀に至るまでも支配した。併し乍ら十八世紀の中葉に於いて既に重商主義の方法とその目的とに對する批判が漸次尖鋭化し、新なる經濟政策の體係に、即ち自由通商に導くに至つた。重商主義が早期資本主義的經濟形態に對應するものであるならば、それは新形態の生成と共にその意味を失つた。規律化と特權化、即ち全國家的監督制度は、私的企業精神が發達せず、營利衝動が未だ政府の管を必要とする限りでのみ忍び得るところであつた。<sup>(註九四)</sup> 今日重商主義體制が國民經濟的育成方法と考へられるにせよ——假令その根源は深く狹義の國庫性 (Fiskalität) と貪慾な權力に政治下ろしてゐるとしても——育成工作は十八世紀の終りに略々完成された。それ故に古き警察國家は其の存在理由を失ふに至つたのである。



特にイギリスに於いてこのことは産業技術の大なる進歩のうちに現はれ、やがてそれに對應する流通技術の建設を招來した。財の生産は殆んど最早や限界さへ置かれなかに見えた。「任意に増大し得る」商品の範圍は益々擴大された。同時に消費需要は愈々増大し、資本需要は無制限となり、一切の諸力をそのために向ける意志は他を考慮しなくなつた。流通即ち賣買は云はば原動力を自分自身のうちに持つこととなつたのである。

技術と同様に經濟觀が、從つて全經濟體制も變革された。即ち全經濟體制は特權的な企業家の寡頭政治から大體に於いて同じ地盤に立ち相互に競争する商人や經營者の一大層から成立つてゐる經濟的デモクラシーに變改されたのである。此の經濟の根據の上に新たなる自由通商理論が打立てられた。その最も完全なる表現はアダム・スミスに於いて見出される。この自由通商論はかゝる物質的源泉と共に他の純粹に精神的源泉を有する即ち自然法、神の善への信仰若しくはその内容が調和と善とを形成する一つの世界を創造するところの自然之れである。<sup>(註九五)</sup>併し人間社會は——かく推論せられるのであるが——世界の一部分である。從つて其の内部に於いては他の宇宙(Universum)に於けると同一の法則が支配し得るに過ぎないのであらう。それ故に人間社會もまた神によつて専ら調和と平和の並びに人間の幸福の國としてのみ要求されるのである社會生活の自然的調和は人工的な制度や誤れる法則によつてのみ破壊せられる。自然的秩序は再びその權利を取りもどされねばならぬ。自然的法則は自由に働らなければならず、人間の規則によつて破壊さるべきではない。かくして *laisser-faire* (自由放任) への要求が生じたのである。

あらゆる利害の調和に導びく役割の驚くべき證明として價格構成から出發する經濟的諸作用が妥當する。價格は分業に對する必然的相關たる大なる調節器として考へられる。分業は生産増大に對する最も強個な手段として現れる。併し乍ら同時にそれは各個の經濟が總需要の認識なくして合目的に生産することが如何にして可能であるかと云ふ謎を課してゐる。これに對する答は任意に増大し得る商品に對して生産費なる命題を與へる。

今やあらゆる經濟政策の主目的は國家其の他の副次影響によつて制約せられない市場活動の展開を可能ならしめるところの前提を創造するにあると看做される。かゝる前提の一つは確かに國境と法律の防衛を容易に擔當する強固な國家そのものである。秩序ある交通施設、立派な度量衡制度及び就中整序せられた貨幣制度の確立は國家の任務に屬する。國家は「自然的」經濟機能を防害するもはかりしれぬ本位制度の領域に於ける瘤腫を克服すべき權利と義務とを有する。併し乍らその外にも國家は貨幣制度に及ぼす各種の影響を抑制しなければならぬ。畢竟國家は國家の度量衡の毀なはれざることに配慮せねばならぬ如く同一の意味に於いて本位制度の番人であらねばならない。

特に國家は如何なる事情のもとに於いても交換そのものに干渉すべきではない。從つて貴金屬の調達も亦國家の任務には屬しない。然り、この貴金屬調達が經濟政策の目的であり乃至は任務であると云ふ思想は極力反對せられる。貨幣はその生産と全世界への分配が市場の自然的法則に任せねばならぬところの一つの商品として把握される。蓋し——例へば地金報告(Bullion Report)に於いて書かれてある如くに——決して人間の知慧は、商業の自然的過程が自からなすが如くに、交易需要への流通手段の比例的適合を企て且つ維持することを得ないからである。

それにも拘らず——貨幣は目的ではなく、單なる道具であり、單なる經濟の節動輪であると云ふ思想からして——「機械の生産及び維持に對する支拂に於ける各々の貯蓄と同様に」——これはアダム・スミス自身の言葉であるが——「貨幣から成立つ流通資本の部分の集積及び維持に對する支出に於ける貯蓄は純粹なる所得の増大である」と云ふ結論が生ずる。それ故に彼に従へば、貴金屬が紙幣によつて置代へられると云ふことは或る事情のもとでは一の進歩を意味する。「金及び銀貨の代りに紙幣を代用することは非常に高價なる流通手段を非常に廉價な且つ非常にふさはしい流通手段に置代へることである。流通は新しい車輪——その生産と維持には過去に於けるよりもより少い費用で足りる——によつて動かされる。」<sup>(註九五)</sup>



此の場合指導的な思想若しくは暗黙の前提は自由通商原理の貨幣制度への移行である、これに従へば貨幣制度は自然的價格構成の如何なる妨害もここからは能ふ限り生じないと云ふ様に形成さるべきである。かゝる立場からすればあまりにも強烈な貴金屬生産は望まれないかの様に見える。勿論「自然的秩序」の合目的性への信仰は差當つてはこの問題に大いなる注意は向けられないと云ふ結果を惹起した。それは生産費によつて規定せられる内的價值に關する學說に於いてはかなり未解決のまゝに止つてゐる。このことは紙幣の發行が貴金屬貨幣の成立が蒙る法則に嚴密に従つて爲される場合には貨幣側から經濟に及ぼす如何なる攪亂も少しも恐るべきではないと云ふ信仰以上には結局出でないところの通貨學派 (Currency-Schule) に於いても同様である。此の學說は國家學說が貨幣の場合に於いて數量問題を知らないといふ事實に一致しないであらうか？ 正に貨幣の自由通商學說は貨幣價值をば一般に現存せざる或物としてか、或ひは經濟政策によつて何んらの影響も蒙ることなき或物として把握する。

もしも國民經濟にとつては能ふ限り大なる貴金屬貨幣の流通が熱望さるべきであると云ふ重商主義的信仰が攻撃されるならば、それは貨幣經濟の發展がある飽和度に到達したと云ふことの必然的な結果である。然るに貨幣がその支配者としての役割から自己に相應する召使の役割に追放されることによつて、經濟政策は一のそれ自體に統一的な且つ完結せる貨幣體制を創造することを可能ならしめる觀察の獨裁權を獲得した。たとへ自由通商が本位貨幣政策の大いなる數量問題即ち發行政策を支配することを得ないとしても、それは重商主義が如何にしても解き得なかつた他の二つの問題、即ち第一に流通に必要な異なる種類の貨幣を強固な、狂ひなき相互の價值關係にもたすことの困難の問題、第二に素材價格制 (Hydromie) の問題、換言すれば貨幣と金屬との間に強固なる價值關係を立てることの課題を完全に解決した。純粹に貨幣理論的領域に於いては普遍主義的學說としての國家學說と個人主義的學說としての自由通商學說とは著しき對照を爲すも、それ等の本位政策的目標は著しく一致する。我々が若し上述の國家學說を自

由通商學說の一部と看做すならば、それは只だ本位政策的にのみ考へた結果である。且つ又我々は部分的にはこのことを以下の如き意味に於いて、即ち一切の政策は——クナップのもとではしばしば繰返された見解を彼自身に適用せんが爲めには——論據 (Begründung) 並に動機からではなく、専らその原理並に本質特徴そのものからのみ人は認識し得られると云ふ意味に於いてなし得るのである。

(註九四) Schmoller, Grundriss, 11.—12. Tausend, S. 85 ff.

(註九五) 上掲 Sombart: Sozialismus und sozial Bewegung, 7 Aufl. S. 34 ff.

(註九五a) 2. Buch, 2. Kapitel.

## 第二節 表券制度の概念

クナップは宣言的支拂手段 (die morphisch-proklamatorischen Zahlungsmittel) 即ち表券的・宣言的通用力と箇片性 (Stückelung) なる二つの特性をそれ自體に合一してゐる支拂手段を「表券」(chartal) として表示した。外面的に觀察すれば、鑄貨若くは紙幣、即ち「記號をになふ塑形された可動的物體」<sup>(註九六)</sup> gefornite bewegliche Sachen が存在する。宣言なるものは一方ではそれが支拂流通に於いて通用すべきであるといふこと、また他方では如何程にそれが通用すべきであるかを規定する。

宣言なる概念はそれ故に二つの要素を即ち第一に貨幣價值の根據 (それは國家の命令のうちに觀られる) 關する觀念及び第二にその通用力の程度に關する觀念を含んでゐる。通用力の程度が最早や評量の物理的事實に依存せしめられなくなり、むしろある規定、ある稱呼に依存せしめられる限り、我々は貨幣の金屬價值に對立する貨幣の呼稱價值



を問題にする。クナップは唯單に一種の稱呼價值通用力を、即ち國家の命令によつて作用する稱呼價值通用力を考へてゐた。此の場合、貨幣の均衡制度のもとでの振替殘高や重商主義制度のもとに於ける銀行券が、かゝる命令の存することなくして、稱呼價值に従つて通用すると云ふことには何等の疑も存しない。

しかし茲ではこのことは我々を悲しませはしない。なぜなら我々は茲では單にその稱呼價值通用力が國家命令に基くところの貨幣のみを問題にしてゐるからである。かゝる貨幣を我々は表券貨幣と名づける。クナップにとつて表券貨幣は——彼にとつては一切の表券的支拂手段・而してこのものゝみが貨幣である——一の贅語であるが、我々はこの表現で以つてある一定の貨幣制度を他の種の貨幣制度から區別する。此の場合我々は簡片性の外面的契機を表券概念に取入れない。我々は其の上に何んらの困難もなく經濟理論的概念構成の中に純粹に技術的な分類の原理を導入するのである。

即ち我々は支拂の實行の外的形式に従つて金屬支拂と鑄貨支拂と帳簿支拂との間を區別し、而して通用力根據に従つて商業的支拂手段と表券的支拂手段と信用的支拂手段とを區別する。此の兩分類原理はしかし相互に對應しないで、むしろ交錯する。鑄貨支拂や帳簿支拂のもとに商業的及び表券的及び信用的通用力が存在し得る。

此の書に於いてはそれ故に貨幣の表券制度のもとでは、貨幣が第一に稱呼價值に従つて、而して第二に國家命令に基いて通用するところの貨幣制度が理解さるべきである。これに従へば、表券貨幣にはクナップによつてそれに數へ上げられた貨幣種類の外になほ振替殘高——從來は殆んどそうではなかつたのであるが、その通用が國家的權威に還元され得る限り——が附加へられる。従つて我々は實際にはほんの僅に表券制のクナップ的定義から離れるに過ぎないのである。而も一層物質的な必然性からよりもより以上に原則的な考量からである。従つて我々は此の貨幣制度そのものゝ表現に當つては完全に彼の理論の古典的な體系に従ひ得るであらう。

(註九五) Staatliche Theorie, S. 22.

### 第三節 表券制度の生成

貨幣價值が素材的根據から解放されるに至る發展の萌芽は既により以前に示された。中世紀の鑄貨改悪がその端緒である。

鑄貨改悪は意圖をもつてなされたのであるか、それともそれは打刻技術の不足から或ひは消耗から生じたのであるか？ 何れとするも流通が或る程度まで鑄貨に信用を許與しないならば、而してまた少くとも鑄造者の債權者が惡貨と妥協し得なかつたならば、鑄貨改悪は何等の意味もまた何等の目的も持ち得ないであらう。既に小取引は金屬純分の吟味の煩雜なる結果、あるがまゝの鑄貨に頼つてゐた。大取引は勿論あらゆる手段をもつて「造幣料」を避けんと試みた。大取引にとつては一般に鑄貨の素材的内容のみが決定的であつた。従つて小取引は鑄造者の債權者と共に酒代を支拂はねばならなかつた。それ故に金屬量からの價值單位の解放は欺瞞や強制が誘致しさへすれば、これから徐徐に或る部分の人民の妨害なくして價值單位の素材からの解放を許容する支拂取引の方法が發展した。

正にこの解放こそ初めて整序付けられた。それ自身に完結せる貨幣制度の設定を可能ならしめたのである。かゝる制度の問題は取引が種々なる貨幣を必要とするに云ふ點にある。なぜなればもし金貨と並んで銀や其の他のなほより少ない價值を有する金屬からなる貨幣が流通するとすれば、異なる額の支拂が専ら合目的な方法でのみ行はれ得るかである。併し乍ら異種の貨幣の並存はそれの代替可能性に關して大いなる困難を結果した。従つて之が解決は之等の貨幣種類のうちの一つに對して云はゞ管理權を委託し、其の他のものはそれに對して一の依存關係にもたらされる



と云ふことによつて爲された。

かゝる依存性は先づ第一に補助貨幣の發明によつて達成された、それは以下の如く構成されてゐる。即ち

一、補助貨幣は價值が少くなければならぬ。即ちその金屬純分は融解の後、市場に於いては鑄造された價格、稱呼價值に對應せるよりもむしろそれより少い價格を持たなければならぬ。しかもそのことは補助貨幣の貨幣素材に有利な價值關係の推移が補助貨幣を本位貨よりも高く評價するの結果を誘導すると云ふことを防ぐために必要なのである。補助貨幣 (Scheidgeld) はそれ自體各素材價值なくしても考へ得る。

二、支拂力は一定の小取引の需要に對應する額に限定された。と同時に鑄造さるべき量も一定の限界を持たねばならない。従つて補助貨幣はいつでも本位貨に換える可能性が保證された。

かゝる二つの方策の助けによつて二つの全く異なる種類の貨幣を相互に正しく維持すること、即ち兩者がそれ等の稱呼價值に對應して相互に完全に代替し得ると云ふ様に正しく維持することが可能になつた。補助貨幣は最初フロレンスとベニスとに行はれた。しかしイギリスが複本位制から金本位制へ移行するや、補助貨幣は漸くヨーロッパの貨幣制度の主要素となるに至つた。一七七四年イギリスに於いては、銀貨は稱呼價值二十五ポンド・スターリングの額まで通用し得るに過ぎないことが規定された。尤もこの額を越えても銀貨は支拂に用ひられ得たのであるが、しかし打歩 (Aufgeld) を支拂ふ事に依つてのみなし得たのであつて、その結果、銀貨は事實上大いなる支拂には用ひられなかつた。一七九八年銀貨の自由鑄造が廢棄された時初めて銀貨は完全なる補助貨幣となつた。

他の仕方では、銀行券の生成に伴ひ、或種の貨幣が他の種の貨幣に從屬すると云ふことが生じた。これは最初は専ら預金證券 (Depositschein) 即ち通常の國幣での預金の拂戻に對する約束手形に限られてゐた。銀行券が獨立なる支拂手段として採用される程度に應じて鑄貨への再兌換は益々減少し、従つて之れが補償に要する鑄貨額は銀行券の

流通に比較して益々縮小された。蓋し獨り兌換 (Eintösung) の、従つて銀行券の金屬貨幣への還元の私經濟的可能性が兩種の貨幣の可代替性をもたらしたのであるから。少くとも初めはさう考へられねばならなかつた。

併し乍らここにはある他の價值根據が云はゞいつの間にかすりかえられたと云ふことが、一度は、總銀行券若しくはその大半が同時に提出される場合に兌換は不可能であると云ふことから、次には特に兌換が銀行券の拒絶を伴ふことなしに中止され得たと云ふことから生じた。かゝる例は一七九七年にイギリスに起つた。

一六九四年に設立せられたイングランド銀行は銀行券を發行した。この銀行券は最初は純粹に商業的通用性に基いて流通した。このことは既に一六九七年に銀行券が二〇パーセントの打歩の減少 (Disagio) を甘受したと云ふ點に現はれてゐる。銀行券がその後公共的金庫に於いて支拂に用ひられる様になると、商業的通用性と並んで宣言的通用性をも帯びるに至つた。このことはナポレオン戦争が國家をして銀行の正金を返却せしめ且つ銀行券の兌換可能性を中止することを強制したとき完全に前面に現はれるに至つた。其の際にもこれは依然として貨幣であり、而もそれは法的支拂手段となつたのである。

#### 第四節 表券制度の特徴

かくして相互に稱呼價值に従つて代替し得、しかも各個の素材的根據より獨立なる一連の貨幣種類から成立つ貨幣制度が發生した。之等の種類の貨幣の一切は最早一定の金屬量によつては規定されないとこの同一の價值單位の運載者であつた。

通用力の根據は國家的命令であり、宣言であつた。指導的貨幣種類は金貨であつたとは云へ、その支拂力は貴金屬



の商業的意義よりも、むしろ國家がそれをそこまで高めたことと事實に基づいてゐる。現に金貨は磨滅せるにも拘らず、完全な稱呼價值通用力——重商主義時代には一般にさうではなかつた——を持つたと云ふことからして既にそれは現はれてゐる。併し乍ら素材的根據がなほ間接的意義を持つてゐたと云ふことは特に紙幣の出現に於いて示されてゐる。事實最初は紙幣の通用力は全く或は尙ほすぐれて兌換の約束にもとづいてゐた。併し乍らそれは次第に固有の價值根據を獲得するに至つた。前述せる如く、オーストリーに於いては一八七〇年代の終りに銀ターレルに對する紙幣の積極的打歩——紙幣は此の銀ターレルから發生したのである——が現はれた。

貨幣制度の金屬的根據がその過去の意義を失ひ、従つて完全な表券制度が發生するならば、クナツプがなした如く、各個の貨幣種類の分類に當つてこの特徴を完全に無視し、而して純粹に機能的分類に移行することが必然的過程である。

クナツプは先づ支拂の三つの種類を區別した。即ち

- a、國家に向けられた支拂
- b、國家から發する支拂
- c、私個人間の支拂

而して總ての「國家へ向つて支拂を爲し得る支拂手段」を國家的貨幣と名づけた、従つて國家によつて發行されない銀行券も、それが公營金庫によつて引き受られる限り、之れに屬する。次ぎにこの國家的貨幣は以下の如く分類される。即ち

1、任意貨幣 (Fakultatives Geld) は私的取引に於いて何等の受領強制も存在しない貨幣の一種である。我々はクナツプよりやゝ離れるが一定の危険「kritischen」類に制限されてゐるところの受領の強制が存在する補助貨幣を

もこれに加へ度い。

2、強制貨幣 (Obligatorisches Geld) は國庫に對してのみならず私的取引に於いても完全なる受領の強制によつて、即ち完全なる法的支拂力によつて特徴づけられる。かゝる概念は通貨 (Kurantgeld) をも含む。茲に通貨とは古い用語に従へば無制限な支拂力を持つ完全な重量を有する金屬貨幣である、——制限せられた支拂力を持つ(重量少き)金屬的流通手段、即ち補助貨幣とは反對に、<sup>(註九七)</sup>強制的貨幣には通貨以外に(戦前のドイツに於いては)金貨及び紙幣的流通手段も亦——しかも紙幣本位のもとに於いてのみならず——所屬せしめ得る。かくしてドイツに於いては銀行券はそれが一九一一年に法的支拂力を獲得したとき、強制貨幣となつたのである。<sup>(註九八)</sup>

廣義の分類は兌換可能性の特性によつて生ずる。強制貨幣も任意貨幣も共に兌換され得る。帝國紙幣 (Reichskassenscheine) はドイツに於いては任意的であつたし、又一度受入られるや、兌換する事を得た。此の區別はしかし強制的貨幣に就ては一層重要である。これ等の貨幣種類は

- (1) 常に兌換し得るものか或は暫定的に兌換し得るものか(戦前のドイツに於ける銀行券)
- (2) 兌換し得ざるものか或は確定的なものであるかである。

暫定的貨幣は發行者のもとに於ける呈示により他の貨幣種類に還元され得るが、確定的貨幣に於いてはかかることは起らない。確定的貨幣は、それがこの場合強制的である限り、言葉の嚴密なる意味に於いて國家の境界内に於いて一般的な且つ無制限の支拂力を持つ。

勿論立法が二種の貨幣に一般的受領の強制並びに兌換不能なる屬性を附與するのである。例へばドイツに於いては一九〇八年以前は金貨と共にターレルが、又戦前のフランスに於いては金貨と並んで五フラン銀貨が存在した如く。人はかゝる状態を「跛行本位制」(hinkende Währung)と呼んでゐる。併し乍ら實際には今日はかゝる場合に



於いても決して兩貨幣種類を同時に最終の法定支拂手段としては取扱はない。従つてかゝるグループのうちにおいてなほ次の如く分類される。即ち

- a、補助貨幣
- b、本位貨幣

しかもクナツプは國庫によつて發行された貨幣種類を本位貨と名づけた——之に反して彼は爾餘のものを補助的と名づける——。従つて同時に、而も唯に法に従つてのみならず國庫の事實上の處置に従つて強制的且つ確定的である貨幣種類は本位貨である。

クナツプは其の他非本位的、確定的貨幣種類のみならず、一般に總ての非本位的貨幣を補助的貨幣とする。彼は正當にもかゝる仕方において術語上にも本位貨幣をば全貨幣體制から顯著ならしめた。蓋し正確に觀察する限り、本位貨幣は全貨幣體制を代表するところのものであるから。本位貨は他の、即ち補助的貨幣種類によつて何時でも獲得せられ得るし、この補助的貨幣種類は本位貨幣に對する一種の請求権を含んでゐる。かくして凡ゆる財産権は結局本位貨幣によつて代表せられると云ふことになる。もとよりこのことは差し當つて單に法的な・私經濟的な觀察の一結果に他ならない。なぜならば一般に補助的種類の貨幣は本位貨幣へ還元されないからである。況んや現在に於いては補助貨幣は其の總額に於いて本位貨をしばしば超過するが故に、非國家的貨幣の總額を完全に無視することは全く不可能であらう。従つて本位貨の本來の國民經濟的意味は、もしその本位貨に對してその私經濟的特殊地位が世界經濟に於いても特權を與へず、それ故にまたこの理由から國際的支拂取引に於いても一國の貨幣制度を代表しないとすれば、僅少なものであらう。併し乍ら事實は一國の貨幣を代表して居り、外國より何時でも本位貨幣は取戻し得られるが故にそれが國內の支拂取引に於いては流通手段の總額の中に極小の核心を形成する場合ですら、それは國民經濟の

指導的な貨幣種類とも呼ばれるにふさはしい。従つて當然それは表券制度に於いては全貨幣體制の標識に役立たねばならぬ。それに依つて我々は第二の大きな貨幣政策的課題に到達する。此の課題は表券制度の領域に於いて光輝ある解決を見出したのである。表券制度の一側面に於いて、即ち宣言的根據に於いて全貨幣體制の一切の分歧の完全な稱呼價值通用力を達成すること、換言すればあらゆる貨幣種類の間の強固な價值關係を達成することが成功したと同様に、表券制度は他の側面に於いて貨幣と金屬との間に強固な・不動の價值關係を定立することをなした。換言すれば、表券制度は一定の・如何なる變動にもさらされないところの貨幣素材價格の確定に、しかも同時に宣言的基礎の上で成功した。表券制度はこのことを次の二つの方法によつて達成したのである。即ち

1、貨幣金屬はある一定の率で貨幣の提供されたる量に變換し得る——例へばドイツに於いては戰前に純金一ポンドは一三九二マルクと變へ得られたる如く——と云ふ規定に依つて。このことは、造幣局が納入者の一ポンドの金に對して一三九五マルクの鑄貨を鑄造する——この場合造幣局は三マルクの造幣料を取立てる——と云ふ方法に於いてか、又はライヒスバンクが納入者に一三九二マルクの銀行券又は補助貨を支拂ふと云ふことによつてなされる。これによつて金屬の價格は下に向つて限界される。なぜならば何人も彼が賣却せんとする金に對して國家によつて彼に何時でも提供せられるところのものよりも更に僅少な價格では甘んじないからである。

2、もし一定の貨幣量をもつて何時でも貨幣金屬の一定量が獲得し得られると云ふ様に配慮せられてゐるならば、貨幣素材の價格は上に向つて確定される。このためには、國家が國幣の呈示に際してこの一定の金屬量を支配し得ると云ふことか、或は國家が貨幣を、誰でもそれを支配する者は直接に當該金屬量を所有する、と云ふ様に形成する必要がある。國家はこの場合「完全量のある」鑄貨を創造しなければならぬし、又同時に國家は鑄貨が一定の最輕量目 (Mindestgewicht) 即ち通用最輕量目 (B. Passiergewicht) を超えて下る場合、時を失せず流通から引あ



けることによつて、能ふ限り流通にある鑄貨の量目減少に對抗しなければならぬ。最輕標準量目並びに許容し得べき鑄造瑕庇 (Prägefehler: Remedium) に關する規定に従へば、戦前のドイツに於いては常に一三九五乃至一四〇〇マルク貨から融解により一ポンドの純金が得られるべきであつた。何人も金に對して此の額以上に支拂はんとはしないであらう。蓋し彼は此の額に於いて金そのものを所有して居ると同様だからである。かゝる定率政策 (Tarifungsmaßnahmen) の全體をクナップは素材價格制——此の術語は國家理論の多くの鑄造語のうち特に科學的語彙に取上げられるに相應はしいものにぞくするかも知れない——と名づける。

素材價格制は正に表券制度のすぐれたる業績である。重商制度が支配する限り、その貫徹には二つの方途がある。即ち第一に鑄造者の國庫的立場、第二に貨幣は交換財であると云ふ流通觀である。國庫的立場は、國家が價格確定に結ばれた費用を取立てることを妨げるが、費用は磨減と同様に鑄造を惹起する。鑄貨純分のたえざる底下、從つて金屬價格のたえざる高騰がその結果である。更に人が貨幣と貴金屬を同一視する限り、不變なる貨幣金位 (Münzfuß) の思想はかなり縁の遠いものと云へる。鑄貨價格と金屬價格との間の開きは選鑛 (Aufbereitung) に對する正當な附加 (Aufschlag) として若しくは一種の小賣割増 (Kleinhandelszuschlag) の如くに見える。十九世紀の頭初に於いてなほ人は——例へばジェ・ゲー・ホフマン (J. G. Hoffmann) ——各個の貨幣金位が時とともに悪化するに云ふことを一種の自然法的必然性と看做することが出来た。

合目的な補助貨種類の構成に於けると同様に、イギリス素材價格制の發展に於いても亦英國が指導的立場をとつた。一六六六年に英國は、一切の鑄造費を國庫で引受ることにより、それに對する第一步をふみ出したのであるが、自由通商の學説がもたらされた時代に初めて表券的性格を持つて整序された貨幣制度を創設する事を得た。かくてはば一八〇〇年頃に英國は表券的金本位制とも名づくべき貨幣制度に到達した。

(註九七) Vgl. z. B. Schäffle: Für internationale Doppelwährung, 1881, S. 6 und 8.

(註九八) クナップ (貨幣國定説九二頁) は、謂ゆる規範的貨幣は通貨 (Kurantgeld) と名づくべきであつて、吾々は舊用語例と衝突しない爲に逃避したいと提議する。

## 第五節 表券理論

重商主義的貨幣制度には象徵主義的理論並びに嚴密な金屬主義的理論が對應する。表券體制の詳細なる研究は、先づ金屬主義觀の修正を強ひ、結局は表券制度を結論づける。この表券理論はそもそも後に至つて始めて科學によつて發見されたのである。古典學派はそれを常に唯だ部分的に且つ單にその本位政策的目的に於いて認識してゐたに過ぎない。クナップが初めてそれに名稱をあたへ且つそれを鋭く解明したのである。

表券制度の特徴は、異種類貨幣の完全な稱呼價值通用力のみならず素材價格制もまたその上に形成されるところの宣言である。一切の貨幣は從つてまた金貨も宣言的通用力を持ち、且つ他の如何なるものをも持たないと云ふ國家理論がここから生れる。併し乍ら、かゝる思想は素材價格制の本質に矛盾しないであらうか？ 素材價格制に基礎をおくところの本位政策的意味、本位政策的意圖は勿論、表券理論が露呈せしめてゐる如く、金屬價格の確定にあるのではなく、むしろ貨幣價值を金屬價值の上に基礎づけることである。併し乍らもし通用力に對しては宣言で充分であるとするならば、かゝる事は何が故に必要なのであらうか？ 貨幣の素材價值根據は無用な贅物であらう。ある程度まで古典學派はすでにさう考へてゐた。クナップは彼の學説を本位政策に一貫して通用するに當つては——彼は此の思想を明白に表現することに非常に注意を拂つたのではあるが——どうしてもかゝる結論に到達せねばならぬ。金屬價



格の確定（國際爲替相場 (intervalaktische Kurse) と混同するべきでない）は彼にとつては價格政策の餘計な一片であり、中世的公定價格制度 (Taxwesen) の取り除かるべき殘滓であらねばならぬ。ここでは再び自由通商の根本觀がほのみえてゐるのだ！

たとへば表券理論が古き金屬主義的理論によつて主張される貨幣素材と價格との間の關係を否定するにせよ、自らの側でかゝる關係を積極的に概念化する事は出来ない。表券理論はいつでも宣言的通用力の概念によつて

- 一、何故に貨幣は一般に流通するか。
  - 二、何故に種々なる及び特に素材價值なき貨幣種類が稱呼價值通用力を有つか。
  - 三、如何にして貨幣素材の固定價格は獲得せられるか。
- を説明する事が出来る。

表券理論は併し乍ら貨幣が價格構成に當つて演ずる役割の説明を全く拒否する。且つ國家的又は他の命令的支拂共同社會に屬する事なしに支拂力と稱呼價值通用力を有する貨幣種類が存在すると云ふ事が如何にして達成せられるかは之を説明し得ない。従つてそれは信用經濟の形成された時代にとつては、即ち高度資本主義の時代にとつては最早充分ではあり得ない。なぜならばここでは表券制度は新なる貨幣制度、即ち均衡制度 (Bilanzverfassung) へ變形したからである。

## 第十二章 貨幣の均衡制度

### 第一節 序 説

表券制度が貨幣の重商制度から成長したのと同様な仕方です。十九世紀の第二半世紀に表券制度の上に一の貨幣的建築が打建てられた。併し乍ら表券制度は自らを破壊することなしに、自己の中に採り入れたのである。新貨幣制度は國家的命令の範圍を遙かに越えて成長した。しかもなほ宣言的通用力はある一定の意味は維持した。即ち表券制度が長期間且つ部分的には今日ですら商業的通用力によつて支持せられてゐる様に。併し貨幣價值の全く新なる根據が益々完成されて來た。この場合、國家的權力は大いなる信用機關が獲得したるすぐれた意義に對して、殊に益々烈しくなり行く經濟的紛糾の活動性並に經濟的循環の旋回力に對して後方へ退却した。

新貨幣制度は之を貨幣の信用制度と稱し得るであらう。若しこの表現によつて誤れる觀念を呼び起されることがないならば。なぜなら——我々の術語に従つて——商人的通用力が問題となり、かくてまた紙幣は貨幣素材への指圖證であると云はんとする時、人はしばしば銀行券又は紙幣の信用的性質 (Kreditnatur) を問題としたからである。しかし近代的貨幣制度に於いては貴金屬に對する關係は全く從屬的意義しか持たない。従つてこれは均衡制度の概念によつて一層よく特徴づけられる。蓋し今日貨幣の諸現象は専ら經濟的循環から理解し得るからである。併し乍ら吾々はこの循環を最もよき國民經濟的均衡として表現し得る。此の國民經濟均衡はたえず新たに價值——積極財産と消極財産——の平衡を目指してゐる。それ故に吾々は貨幣は借方價值であり且つ貸借的通用力 (Bilanzgeltung) を持つと



云ふ。貨幣の諸現象は今日國家的本位政策からよりも全信用制度からより多く把握さるべきであると云ふ點を考慮して、振替上の又は信用上 (giralen oder fiduziären) の通用力について述べることも恐らく許容せられるであらう。

## 第二節 保護關稅主義

貨幣の均衡制度は重商主義時代の出發點に於ける經濟形態から特に漸次に、しかし部分的には根本的特徴に於いても區別せられるところの高度資本主義的經濟に對する相關者として生じた。分業それと共にまた労働の組織は極度に精練された。自由通商理論に於いて利害關係の調和なる公理に導いた經濟的關係のそこから生ずる連帶性は凡ゆる經濟團體の殆んど奴隸的な相互の依存性にまで高められた。資本及び信用の組織は國民經濟的利害共同體を一層高めた。此の常に大きくなる微分化に對する反對は擴大する積分 (Integration) であり、巨大經營に於ける労働の團聚、株式會社に於ける資本の集中並びに大銀行の預金の吸收であり、大いなる労働者及び資本家同盟に於ける利害の合成 (Zusammenfassung) である。經濟的原則の最尖端たる商人的計算の完成は競争を支配し且つ景氣變動の最も神經的役割に表現される反動 (Reagilität) を作り出す。經濟の動態もこの計算表 (Rechenhaftigkeit) による微分と並んで擴大する積分を示す。個人間の競争から社會的階級の權力闘争が生じ、大いなる國家的經濟領域の帝國主義的闘争が生ずる。

かゝる經濟狀態に對して、それ自體としては未だ殆んど科學の意識に呼び上げられないが、しかし明瞭に一方ではマーカンティリズムに對して、而して他方では自由通商に對して目立つて顯はれるところの、經濟政策體系が發展した。この體系が兩者の中間態であると云ふことは専ら表面的意味に於いてのみ云ふことが出来る。マーカンティリス

ムと同様に殆んどそれは一の意識的な、完結せる計畫としては世に現はれない、恰かもマーカンティリズムが全經濟政策觀並びに事實上矛盾を含むではあるが優れた方法と一定の目的定立とを認識せしめるところの一定時代の方策の總體を表示してゐるに過ぎないと同様に。根柢に於いてはマーカンティリズムの、而して封建的拘束の否定にすぎぬ自由通商は大體十九世紀の前半を通して西ヨーロッパ諸國の經濟政策を多くの領域に亘つて支配した。併し乍ら同じ世紀の後半に於いては一般的に云つて自由放任 (laissez faire) の原則からの意識的轉向がなされた。經濟政策はより積極的な性格を得た。この政策は新重商主義的であり、國家社會主義的であり、保護關稅主義的である。が、かゝる表現は通常その諸部門の一部へ一般に關係するかに見える。私は通常専ら貿易政策的意味に於いて用ひられる保護關稅主義なる言葉によつてその全性格を表現せんとするのである。

保護關稅主義は、それが經濟生活をも國法及び行政方策によつて拘束せんとする限り、重商主義と似かよつてゐる。従つて保護關稅主義はまた國家的拘束の體系である。併し乍らその方法はその目的と同様に全く別な性質のものである。重商主義的規制化、即ち經濟生活に對する決疑論的 (Kautisch) 規定の代りに、統制と呼ばれる作用の間接的且つ一般的な形式が現はれる。例へば特に割引政策の如きは特徴的である。割引の意識的な且つ合目的な確定は最も普遍的な且つ最も間接的な、云はゞ考へ得べき經濟生活の最も抽象的な作用である。同様なる方策は累進的な所得課税であり、鐵道の一般的 (allgemein) 運賃政策であるだらう。かゝる方策は非常に進歩せる貨幣經濟のもとで、即ち非常に勘定高く、商人的に思惟し、行動することに經濟主體が慣れてゐるところのみ、そこでのみ合目的に作用し得る。従つてかゝる方策は資本主義が特別に成熟してゐるところにのみ存在してゐる。

個々の經濟的利害に對して重商主義は特權賦與を用ひた。その代りに保護關稅的政策に於いては社會政策的原則が——この表現にして許されるならば——保護化 (Protegiierung) が用ひられる。特權賦與もまた決疑論的なものであ



る。それは個々の経済利害の保護奨励を意味し、企業精神、營利衝動をよびますに適してゐる。社會經濟的原理は之に反して利害の均衡を志し、社會の益々強く現はれて来る差別を抑壓し、分業の瘤腫を除却せんとするにある。

かくして吾々は保護關稅政策は重商主義のもとで固有的であつたのは部分的に全く別な方法を使用してゐることを見る。確かに保護關稅政策は保護關稅の如き個々の方策を重商主義から承繼いた。併し乍ら重商主義が諸都市の經濟政策的武庫からあれやこれやを我物としたことの故に、重商主義的政策を都市經濟的と名づけるのは正當でないと同様に、保護關稅主義を個々の方法の故に新重商主義と名づけることは誤謬である。

保護關稅主義は重商主義からその經濟政策的目標——それは部分的には既に方法自體（社會政策）に表現されてゐる——によつて完全に區別される。我々が重商主義のうちに幼稚なる貨幣經濟的發展を成育せしめんとする意識的或は無意識的努力を觀るならば、保護關稅主義に於いて貨幣經濟の過度に隆盛ならんとする傾向、即ち資本主義的發展の異常な擴大（Überspannung）と名づくべき傾向とたゞかゝ意圖に我々は再び出發する。例へば貿易政策域に於いて重商主義は輸出の増進と海外市場の獲得に努力した如く。保護關稅主義は之に反して内國市場を強化せんとする。それはある意味に於いて經濟的アウトルキーを完成せんとするのである。それと關聯して農業を促進し、食料基地を擴大し、従つて重商主義が正に助長せんとした工業國家への展開を阻害せんとする努力が見られる。

他の重要な目標は内國流通の領域に存在する。重點は景氣の變動を圓滑にすることである。この變動が強く感ぜられれば感じられる程、貨幣經濟はますます押進められてゐるのである。價格運動の猛烈さは重商主義時代に於いて戰前の時代に於けるよりも一層甚しかつた。それはしかし自己の生活が大部分自己の生産によつて充たされる個人にとつては當然さして強くは感じられなかつた。それ故景氣政策は愈々益々國家の重要な課題となつた。

經濟政策の方法と目的（Zielsetzung）が實際かつてあつたよりもより一般的に且つより概括的になつたとしても、それはしかし經濟的統合（Integration）の結果、國家と經濟との間に經濟的權力の一部を獨占せる——例へば勞働組合、カルテル、信用銀行の如く——大いなる權力が現はれると云ふことによつてより強い制限下におかれるのである。

### 第三節 振替制度

このことは特に振替制度の領域に於いても觀察せられる。一面に於いて國家は表券制度により支拂流通に模範的秩序と明瞭とをもたらした。國家は又景氣政策に依つて經濟的循環の上にも廣大な影響を及ぼした。併し乍ら今日では國家の造幣主權並びに國家が紙幣發行の特權に拘らず、貨幣制度に於ける優れたる支配力をしかも主として振替制度に依つて獲得した處の巨大なる信用機關が國家と併存する。

支拂流通に用ひられる銀行殘高（Bankguthaben）を貨幣概念のうちにとり入れることは新たな貨幣理論の大なる功績に屬する。貨幣理論は既に以前に支拂流通に對する銀行の裏書（bankmässig）の重要なことを認識してはゐたが、然し之を當初は正しく貨幣制度のうちに整序づけることを意識しなかつた。

貨幣理論が銀行券をその觀察の範囲内にとり入れねばならなかつた當時既に、貨幣理論はためらひ乍らも専ら經濟生活の發展に従つた。確かに貨幣理論は銀行券の貨幣的性格を認め様と決心したのであるが、しかしそのことはここでは専ら本來の貨幣ではなく、只だ貨幣代用物であると云ふ制限のもとでのみなされた。事實に於いて銀行券は我々が貨幣の定義のうちにおくところの一切の要求をみたす。即ち銀行券は經濟的に無制限の支拂力をもつ價值單位の擔



ひ手である。

振替残高を貨幣と看做すことは妨げられてゐた。蓋し貨幣は從來専ら筒形態 (Stückform) としてのみ、即ち鑄貨や紙幣としてのみ把握されて来たからである。従つて帳簿上の記入 (handschriftliche Bucheintragung) は最初は、貨幣の概念規定から對象性の契機を思ひ切つて排除しない限り、専ら貨幣に對する指圖證としてのみ把握され得た。振替残高を貨幣種類のうち算へ上げることは私經濟的觀察によつて可能となつた。なぜならば商人は彼の貸借對照に於いて振替残高を自己の現金在高と完全に等しいものとするからである。しかし國民經濟的觀點からすれば、人は自己の現金在高を銀行に委託し、而して銀行がこの現金を現金のまゝで管理すると考へることなしに、銀行をばその現金所持者ならしめる範圍が一層擴大されることに慣れて來ると云ふ風に考へるに至る様に強ひられる。確かに銀行は如何なる場合でも鑄貨を持ち合せてゐるのであるが、しかしそれは單に銀行で作成された振替残高——銀行の立場からは日々支拂ふべき義務と見られるところのものである——にほゞ對應する高さに於いてである。かくて益々大いなる程度の鑄貨の拂込なき振替残高が生成する。

銀行はそれ自身のもので振替残高を三種の方法で形成し得る。即ち第一に鑄貨の拂込により、第二に一銀行の既に發生せる残高の他の銀行への轉記によつて、第三には自律的な方法に基いて、即ちたとへ何等の拂込或は轉記が存在しないとしても、振替残高の設定 (Eröffnung) によつて形成される。一銀行の残高の他の銀行への轉記の場合には既に個々の信用機關に對して振替勘定の現金準備に於ける變化 (Eine Verschiebung in der Kassendeckung) が生ずる。全銀行にとつてはそれによつて現金準備は減少しない。この事は銀行がその振替勘定の拂込によつて發生したる現金在高をば同時に振替勘定の引出を行ふことなしに支出し、若しくは現金基礎が不變なるにも拘らず新たな振替残高が設定される時に初めて現はれる。かゝることが益々大いなる程度に現はれるのは、振替残高の高さに比較し

て現金在高の減少がたへず増大するのを見る。併し乍らこれは銀行の一種の發券行為以外の何者も意味しない。即ち銀行は、紙幣を發行する代りに、振替残高の形態に於ける財産權を支配すると云ふだけに過ぎない。

經濟的に觀察すればかゝる振替残高は無保證 (ungedeckt) の銀行券と同様なる意義及び作用を有する。例へばライヒスバンクの紙幣流通の増加がしばしばその日日の支拂義務の増加と共に進むだと云ふ點にそれは現はれてゐる。無保證紙幣と同様に、無保證振替残高は單なる代用物、單なる貨幣の代表者ではなく、むしろ獨立の支拂手段である。

振替残高が貨幣の我々の定義に合致するや否や、振替残高は無制限の支拂力をもつ價值單位の擔手と見られ得るや否やを問題とするならば、それが價值單位に一致し (lauten)、而してその價值單位に應じて轉記 (übertragen) せられると云ふことは茲に明白である。此の残高がしばしば享受し、又一種の逆の (umgekehrt) 造幣料として把握され得るところの利子 (Verzinsung) も亦それによつて變じはしない。この残高は經濟的に無條件の支拂力を示すことについて尙疑はれ得るか？ この支拂手段が流通の未發達の處 (Niederung) に於いては尙未だ普及されず、而して鑄貨よりも幾分流通に適しないと云ふことは全く眞當である。このことは小取引に限定されるが、しかしここでは無條件的性質をもつ補助貨幣の支拂力とは反對 (Gegenstück) である。

小切手は貨幣たるや否や、と云ふ過去の論争問題は以下の様に答へられた。即ち小切手は裏書流通 (Überweisungsverkehr) に利用せられる何等かの要式書 (Formular) 若しくは切手 (Zettel) と同様なものとして把握さるべきである、と。如何なる場合にもそれは振替残高に體化せられた購買力を代表してゐる。振替残高の代りに小切手を支拂力の擔手とする場合も考へられ得る、しかし同時に兩者を支拂手段として算へ上げることが可能ではない。小切手の支拂力は各々の場合に一定の振替残高に基礎をおき且つ小切手はかゝる残高が存在すると云ふ前提のもとでのみ



支拂に用ひられるが故に、小切手は貨幣の我々の定義のうちに入れることは困難である。しかし振替残高はそれにも拘らず無條件的支拂力を持つ價值單位の擔手として充分である。それ故に一般には振替残高を正當にも一の貨幣種類と看做され且つ簡片貨幣から書面貨幣 (Scheibgeld)・帳簿貨幣 (Buchgeld)・銀行貨幣 (Bankgeld) 若くは振替貨幣 (Giralgeld) と云ふが如き名稱に依つて區別される。振替残高はいつでも容易に簡片貨幣に轉化し得るし、從つて兌換し得ると云ふことはその貨幣性格に矛盾せず、寧ろ單にそれが何等決定的な且つ未だ本位貨幣の種類でもないと云ふことを示してゐるに過ぎない。併し乍らそれが法定の支拂手段として布告され或は本位的地位をもたされるであらうことは考へ得るであらう。

我々が振替残高を近代的貨幣の種類に算えることによつて、我々はそれが國家の貨幣體系の圈内にそれを結びつけられ、而も單に國家的鑄貨への其の兌換性によつてのみならず、むしろ振替残高が國家的鑄貨と同一價值單位を表示し且つ完全にそれを代表し得ると云ふ事、他の言葉を以つてすれば振替残高が鑄貨と同様の稱呼價值通用力を有すると云ふことを確認することが出来る。併し乍ら此の稱呼價值通用力の基礎なるものは國家の權威ではない。況や法制は今日まで振替残高を未だ嘗て一度も貨幣として理解も承認もしたことはない。むしろ通用力の根據は信用である。かゝる信用はしかし乍らそれが常に國家貨幣に兌換され能ふと云ふ流通の信頼に基づくものではなくて、寧ろ支拂の循環に於いて何等の障害も生じないと云ふ信頼に基いてゐるのである。信任は即ち貸借對象通用力を有する。

#### 第四節 現今の貨幣制度

吾々は三つの貨幣制度を引續いて論じたのであるが、此の三つの貨幣制度は現在或る程度まで尙ほ並存してゐるも

のなることを等閑に附するを得ない。云ふまでもなく重商主義制度に就ては未完成 (Rudimente) のまゝに残されてゐる。最も重要な殘滓は大なる支拂共同體が法的通用力根據の外に金屬價值のそれをも問題としてゐると云ふ事情である。それは今日傳襲的な要因を除けば主として國際間の諸支拂の爲め貨幣素材の重要なることに基づく。如何なる場合にも吾々は國際間の諸支拂に於いては金を商業上 (merkaniles) の支拂手段として指摘することが出来る。もとより貨幣素材即ち金或は銀を各々の他の輸出入商品と完全に同置せしめねばならないかどかは疑問である。此の疑問が吾々を國際爲替相場の觀察に従事せしめるのである。

貨幣の通用力が國內の支拂流通にとつても、重商主義時代に於いて全く徹底的にそうであつた如く、主として其の素材價值に基くとする限り、あらゆる貨幣政策の決定的任務は素材基礎の保障に存在する。かくて重商主義政策が總ゆる手段を以つて貴金屬の調達に努力したと云ふ理由が明かとなる。誠に今日吾々に當時の全經濟政策的體系があげて貴金屬調達の目的によつて支配されてゐたかの如く見えるのも之れによつて説明される。かゝる配慮は近代の金本位諸國の經濟政策に於いては副次的なものになる。しかしかゝる配慮は貨幣が全く異つた通用力の基礎を把持してゐるに拘らず全く消失しはしなかつたのである。此の配慮は唯だ貴金屬調達並びに貴金屬貯藏の調節を志さざる一つの政策によつてのみ置き換へられる。世界戰爭によつて惹き起された地球上の大經濟領域に於ける支拂均衡の變化は、金本位に踏み留まり得たる國家をして金素材基礎が價格に從つてまた價值單位に及ぼす影響を排除する爲めに實に貴金屬流入を防止せねばならぬ状態に屢々陥らしめた。

かゝる事情は近代の貨幣制度が素材價值を單に副次的に基礎とするに過ぎないと云ふことと關聯してゐる。表券制時代に於いては貨幣問題は素材保障の問題から紙幣制度の許に於いて最も明瞭に現はれるところの金融管理の問題に變化せざるを得ない。偕て貨幣の表券的形態と共に貨幣の信用形態が發展すると同じ程度に國庫の問題と信用問題が



併存する。既に其の流通力が均衡よりも寧ろ兌換性を基礎とする銀行券は表券的現象としてのみ把握さるべきではない。加ふるに振替貨幣が出現するに及んで信用問題が前面に現はれた。貨幣準備、即ち重商制度に於いては専ら貴金屬生産及び工業的需要の偶然性に依存して居り且つ表券制度に於いても屢々尙計畫的發券政策によつて導かれてゐない貨幣形成は今や單に貨幣政策のみならず、一般に全經濟政策の最も重要な部門の一となる。

### 第五節 均衡理論

重商制度が表券制度に從つて均衡制度に變改されるときは特に價格形成の法則に影響を與へる、貨幣素材が具體化された價值單位と商品の勞働價值との間の關聯はなるほど解放されない、併し乍ら相互の關係は方向を轉ずる。本位金屬の生産費に於ける變化は最早久しく古い意義を持つてはゐない。

金増加の影響が今日如何に僅少であるかは、簡單な統計的熟慮が示すところである。即ち獨逸の國民所得は戰前總計四百億金マルクを越へ、地球上の全金本位領域の國民所得は數千億金マルクを算し、且つ諸財貨及び諸給付に對する年需要がそれに一致する事を示してゐる。併し乍ら世界の毎年の金生産は尙未だ二十億金マルクに過ぎない。之に依つて見ても貨幣流通に齎らした影響は一部分に過ぎなかつた。影響があるとしても、金増加は僅か一プロツセントの高に過ぎないから其の程度に應じて年々の價格騰貴を惹き起し得たに過ぎない。貨幣素材の勞働價值及び商品の勞働價值間の關聯はかかる事情の下に於いては唯だ金生産が一方に於いて本位の貴金屬價格に、他方に於いては併し生産技術並に一般的價格状態に從ふ諸生産費にも結合して居る限りに於いてのみ繼續的に維持される。金鑛山は其の金の生産費が本位價格を越えて騰貴した場合は從つて維持することを得ない。勿論他方に於いては諸生産費を——恐ら

く技術的大發明によつて——本位價格に比して遙か低位に置くことも可能であらう。このことはこれまでは起つてはゐない。かかる場合がしかし起つたならば、同時に生産高が制限されるにかゝはらず、それに相當する収益の資本化を結果するであらう。或は對應的な巨大な生産増大が生じたならば、多くの貴金屬は中央銀行及び貨幣流通に流入する。其の結果間もなく自由鑄造の停止が必然に現はれるであらう。

夫れ故に表券制度に於いては、而して貸借制度に於いて更に貨幣素材の勞働價值は價格状態一般に對する從屬關係に陥るであらう。即ち貨幣素材の勞働價值はそれが重商制度に於いて占めてゐた支配的地位を失つたのである。かかる變動は——序論に指示されてゐる如く——アメリカ發見後の價格騰貴を世界大戰中の價格騰貴と比較する場合に明瞭に顯現する。當時の價格騰貴は大體に於いて巨大な貴金屬増加に歸すべきであつた。かかる貴金屬増加は世界戰爭中は起らなかつた。反對に金生産の増加は一九一四年及び一九一五年に於ける最初の増加の後、次年度より急勾配の傾斜を甘受した。それにも拘らず金本位諸國の貨幣單位に現はれた價格は貨幣流通の増加との關聯に於いて著しく騰貴した。此の流通高の増加は部分的には中央金庫に於ける金在高の増加と同時に進行したのであるが、全く異つた原因をもつてゐるのである。故に價格を支配するのは金生産でもなく、金の勞働價值でもなく、寧ろ反對に價格騰貴が金生産の低下を強いるのである。今日の貨幣制度の價格政策的意義は往昔のそれに對してより一層明瞭に云ひ現はすことを得ない。

金屬本位と同様、紙幣本位も亦貨幣の重商制度、表券制度並びに貸借制度の圈内に於いて可能である。紙幣は重商制度の許に於いては現在或は將來の機會に於ける兌換に基く流通の期待によつて其の價值を保持する。かかる場合に於いては特に不換性の豫想される繼續が價值を左右する、たとへ當然常に需要供給の數量的契機を越えてであるとは云へ。金屬本位の再建が強く期待される場合には從來以上に大なる額が集積されると云ふ様に。表券制度のもとに於



いては國家的權威及び國權の強固が大なる役割を演ずる。戰況の不定の如きはだから直ちに外國爲替相場に反映する。之に對して均衡制度に於いては信用關係が決定的である。茲では例へば信用膨脹が特別な作用を價值の上に營むのである。

若し吾々が如何なる限界まで紙幣の價值下落は可能であるかの問題を提供するならば、このことは如何なる貨幣制度が優越的に支配するかを明瞭ならしめた時初めて回答されるであらう。均衡制度の下に於いては價值低落にとつては實際に何等の限界線も引かれない。蓋し發行された紙幣量は如何に大きくあらうとも、茲ではそれを通常國民經濟的貸借對照表の貸方記入の金額として取扱ふからである。均衡制度の本質は貨幣が借方價值であると云ふ事の裡に存する、借方價值は貸方價值によつて其の意義と内容とを受けとる。夫れ故に假令發行されたる紙幣總額が任意に天文學的數字に膨脹されようとも、貨幣の購買力は價格が如何に昂騰しようとも依然として維持されると云ふことが恐らく考へ得る處である。

本位の崩壊即ち支拂手段の拒絶は従つて、均衡制下に於いては専ら生産者が本位をもはや認めなくなつた時、又經濟循環が攪亂されてゐると云ふことの信念を獲たる時、夫れ故に生産者が貨幣支出と貨幣收入との永久の相互的交代分離に基づく處の經營を彼の収益を以て維持すべき何等の可能性を見出し得ない時にのみ起り得る。併し乍らかかることは經濟の著しい信用上の紛糾に際しては容易に起らない。蓋し其處では生産者は絶えず彼の債務を尙ほ一層價值減價したる貨幣で消却すべき可能性を有するからである。

表券制度に於ける如く重商制度に於いても事情は異つてゐる。重商制度に於いては紙幣の拒絶は將來の兌換に對する各々の期待が拋棄されねばならぬと云ふ要因に於いて行はれる。其の時こそ表券制度に於いては國家權威が完全に崩壊した時である。一定の紙幣本位に於いて如何なる貨幣制度が實際に存在するかは勿論只だ場合々々のみ決定さ

れ得るであらう。吾々が觀察した如く、近代の國民經濟に於いては貨幣制度は貨幣の三の基本制度の混合を前提する。此の場合に於いては一般に均衡制度が卓越して居るのである。此の事は紙幣本位に於いてもそうであるが故に、貨幣減價の絶對的限界に對する問題は事實上解答され得ない。

吾々は均衡理論に更に立ち入る必要は此處ではない。蓋し此の理論は此の著作に於いて主張されてゐる積極的貨幣理論を説明してゐるからである。第二卷に於いては此の理論は凡ゆる個別性に於いて展開されるであらう。



## 貨幣制度に関する文献

## 一般文献

經濟制度と貨幣制度間の聯關の問題に關する一般的叙述は存在しない。蓋しこれまでかゝる参考文献の問題が殆ど外國にあつたから提示しない。茲に提示したのはすべて主要ならざる論及と階段説との参考書である。例へば

K. Bücher: Entstehung des Volkswirtschaft, 1. Aufl., 1893, 9. Aufl., 1913.

Br. Hildebrand: Ueber Natural-, Geld und Kredit Wirtschaft, Jahrb. f. Nationalökonomie und Statistik, 1864, u. 1876.

その他等々

Sombart: Der moderne Kapitalismus, Bd. 1, 2. Abschn., 26. Kap., sowie 4. Abschnitt,——重商主義時代の貨幣本質を關する茲で與へられた叙述には本位政策と一般經濟政策との關係が特に明瞭に現はれてゐる。

近代の信用經濟と金本位に關して

J. Plenge: Von der Diskontopolitik zur Herrschaft ueber den Weltmarkt, 1913. (並に die Einleitung)

本位の發展と關する概観を與へる等々

Helfferich: Das Geld, 1. Buch.

Schnollner: Grundriss des allgemeinen Volkswirtschaftslehre, 3. Buch, 3. Abschn.

Wagner: Sozialökonomische Theorie des Geldes und des Geldwesens, Abschn. 9—12.

Knapp: Staatliche Theorie des Geldes, 4. Kap.

Lexis: Artikel Währungsfrage, Doppelwährung. Edelmetalle. Gold und Goldwährung, Münzwesen des neueren Zeit,

Münzfund, Parallelwährung, Silber- und Silberwährung im Handwörterbuch der Staatsw., 3. Aufl.

W. Lotz: Entsprechende Artikel im Wörterbuch der Volkswirtschaft.

Del Mar: History of monetary systems, 1895.

W. W. Carille: The evolution of modern money, 1901.

W. A. Shaw: The history of currency, 1252 to 1894, 1895.

所謂本位參考文獻の以外に先づ貨幣の原型に關する參考文獻、次では國家科學辭典における貨幣制度の項を見よ。而も又

Lexis: Allgemeines Münzwesen,

Ed. Meyers: Oriental und griech. Münzwesen.

B. Pick: Römisches Münzwesen,

Sommerlad: Mittelalterliches Münzwesen,

Lexis: Das Münzwesen der neueren Zeit.

A. Engel et R. Serrure: Traité de numismatique du moyen Age, 1894—1901. Traité de numismatique moderne et Contemporain. (16.—18. sc), 1897 ff.

A. Luschn v. Ebengreuth: Allgem. Münzkunde u. Geldgeschichte des Mittelalters u. d. neueren Zeit, 1904.

Friedensburg: Die Münze in der Kulturgeschichte, 1909.

Halke: Handwörterbuch des Münzkunde, 1909.

Karmarsch: Beiträge zur Technik des Münzwesens, 1856.

L. v. Ernst: Die Kunst des Münzers v. d. ältesten Zeiten bis z. Gegenwart. Wiener numismatische Zeitschr., 1880.

重要な個別的な研究に就ては

A. Brandis: Münz- und Masswesen usw. in Vorderasien, 1866.



A. Böckh : Metrologische Untersuchungen, 1838.

Hultsch : Griechische und römische Metrologie, 1882.

Mommsen : Geschichte des römische Münzwesens, 1869.

Soetbeer : Beiträge z. Geschichte des Geld- und Münzwesens in Deutschland ; in den Forschungen zur Deutschengeschichte,

Bd I, II, IV u. VI.

v. Janna-Sternegg : Wert und Preis in der ältesten Periode deutscher Volkswirtschaft. Jahrb. f. Nationalökonomie u. Statistik, 1878.

Eheberg : Über das ältere deutsche Münzwesen und die Hausgenossenschaften, 1879.

Kruse : Köln. Geldgeschichte bis 1386, 1888.

Schmoller : Scheidemünzpolitik. Schmollers. Jahrb, 1900.

シュモラーに於ける其の他の参考文献は「原理」(Grundriss)第二册、六〇頁、及び國家科學辭典の貨幣制度に關する項にみられる。

## 第五編 本位制度

### 第十三章 金屬本位

#### 第一節 總論

全體としての貨幣制度を觀察した後吾々は其の個々の現象形態に入らう。即ち近世初頭以來無恰好な重商主義的本位制度から漸次完全な體系に發展して來たところの重要諸國の本位制度を觀察する事にする。

重商主義的貨幣制度の存在する限り流通に於いて問題となるのは流通手段である。而して特に指導的な種類の貨幣——それは商品と同一性質のものである——が問題である、かくて價值單位は一定の金屬量によつて表示せられる。屢々主たる種類の貨幣と併行して他の貨幣がそれと同一の地位に於いて流通する。西歐諸國に於いては以前から金及び銀の二貴金屬が本位貨幣として用ひられてゐた、従つて貨幣が商品たるの性質を有する限り而も貨幣素材が完全に同一資格のものとして取扱はれるといふ事は敢えて驚くに足らぬ事である。其處に重商主義的複本位制の支配が存する。金及び銀鑄貨が何等相互に確定せる價值比例も有せず流通してゐる時之れを併行本位と云ひ、金及び銀鑄貨が流通に於いて相互に繼續的に交替する限りに於いて之れを交替本位と云ふ。かくて複本位制度の特質は金と銀とが相互



に一定の價值比例に於いて流通するといふ事にある。勿論重商主義的貨幣制度を斯様にはつきり區別する事は殆んど出来ない、といふのは重商主義的貨幣制度の支配の下では貨幣素材は流通上常に同一資格のものとして看做され且つ法律上の規定にも存する様に多くは相互に動搖せる數量と價值比例とに於いて流通するからである。

表券制度 (Charta-Verfassung) は重商主義的貨幣制度から發展したものである。表券的貨幣制度に於いては價值單位は最早や一定の金屬數量によつて説明せられるものではなく、只だ往々それによつて表示せられるといふに過ぎないのであるが、それとても常に必ずそうだとは限らないのである。とにかく現在では一種類の貨幣のみが指導權を持つて居り、而してそのみが本位貨幣である。本位貨幣 (Valutarische Geld) は素材價格制 (Hydromie) と結びつけ得られる。換言すれば名目價值と貨幣素材の重量單位との間には一定の關係が確立せられ且つ保證せられ得るのであらう。其の結果價值單位は重商主義的貨幣制度に於けると全く同じく重量單位によつて表示せられるのである。従つて其の時には價值單位は首尾一貫して貨幣金位 (Münzfuß) によつて定立せられる事になる。此の場合吾人は拘束本位制度について論じてゐるわけである、かゝる關係が存在しなければ自由本位制度が存在する。素材價格に結びつけられてゐる本位制度の二つの主たる形態は金本位制と銀本位制である。金と銀との間に價值比例が定立せられない故に、若しくはもつと深重に云つて定立せられ得ないならば、従つて二種の貨幣が必要に對應する任意の數量に於いて國庫の自由處分にならないならば、複本位制度は表券的貨幣制度から概念的には除外せられる。自由本位制の主たる形態は近代の紙幣本位である、素材價格性と何んらの關聯なき限りに於いて。素材價格制は従つてたとへそれが宣言的基礎の上に生じたものだとしても何等表券的貨幣制度 (Charta-Verfassung) の主要なる構成部分ではない。併し乍ら本位貨幣種類 (Valutarische Geldart) と併行して一聯の補助的種類の貨幣があらゆる完全な額面價值效力をもつて且つ宣言的な基礎に基いて流通するといふ特性は總ての表券的性質に共通してゐる。

にも不拘、表券的貨幣制度それは十九世紀中に生じたのであるが——にとつて貴金屬的基礎は以前として最大の意義をもつものである。何となれば表券的貨幣制度は一般に素材價格性と結びつけられて居り、従つて貨幣素材が獲得せられる條件及び自由に處分せられる數量は依然として景氣變動構成の本質的な要素であるからである。

表券的貨幣制度が決済制度に改變せられるならば、其の時には貨幣素材の意義は而も本質的に減殺せられる。貨幣素材は其の時には高々全貨幣流通の内部に於いて貧弱な核を止めるに過ぎない。勿論貨幣素材は貨幣流通の背後に存する支拂殘高積立金に變形する。たとへそれが一般に重商主義的制度から生ずる甚だ攪亂的な殘滓ではないとしても。此の場合經濟的均衡 (Wirtschaftsbilanz) 及び支拂殘高のみが貨幣の本質についての解明を與へ得るのである。貴金屬の價值比例の考察は殆んどあらゆる興味を失つてしまつた。

## 第二節 貴金屬生産の意義

ソンバルトは言つた<sup>(註九)</sup>、近代資本主義は只だ歴史的偶發事件が人類をして甚しく豊富な貴金屬の蓄積を行はしめたばかりに今日の如く發展したのであるといふのが彼の著作の有してゐる思想である。而して自分の著作の使命の一は、近代資本主義がアメリカ、アフリカ及びオーストラリアの金及び銀生産の増大なくしては一般に存在し得なかつたであらうし又存在し得ないであらうといふ主張の正當性に對する證明を與へるばかりでなく、近代資本主義は其の全特性に於いて貴金屬生産の獨特な活動によつて規定せられるのであるといふ主張の正當性に對する證明をも與へんとするにある。貴金屬の生産活動は資本主義の生命の潮流の如きものである。生命の潮流それは金から……出發し、而して資本主義の發展を助成するのである。新金礦が開發せられる毎に資本主義は新なる生長へと進展し、金の流れ



が弱まる毎に無氣力の状態が資本主義を襲ひ、其の生長を停止せしめ、其の力を滅殺する。

貨幣理論の立場からは此の詳論の最初の部分には賛成し能はぬであらう。何となれば貨幣史は取引が新種の貨幣の形成の場合に如何に幻覺的に且つ敏速に決せられたかを切實に教へてゐるからである。南アメリカの夥しく豊富な貴金屬も其處に如何なる形態の貨幣經濟をも發生せしめなかつた——金及び銀はインカ帝國に於いては只だ寺院及び官殿の裝飾に用ひられたに過ぎず、支拂手段としては用ひられなかつた——といふ事並びに他方に於いてはまた近代ヨーロッパの強大なる資本主義的動力は、新なる鑛山の發見を促がす神の擲理なくともよく自己に適應せる貨幣制度の發展を招致したであらうといふ事もつけ加へらるべきである。何故に金や銀は人類學の證明する寶貝や其の他の無數の貨幣形態に代り得なかつたのであらうかは結局理解の出来ない事である。何故に他の金屬は殆んど金や銀の地位に代り得なかつたのであらうか——併し乍ら金銀が一度歐洲の貨幣制度の最も重要な素材基礎となつた後に於いては、貴金屬の生産は云ふまでもなく景氣の變動に對して共同的な決定者となり且つそれ以上に全經濟的發展の動力となつた。自然の氣儘な愛人の如きであり且つそれ自身の不合理性をもつて資本主義の根本思想即ち合理主義に對してをかしな對立に於いて立つ貴金屬生産の氣まぐれ、それは資本主義的發展の今日までの經過に於いて吾人の區別する二つの主たる時代即ち初期資本主義時代及び高度資本主義時代を規定するところのものである。前者を資本主義の銀時代と名付け得るであらうし、後者は資本主義の金時代と同義である。何となれば銀は全中世紀の間及び新世界開拓後の最初の一世紀の間すばらしい意義をもつてゐた貴金屬であり、十三世紀に於いて短期間の中に顯著となつた金はブラジルに於ける金鑛發見と共に其の時始めて決定的に經濟史の中に入つて來たのであるから。ブラジル及びアフリカの金は資本主義の金時代をもたらしたのであるが、高度資本主義の展開を誘致せしむる程充分に強大なものではなかつた。それが爲めには十九世紀の中葉カリフォルニア及びオーストラリアの金鑛から流出せる新しい稀有の強大なる金の潮流を必要としたのであつた。<sup>(註100)</sup>

併し乍ら高度資本主義それ自體は畢竟其の發展にまつはる金の桎梏を叩き破るものであるのだ。何となれば貨幣制度が重商主義的基礎を經濟の國家的強固と信用網の力によつてどれだけ超越するか其の程度に應じて貨幣制度は費用のかゝる貨幣素材の調達から獨立するに至るのである。かゝる過程が現在如何なる程度まで達せられてゐるかは高度資本主義的經濟と技術のあらゆる手段を盡して行はれた世界大戰に於いて示された。大戰は相互に闘ひ合つてゐる世界諸列強の金融權力に巨大なる要素を置いたにも不拘大戰中何年間か金生産の減退を見たのであつた。

(註九九) Sombart: Der moderne Kapitalismus, Bd. 1, S. 513.

(註100) Sombart: a. o., S. 513/14.

### 第三節 重商主義時代に於ける金及び銀

アメリカ發見前の二世紀中金は明らかに銀よりも多く流通してゐたのであるが、十六、十七世紀に於いて此の情勢は逆顛した。此の事は貨幣經濟が大量取引の領域から經濟の低地(小取引の行はれる經濟——譯者註)——そこではより廉價な貨幣素材への需要を必要とする——に益々侵入して行つた事によつて説明せられる。併し乍ら銀幣流通の増大は就中銀生産の強大な増加の結果である。銀生産の著しき増大はメキシコ及び南アメリカの銀山の開發に始まつた、金生産は先づ以前として僅かに止まつた。兩金屬の年平均産額は次の如くであつた。

期 間 金 銀

一四九三——一五二〇……………五、八〇〇 kg 四七、〇〇〇 kg



一五二二—一五四四	七、一六〇 kg	九〇、二〇〇 kg
一五四五—一五六〇	八、五一〇	三一、六〇〇
一五六一—一五八〇	六、八四〇	二九九、五〇〇
一五八一—一六〇〇	七、三八〇	四一八、九〇〇
一六〇一—一六三一	八、五二〇	四二二、九〇〇

尙一五〇〇年頃には銀生産高は（當時の）價值に従へば金には及ばなかつたが、一六〇〇年頃には銀採掘は（現在の）價值に従へば金のそれを超過すること約五倍であつた。にも不拘此の時代に於いては兩金屬の價值比例は極く僅しか變らなかつた。それは明かに銀の貨幣的使用が異常に増大したが爲めであつた、金1kgに對して年平均で示せば次の如くである。

一五〇一—一五二〇	銀一〇、七五 kg
一五二七—一五四〇	一、二五
一五四一—一五六〇	一、三〇
一五六一—一五八〇	一、八〇
一六〇一—一六二〇	一、二五

一六二〇年から銀生産は再び減退し始めたが、同時に金生産はたとへ徐々ではあるにしても増大した。兩金屬の年平均産額次の如し。

一六二二—一六四〇	八、三〇〇 kg	三九三、六〇〇 kg
-----------	----------	------------

一六四一—一六六〇	八、七七〇 kg	三六六、三〇〇 kg
一六六一—一六八〇	九、二六〇	三三七、〇〇〇
一六八一—一七〇〇	一〇、七六五	三四一、九〇〇

此の時以來、殊に十七世紀の中葉以來貿易は著しく激烈となり且つ擴大したので金の流通従つて金への需要は明かに上昇した。然るに同時に貨幣の爲めの銀の需要は全く或程度の飽和點に達したのであつた。兩金屬の價值比例が此の時次の如く著しい變化を蒙つたといふ事實は此の事を證明するものであつた。

一六〇一—一六二〇	一一、二五 kg
一六二一—一六四〇	一四、〇〇
一六四一—一六六〇	一四、五〇
一六六一—一六八〇	一五、〇〇
一六八一—一七〇〇	一五、〇〇

十八世紀に於いてはブラジル金礦——主として一六九一年に始まり最初の産出高は僅少であつた——の強度の採掘の結果金生産高の異常な増大が生じた。

金銀兩金屬の年平均生産高

期 間	金	銀
一七〇一—一七二〇	一一、八二〇 kg	三五五、六〇〇 kg
一七二一—一七四〇	一九、〇八〇	四三一、二〇〇
一七四一—一七六〇	二四、六一〇	五三三、一四五



金のかゝる増大の結果其の貨幣的使用は強化された。英國に於いては貿易の増大によつて既に十七世紀に於いて高價な金屬を優遇せざるを得なかつた。たとへ英國が銀貨に優越を與へて居り且つ銀が法律上依然として主たる貨幣素材であつたと云へ再三の反撃にも不拘金の流通は益々擴大した。一四二三年以來金並びに銀に對して法律上自由鑄造が存在してゐた。一五〇三年には金鑄貨は法律によつて銀鑄貨と同様全く明確に支拂力を賦與せられた。金と銀との價値比例の確立も亦當然努められた。

貨幣制度の状態は法律上のあらゆる努力にも不拘精々不満足のものであつた。殊に銀鑄貨は益々其の重要性を失つた。たとへ鑄貨に對しては最も峻烈な刑罰が科せられたと云へ、即ち(一五六二)鑄貨の剝削(Beschneiden)・溶解(Befeilen)・變造(Waschen)及び偽造(Nachmachen)に對しては死刑を以てのぞみ且つ屢々充分に之れが遂行せられたと云へ、個々の鑄貨の五〇%若しくはそれ以上の量目の減殺が盛に行はれた。

一六六三年貨幣制度の抱括的改革が試みられた。歐洲に於ける第一人者としての英國が鑄造費を自ら負擔し従つて造幣料が完全に廢止せられたといふ事は根本的な意義を有するものであつた。同時に英國は新たな金鑄貨を採用した。併し乍ら銀鑄貨に對して確定的な價値比例を與へたわけではなかつた。法律上のあらゆる試みにも不拘、確定的な價値比例を永續的に貫徹せしむる事の不可能であつた事は吾人の既に述べたところである。併し乍ら今や斯様な價値比例の制定からは意識的に目を轉ぜられた。従つて實際には重商主義的複本位制に異ならず、只だ文字の上でのみ區別せられ得るところの所謂併行本位が生じたのであつた。金及び銀はかくて法規に従ひ相交錯する事なく相互に併行して流通し得たのであつた。従つて契約は金か或ひは銀でなされた。益々廣汎なる範圍に亘つて擴大し行く流通はかかる事情の下に於いては何等妨げられる事なく愈々高價な金に向ひ、銀鑄貨は貨幣としては益々冷遇せられた。爾後銀は外國に流出し従つて小額鑄貨の著しい缺乏が現出するといふ好ましからざる状態が起つた。かかる厭ふべき状態を除

去する爲めに一六九五年國家の費用に於いて大多數の磨損剝削せられたりした銀貨の改鑄を行ふ事が決せられた。併し乍ら完全な量目の新銀貨も亦あらゆる禁止にも不拘まもなく再び輸出せられた。此の事はとにかく重商主義的現象としてのみ理解せられるところで、法的規定の結果としては理解せられない。といふのは、云ふまでもなく金貨に對する價値比例が確立されてゐなかつたからである。一七一七年一つの新たな對策に訴へられた、而も金と銀との間の價値比例の法定率が再び定められ且つ其の際金の價値が引き下げられた。此の處置に對して廣汎に亘る階級の反對があつた結果、價値比例は一・一五・二に定められた。然るに金は市場に於いてはより低く評價されてゐた。市場の關係は即ち次の如き状態であつた。

一七〇一——一七二〇……………	一五、二二
一七二一——一七四〇……………	一五、〇八
一七四一——一七六〇……………	一四、七五
一七六一——一七八〇……………	一四、七二

銀を貨幣として轉用する事の排除は従つて英國に於いては更に一層發展した。——他の諸國、殊に佛蘭西に於いても亦十八世紀の中頃金流通が増大した様であつた。勿論獨逸に於いては銀ターレルが以前として眞の國家貨幣であつた。

略十七六〇年に新なる變動が生じた。即ちブラジルに於ける金銀の產出高が減退したのであつた。それに反してメキシコに於ける銀坑は著しく生産的となつた。



兩金屬の年平均産出高

期 間	金	銀
一七六一—一七八〇	二〇、七〇五 kg	六五二、七四〇 kg
一七八一—一八〇〇	一七、七九〇 ♪	八七九、〇六〇 ♪
一八〇一—一八一〇	一七、七七八 ♪	八九四、一五〇 ♪

かゝる變化は價值比例に影響を及ぼさずにはゐなかつた。

一七八一—一八〇〇	一五、〇九
一八〇一—一八一〇	一五、六一
一八一—一八二〇	一五、五一

此の結果九〇年の後年には既に英國に於いて銀貨は「惡貨」となつた。銀は造幣局に殺倒し始めた。之れに反して金貨の溶解は有利となつたのであつた。

此の時表券的金本位制度 (Chartale Geldverfassung) に對して決定的な方策が行はれたのである。

第四節 英國金本位制度の成立

重商主義的本位制度の領域内に於いては斯くして複本位制が支配して來たのであつた。而もそれは非常な困難と妨害とが伴つたのであつた。而して又二金屬間に確定的な價值比例を作る事にも成功しなかつた様である。が併し一般に完全な量目の銀並に金鑄貨が完全な法定支拂力を有して相互に流通したといふ結果を伴つてゐた。表券的貨幣制度

に於いてはそれほど曖昧な状態は最早や存在し得ない。複本位制は此處では最早や特殊な本位形態としては現はれない。複本位制が法律によつて制定されてさへ只だ一種の貨幣のみが本位貨幣たるの地位 (Valutarische Stellung) を保持するといふ事は經驗の教へる所である。即ち完全量目の金若しくは銀鑄貨或いは他の種の貨幣——例へば銀行券の如き——が本位貨幣たる地位を得たのである。

英國の表券的金本位制 (Chartalen Goldwährung) への移行は全く徐々に完成されたのであつた、銀鑄貨の驅逐によつて一種の重商主義的金本位制が制定せられた。金流通はあらゆる場合に益々重要性を獲得した。殊に一六六三年に採用せられ且つ金をギニー海岸から獲得せるアフリカ會社の榮譽にちなんでギニー (西アフリカ——譯者註) と名付けられたところの新金貨の鑄造以來特にそうであつた。

併し乍ら例へ英國の貨幣制度が此の様にしてほと統一的に構成せられ且つそれまでよりも一層よく大取引に適合し得る様になつたと云へ、尙此れによつて表券的貨幣制度が成立したといふわけではなかつた。何故そうでなかつたかは次の事の中に明かに示されてゐる。即ち表券理論 (Chartaltheorie) は當時の貨幣制度の状態を自己の體系に組み入れる爲めに全く不自然な説明に訴へねばならなかつたのである。従つて表券理論が一六六三年以來銀鑄貨に對して動搖せる價值比例に立つてゐた金鑄貨をかゝる理由から英國の貨幣制度には適合しなかつたところの單純なる商品なりと説明するならば、若しくは表券的理論——他の極端に陥入つてゐるところの——が長い間流通してゐるギニーを全く突然に本位貨幣たらしめるならば、其の理由は只だ一七一七年の宣言に於いて金貨が前記の率で與へられ且つ受けとられねばならなかつたと云はれてゐる事にある。併し實際には事情はおそらく次の如くである。金鑄貨は十七世紀後半に於いては如何なる場合に於いても大取引の最も主たる支拂手段であつた。従つてまた市場の本來の若しくは重要な計算單位を表示してゐた、然るに小取引に對しては不良な銀貨で間に合せられた。國家は其の傾向を國家



的權威によつて支持せんとしたのであつた。かゝる支持の中に表券的貨幣制度に對する萌芽が示されてゐる。併し乍ら若し金鑄貨が當時貿易鑄貨に變形せられたと考へるならば事物は逆立ちしてゐる。貿易鑄貨が恰も本來の表券であるかの如く考へると同じ様に。

貨幣の表券性はむしろ全く徐々に萌芽的起原から發展したのである。十七世紀の後半に於いて銀貨に對する素材價格は既に述べた様に國庫が一六六三年に鑄造費を負擔したといふ事と一六九八年に銀貨に對して通用最輕量目を制定したといふ事によつて形成せられたのである。勿論紙幣に對してのみ適用せられた規定は殊に何等の正確な限界も與へられなかつた。英國の貨幣制度を表券的貨幣制度に改變したところの第一の決定的な方策は併し乍ら十八世紀の終りにあたつて始めて行はれたのである。一七七三年には金鑄貨も通用最輕量目を定められ而も此の度は明確に計數的に書きかへられた。一七七四年には——これは尙ほ重要な意義をもつものであつたが——銀鑄貨に對する強制受理が制限せられた、即ち銀鑄貨は爾後二五ポンドスターリングまでの額だけが鑄貨として支拂力を持つべきであつた。此の事は銀鑄貨の利用の強度の減退を顧慮して行はれたのである。若しも銀鑄貨が完全な量目のものであつたならばそれは直ちに——其の後一七一七年には再び價值比例が確定されたのであるが——グレンシャムの法則の運命に陥つたのである。

クナップに従へば、銀鑄貨に對する支拂力の制限の中に純粹の表券的貨幣制度が生成したのであつた。かくて疑もなく金鑄貨は強制的であり、確定的であり、且つ強請的であり従つて本位貨幣的であつた。けれ共之れと共に銀鑄貨は法律上無制限に如何なる數量に於いても鑄造せられ且つ市場關係から其の鑄造が有利なりと思はれる場合は何時でも舞臺の上に現はれ得たのである。且つ銀鑄貨は元々量目に従ひ任意の數量で支拂に用ひ得たのである、此の事は勿論實際には何等の役割をも演じなかつたかもしれない。併し乍ら如何なる場合に於いても此の規定は立法者が尙全く

二金屬主義的に、もつと正確に云へば重商主義的に考へてゐた事を示してゐる。然るに貨幣制度の實際的狀態を觀察するならば、貨幣の眞の支配者は國家ではなくて流通である事が解る。

特に此の事は十八世紀の終り生産關係の變動の結果價值比例が金に有利に變化せしめられた時及び其の爲めに銀が造幣局に流入した時に明らかに現はれたのである。金の流通を即ち金本位制を救済する爲めに此の時即ち一七九八年に英政府は銀の自由鑄造の禁止を決意した。即ち政府は造幣局に命じて私人によつて交附せられた總ての銀は之れを交附者に返却せしめ且つ銀貨鑄造の爲めの銀の引受けを禁じた。此の事は表券制度への途上に於ける甚だ重要な一歩であつた。併し乍ら此の事が細部に互つて成就せられない中にナポレオン戦争は國家をして紙幣本位に押し進めたのであつた。其の結果一八一六年の法律によつて初めて貨幣の大改革が完成せられたのである。此の法律によつて紙幣本位から一つの新たな金本位への移行が用意せられた。大體に於いて今日尙英國に支配して居り且つ次の如き特徴をもつ併行本位制がこれによつて建設せられたのである——

新しい金鑄貨即ちソヴァレンが作られた、その中でも一八六九年のものはツロイポンド (Troy-Pound) 標準金貨となつた。此の鑄貨は自由に鑄造し得るものであつた、而も手数料は徴せられなかつた。金の交附者は従つて貨幣金位 (鑄貨率) に正確に對應する額の鑄貨を得た。だから只だ利子の損失を負擔するだけであつた。ここに於いて自然のまゝなる金に法定の最低價格が保證せられた時の最低價格を極く僅かに越えてゐるにすぎない最高價格は、通用最輕量目が鑄貨量目に非常に接近してゐる事によつて與へられた。それを下廻る場合には鑄貨は地金の如く取扱れ、其の結果——重商主義制度の殘滓である——最後の所有者は損失を蒙るのである。

金鑄貨は強制的であり且つ確定的である。而も只だ國庫が金鑄貨を最後の支拂手段とみなす時、而して其の限りに於いてのみ金鑄貨は頭を持ち上げる。従つて金鑄貨が本位貨幣的である時及び其の限り實際には金本位そのものが支



配してゐるわけである。一八一六年の法律によつたとヘンツァレーンが既に強制的となり確定的となつたと云へ、金本位は一八二一年に漸やく始まつたのである。何となれば此の年に於いて初めて英蘭銀行券が本位貨幣たるの地位を失つたからである。英蘭銀行券は現金支拂の停止中即ち所謂制限時代 (Restriktionszeit) 其の地位を占有してゐたのである。殆んど一世紀に亘つてソヴァレーンは本位貨幣であつた。此の時代中にソヴァレーンによつて表示せられた英國の價值單位即ちポンドスターリングは指導的な貿易國の貨幣單位としてあらゆる國際支拂の最も重要な價值單位となつた。而して國際貨幣市場に於ける支配權を得たのであつた。世界大戰によつて始めてソヴァレーンは一時的に補助的種類の貨幣に押しやられた。此の事が生ぜしめられたと同一の原因からポンドはグララーによつて代替せられた。

只だソヴァレーンが本位貨幣的である限りに於いては、それは英國の價值單位を表示してゐるものである。ソヴァレーンは價值單位——ポンドスターリング——を限定 (definiert) しないが故に、價值單位はソヴァレーンから完全に離脱する事が出来る。ポンドスターリングは他の支拂手段即ち英蘭銀行券によつて代表せられない其の時にこそ一八三三年の法定支拂力を得るであらう (たとへ銀行自身の側の支拂に於いてではないとしても)。銀行券は従つて當時は強制的のものであつた。併し乍ら銀行券は兌換せられる限りに於いては補助的のものである。銀行券は大戦中再び漸く本位貨幣的となつた。制限時代に於いてそうであつた様に。

(註一〇一) Knapp: Staatliche Theorie, S. 293.

(註一〇二) A. Schmidt: Geschichte des englischen Geldwesens im 17. u. 18. Jahrhundert, 1914, S. 92.

(註一〇三) A. Schmidt: a. a. O. S. 66.

第五節 十九世紀前半に於いて始まれる大陸に於ける貨幣制度の統一

大陸に於いては表券的貨幣制度は英國に於けるよりも非常に遅れて且つ完全なる純粹性に於いて創設せられた。十九世紀の前半に於いて此處では既にかなり述べて来たところの重商主義的貨幣制度が支配してゐた。十八世紀に於いては——プロシヤは一七五〇年、オーストリアは一七八六年——貴金屬間の價值比例を法律によつて確定する事を斷念した。丁度一六六三年代に於ける英國の如くに。従つて本位法上併行本位が生ぜしめられたのであつた。此の際併し乍ら英國に於ける様に重商主義的金本位制ではなく、重商主義的銀本位制が設定された。此の事はおそらく一部分は次の事から説明せられるであらう。即ち大陸の貿易は其の僅少な取引の結果、より高價ならざる金屬で十分であり得たといふ事。それから一部分は貴金屬市場の状況からも説明せられる。何となれば金生産は更に増大する事なく、かへつて十九世紀の始めの十年間は減退をさへ示したからである。たとへ同時に銀生産がメキシコに於ける政治的紛亂の結果減少したと云へ、價值比例は金に有利に變化した。といふのは英國に於いて強度の金需要が現はれたからである。兩金屬の年平均産額は次の如くである。

期	金	銀
一八〇一——一八一〇	一七、七七八 kg	八九四、一五〇 kg
一八一一——一八二〇	一一、四四五 kg	五四〇、七七〇 kg
一八二一——一八三〇	一四、二一六 kg	四六〇、五六〇 kg
一八三一——一八四〇	二〇、二八九 kg	五九六、四五〇 kg



一八四一——一八五〇……………五四、七五九 kg      七八〇、四一五 kg  
此の際兩金屬の交換比例は次の如き姿を呈してゐた。

一八一——一八二〇……………一五、五一  
一八二——一八三〇……………一五、八〇  
一八三——一八四〇……………一五、七五  
一八四——一八五〇……………一五、八三

共通の本位鑄貨として銀ターレル即ち所謂聯邦ターレル (Verinsaler) が採用せられ、一八五七年のウィーン鑄貨條約によつて完全に銀本位への移行が實現された。それと共に二つの新な『同盟國貿易通貨』(Verins-Handels-münz) 即ちクロネ及び1/2クロネが創設せられた。併しそれは何等確定的な相場も與へられず且つ完全な法定支拂力をも與へられなかつた。同時に一八二一年以來プロシヤが既に有してゐた様な限定的支拂力を有する名目的な補助銀貨幣が作られた。

今や獨逸國家に於ける貨幣制度の状態は次の如きものとなつた。即ち北獨逸に於いては Landesmünze としてターレルが鑄造せられ、南獨逸に於いてはグルデンが鑄造された。其の本國內に於いて兩金屬貨は完全な法的支拂手段たることを得た。併し乍ら、一八五七年以來グルデン國はグルデンの外に聯邦ターレルをも鑄造せしめた。此れによつて鑄貨組織に或種の統一がもたらされた。たとへ混乱が補助貨幣の領域に於いて尙かなり大であり且つ其の結果一般に貨幣價值にとつて金屬内容が依然として決定的であつたと云へ。

佛蘭西も亦十九世紀の初頭に於いて銀貨の流通が優勢となつた。而も複本位制と兩金屬に對する確定せる價值比例の支配の下に於いて。兩金屬の價值比例は一七八五年の訓令に做つた一八〇三年の鑄貨法によつて一・一五・五と規

定せられた。其れ以來二〇年、三〇年、四〇年には銀に對して金の價值が騰貴したので金は佛蘭西に於ける流通界から益々姿を消し、銀鑄貨が獨り其の威を振つたのである。ベルギー、スミス、伊太利に於ける貨幣制度の状態も佛蘭西に於けると同様であつた。此れ等の國は佛蘭西のフラン制度を引繼いだのであつた。勿論以前から複本位制ではなく、銀本位制たる事を明らかに宣言してはゐたが。同様にオランダも一八四七年の法律によつて銀本位を宣言した。米國に於ける複本位制も亦一・一五の價值比例(一七九二年の法律)であつたに不拘、銀流通は優利となつた。勿論一八三四年には價值比例は一・一六に變じ、其の結果特に四〇年の初期以來金流通は再び増加した。従つて此の世紀の中頃には英國のみが表奏的本位貨幣形態をもつたのであつた。其の他の諸國は鑄貨組織の強度の統一によつて英國に著しく接近した。併し乍ら大體に於いて重商主義的貨幣制度を固執した。だが諸國は就中優勢な銀流通によつて英國から區別せられる。唯だ米國だけは等しく金流通が優勢となつた。

此の世紀の中葉以來オーストラリヤ及びカリフォルニヤの豊富な金の採掘と共に歐洲本位制度に決定的な轉向が起つた。

### 第六節 大陸に於ける金本位制度の勝利

一八四八年にはカリフォルニヤに於いて豊富な金鑛が発見せられた。六〇年には他の多くの北米諸州に於いても著しく豊富な鑛坑の開發が續いた。一八五一年にはオーストラリヤ、ビクトリヤ及びニージーランド、六〇年の終りに

はクイーンズランドに於いて金の採掘が始まつた。これによつて未だかつてなき金の増大が生じた。

銀生産の重要な増大は合衆國に於ける大銀鑛發見後六〇年に初めて起つたのである、兩金屬の年平均生産額は次



の如くである。

期 間	金	銀
一八四一—一八五〇	五四、七五九kg	七八〇、七一五kg
一八五一—一八五五	一九九、三八八kg	八八六、一一五kg
一八五六—一八六〇	二〇一、七五〇kg	九〇四、九九〇kg
一八六一—一八六五	一八五、〇五七kg	一、一〇一、一四〇kg
一八六六—一八七〇	一九五、〇二六kg	一、三三九、〇八五kg
一八七一—一八七五	一七三、九〇四kg	一、九六四、四二五kg

一八五〇年から一八七〇年までの一〇年間全體としての金生産は略四〇〇方キログラム、價値に於いて約一一〇億マルクであつた。世界の金保有高の増大はアジアに於いて銀への大需要が起つた事と關聯して五〇年乃至六〇年に於いて其の金價値の下落を導いた。兩貴金屬の價値比例は次ぎの如く構成された。

一八四一—一八五〇	一五、八三
一八五一—一八五五	一五、四一
一八五六—一八六〇	一五、三〇
一八六一—一八六五	一五、四〇
一八六六—一八七〇	一五、五五
一八七一—一八七五	一五、九七

價値比例に何等著しい變化が生じなかつたといふ事は歐洲に於ける金の著しい貨幣的使用によつて説明せられる。

併し乍ら其の變化は先づ佛蘭西に於いて銀貨の放棄及び金の流入を誘致するに充分であつた。新しい佛蘭西の金鑄貨は其の時以來フラン制度の他の諸國にも侵入して行つた。たとへ此れ等の國は純粹の銀本位制を宣言してゐたとは云へ。とにかく此の事は此處でもなほ以前として重商主義的貨幣制度が支配してゐた事に對する證據でもあるのだ。

此れと關聯して表券的貨幣制度への決定的な進歩を示す事件が起つた。即ち一八五三年には米國、一八六〇年にスミス、それに次いでまもなく伊太利、一八六四年には佛蘭西に名目的な補助銀貨が用ひられたのであつた。プロシヤには既に述べた様に一八二一年以來補助貨幣 (Scheidemünze) が存在してゐた。而して獨逸及びオーストリーに於いては一般に一八五七年のウィーン鑄貨條約によつてそれが採用せられた。此處では併し乍ら補助銀貨は現行無制限銀貨幣 (Kurantünze) と並行して流通した。而して此のことは鑄貨材料の節約の爲めの國庫財政の理由から起つたのである。併し乍らフラン本位諸國及びアメリカに於いて補助銀貨が採用せられたのは現行銀鑄貨が姿を消すと共に小額鑄貨の甚しい缺乏が現はれたからであつた。

夥しき金生産は大陸の金本位制の擴大に對する本質的な前提であつた。併し乍ら其のより深い基礎はおそらく次の如きものであつた。即ち先づ第一に英國を金本位制へ移行せしめた同一のモメントが明らかに作用したのであつた。即ち貿易の著しき發展によつて高價な鑄貨の受領が必要とせられたのであつた。たとへ一八五七年のウィーン鑄貨條約に於いて獨逸及びオーストリーは純粹な銀本位を宣言したとは云へ、それと共に貿易鑄貨として金貨の流通を許可する事が明らかに必要であつた。加ふるに指導的な貿易國即ち英國はずつと以前から金本位制を維持して居り且つ米國及び佛國 (複本位制の内部に於いて) に於いては金の流通は遙かに優勢であつた。かかる情勢——クナップによつて強調せられてゐるところの——は(註一〇四) 實造に對する一般心理學的理理由から刺激されたのではなく、就中國際支拂取引に於ける危険を少くする爲めの純粹に商人的な利害並びに種々なる國家の本位貨幣間の自然的平價 (Natürliches Pari)



を、即ち同一の本位金屬に對する債權を得んとする本位政策的努力から生じたのである。國際貿易は愈々熾烈となり大陸の外國貿易は益々大となつた。従つて外國貿易の基礎——それにとつては殊に合目的な國際貸借の方法が必要である——を築く事が益々重要なものとなつた。かゝる思想が當時の經濟的考察をどれほど支配したかは六〇年代に現はれた——主して佛國から出發する——世界貨幣同盟を組織する爲めの努力が之れを示してゐる。一八六七年パリに招集せられた國際貨幣會議は何ら實際的な取るべき成果をもたらさなかつた。併し乍ら最高の貨幣素材に關する問題に於いては一致して金なりと明言せられた事は意義のある事であつた。

法律上の金本位制への移行は佛蘭西の如き複本位の領域で金鑄貨の流通が遙かに優勢となつて居り従つて實際には——たとへ法律的にはないにしろ——既に金本位制であつたところの諸國に於いては極めて簡単に實現せられた。獨逸の如く専ら銀貨が流通してゐたところでは別である。此處では就中貨幣素材を取換へる事によつてどれだけの犠牲を要するであらうかといふ問題が吟味せられねばならなかつた。だが實際には何よりも先づ市場關係に適合し従つて如何なる當事者をも害せざるところの變革に最も適する状態を選ぶ事が出來たのであつた。併し乍ら其の時には銀の貨幣用廢止の結果及び其の最中に銀價の下落が生ずる筈ではなかつたか、而して本位制度の變革は國庫にとつて餘りにも高價な經驗となる筈ではなかつたのか？

獨逸にとつて此の重大なる問題は一八七〇—七一年、戰爭の勝利と佛蘭西からの數十億の支拂によつて豫期しなかつたほど好都合に解決せられたのである。一八七一年六月ベルリン造幣局が銀の自由鑄貨を停止した後——第二義的な對策を度外視すれば——一八七五年五月十四日の銀行法によつて補充せられたところの一八七一年十二月四日及び一八七三年六月九日の法律によつて金本位の表券的形式 (Chartalen Form) への移行が完成せられた。而

マルクが新價值單位として採用せられた。マルクは從來の價值單位たるターレルの三分の一に等しくせられた。而

してクローネの即ち純金一ポンドから一三九・半個を作る事の出來る金鑄貨の1/10と書きかへられた。

實際に於いてはクナップが強調してゐる様に金鑄貨は一八七六年に始めて本位貨幣 (Valutarisches Geld) となつた。それまでは國庫が一般に支拂手段として利用した銀ターレルが即ち此の地位にあつた。其の額面價值は銀の價格から全く離脱した。従つて最早銀本位は存在しなくなつた。併し乍ら嚴密に云へば金も亦支拂してゐたわけではなかつた。従つてこれは一八七四年に實際起つた事なのであるが金鑄貨が打歩を保持し其の結果輸出せらるるに至つたといふ場合も起り得た。——一八七六年までには帝國銀行は金支拂に、且つあらゆる種類の貨幣の金貨での兌換に應ずるに至つた。銀ターレルは勿論以前として法定支拂手段であり、従つて強制的 (obligatorisch) であつた。併し實際には銀ターレルは最早や確定的 (definitiv) ではなく且つ如何なる場合にも最早や本位貨幣ではなくなつた。かくて今や純粹の金本位制が支配するに至つた。銀ターレルの性質を顧みて法定支拂手段となした様に、銀ターレルを『跛行的』(hinkend) と稱する事は許されるであらう、若しも銀ターレルが價格形成を特に外國支拂手段市場に於いて尙左右したとするならば、併し此の事はあたらなかつた。

金本位制への移行は形式的には一九〇七年六月二十七日獨逸聯邦議會の聲明及び一九〇八年五月十九日の鑄貨改正法によつて實現された。ターレルは聯邦議會の聲明によつて流通外に置かれ (即ち效力を失ひ)、鑄貨改正法によつて其れに對する補充として1/3マルク貨幣が補助貨幣として採用された。

ドイツ本位制度改革の第二の主たる部分は一八七五年五月十四日の銀行法によつて廢止せられたところの紙幣發行に關する規定である。此の銀行法によつて帝國銀行は流通の必要に應じて紙幣を發行すべき權能を失つた——私的銀行券は之れを度外視してもよいであらう、何となれば私的銀行券は期間を經過すれば全く其の意義を害ふものであるから。——此の權利は先づ1/3準備の規定即ち流通の少くとも1/3の額を流通能力あるドイツの貨幣及び國庫證券



若しくは地金若しくは外國金貨を保有すべき義務によつて制限せられた。特に必要なのは金若しくは支拂手段によつて補充せられない紙幣量の補充として、精々三ヶ月の満期を有し且つ概して支拂能力あるものとして認められた義務者が、二、三人ついてゐる割引手形が準備せられねばならないといふ事である。次の規定によつて一層の制限が課せられた。即ち其の規定によれば流通に存する紙幣の一定の部分を越えれば國家に5%の税を支拂はねばならなかつた。(直接的納付金制度 System der Kontingentierung)

銀行券は先づ第一に任意貨幣 (fakultatives Geld) として作られた。只だ帝國及び聯邦諸國の國庫のみは之れが受領を強制せられた。併し乍ら一九〇九年六月一日の銀行條令によつて強制的となり、私的流通に於いても法定支拂力を得るに至つた。此の場合でも銀行券は依然として一時的のものであり従つて補助的のものであつた。以前銀行券が未だ何等の法定支拂力をも賦與せられなかつた時代に於いてさうであつた如くに。

獨逸の本位制度改革は他の大陸諸國の本位政策に影響なくはなかつた。先づ第一にスカンデナヴィヤ王國は銀本位貨幣を放棄すべく決意した。一八七二年及び一八七三年には王國は金本位制に移行した。一八七五年オランダがそれに次いだ。金本位は益々其の地盤を獲得し、大經濟領域が其の銀貨幣を放棄し始めた事によつて著しい銀の價值下落が起つた。六〇年には夥しく豊富な銀鑛が合衆國で發見せられ、合衆國の産銀額は他のあらゆる國家のそれを超過するを得た。此の世紀の終りにあつてメキシコは再び最大の銀産國となつた。銀價の下落にも不拘収益は急激に増大した。

兩金屬の平均産出額次の如し。

期	間	金	銀		
一八七六	—	一八八〇	……………	一七二、四一四 kg	二、四五〇、二五二 kg

一八八一	—	一八八五	……………	一五四、九五九 kg	二、八〇八、四〇〇 kg
一八八六	—	一八九〇	……………	一六九、八六九 kg	三、三八七、五三二 kg
一八九一	—	一八九五	……………	二四五、一七〇 kg	四、九〇一、三三三 kg
一八九六	—	一九〇〇	……………	三八七、二五七 kg	五、一五四、五五一 kg
一九〇一	—	一九〇五	……………	四八五、四三四 kg	五、二二六、一二一 kg
一九〇六	—	一九一〇	……………	六五二、三〇二 kg	六、一三五、三四八 kg

價值比例は次の如く展開した。

一八七六	—	一八八〇	……………	一七、八一
一八八一	—	一八八五	……………	一八、六三
一八八六	—	一八九〇	……………	二一、一六
一八九一	—	一八九五	……………	二六、三二
一八九六	—	一九〇〇	……………	三三、五四
一九〇一	—	一九〇五	……………	三六、二〇
一九〇六	—	一九一〇	……………	三五、六八

此の世紀の後半までは即ち十七世紀の初頭以來金と銀との價值比例は常に一：一五の状態を維持したのであるが、其の後、以前に於いては殆んど夢想だも及ばなかつた銀價の下落が生じた。銀は大量に未だ銀の自由鑄造を維持してゐた國家の造幣局に殺到した。而も複本位制の領域に於いてこれまで金貨の流通が優勢であつたところばかりでなく、紙幣本位の支配してゐる處にまで流れ込む。オーストリー及びロシアの紙幣さへもが銀鑄貨以上の高價值を得



たといふ前代未聞の事が起つた。一八七六年から一八七八年まで銀の自由鑄造を停止し且つそれと共に金本位制への移行を實現すべく餘義なくされたのは單にラテン鑄貨同盟の諸國のみではなかつた。オーストリー及びロシアさへも紙幣本位の最中で銀の造幣局を鎖閉した。

(註一〇四) Knapp: Staatliche Theorie, 2. Aufl. S. 264/5: 金本位制はかゝるものとして一八七一年以來廣く普及されたのではなく、寧ろ英國の貨幣制度がそれをなしたのである——且つ英國の貨幣制度は謂ば偶然に金本位制であつたのである。

### 第七節 金核本位制度 (Goldkernwahrung)

併し乍ら八〇年代には金本位の發展に限界が置かれねばならない様に見えた。蓋し金生産が著しく減退し、金本位國の金調達の問題となつたからである。九〇年代には併し金の獲得は新な強度の飛躍をなした。それにも不拘銀價の下落はとどめなく進展した。尙未だ銀本位制を有し若しくは紙幣本位にあつたあらゆる大經濟領域は今や金本位に移行した。それが金鑄貨を本位貨幣にまで高めてにしろ、或は金保有高若しくは金爲替有高の助をかりて素材價格制を誘致してにしろ。——併し此の際金貨の流通は斷念された。かゝる金鑄貨の流通なき金本位制を金核本位制若しくはまた金爲替本位 (Golddevisenwahrung. Gold Exchange Standard) とも稱せられ、狹義の金本位制としての金貨流通本位制と對立せしめられる。<sup>(註一〇五)</sup>

一九〇〇年後には日本、露西亞、メキシコ、パナマ、フィリッピン、ブラジル、シヤムが金本位を採用した。狹義の金本位制即ち金貨流通本位制は従つて大戰前に於いては英國及び獨逸であつた。佛蘭西はたとへば複本位制で

あつとは云へ金流通を維持してゐた。而してラテン鑄貨同盟の諸國も全く同様であつた。オーストリー、伊太利は金核本位制であつた。同一の事が主として合衆國にも妥當した。勿論合衆國は僅少の金流通を維持してゐたに過ぎなかつた。勿論金流通本位と金核本位との相違は益々取るに足らぬものとなつた。といふのは嚴格なる金本位制を有する國家も亦金保有の集中にうき身をやつす様になつたからである。

上に述べた金核本位制は借換金庫の設けられてゐたアルゼンチン及びブラジルに於いて支配してゐた。借換金庫は實際には外國への支拂に對してのみ金を交附したに過ぎなかつた。流通場裡に存する紙幣證券はこれによつて金の一定量の代表者となつた。蓋し紙幣證券に表示せられた金數量は法律により且つ金蓄積によつて保證せられた價格で何時でも得られたからである。アルゼンチンに於いては既に一八六七年に「交換局」(Tauschant: oficina de cambios) が設けられてゐた。それは借換金庫の前身であり一般に此の種の設備の最初のものであつた。交換局は法律によつて一六オンスの一金ペソに對して二五紙幣ペソを要求次第引き渡すべき權力を興へられてゐた(第一條)、而して逆にかくて引き受けた金を前の比例に於いて紙幣と引換へに與ふべき事を委任せられてゐた(第二條)。法定の支拂手段は區別なく紙幣證券並びに鑄貨であつた。此の制度は六年の長きに亘る最も激しい紙幣經濟時代の後アルゼンチンの爲替相場に安定をもたらしたのであつた。勿論此の制度は後に至つて忘却せられた様に思はれる。何となれば今日では文獻に於いては一八九九年に設けられた借換金庫が完全に新しい創設物とし主張されるのが常であるから。<sup>(註一〇六)</sup>

金核本位の思想は云ふまでもなく古い。此の思想は始めて蘭領印度に於いて而も最初は銅貨の流通に基いて實現せられた様に思はれる。即ち十九世紀の前半に於いて此處では一種の重商主義的銅本位制が支配した。當時オランダは銀本位制であつたので植民地と母國との間に確定的な平價が維持せられなかつた。加ふるに一八四三年にはジャバに存する發券銀行は現金支拂を停止せねばならなかつた。



さて本位制度の弊害を除去する爲めに總督は一八四五年簡單にして而も極めて有効な處置に訴へた。即ち總督は一定の爲替相場でオランダに於ける植民大臣宛の印度政府の外國爲替を市場の自由處分に委ねた。加之たとへ銅貨及び銅證明書並びに現金によつてカバーせられてゐない紙幣が以前として流通してゐたとは云へ、今や爲替相場は安定した。といふのは總ての人は政府によつて確定された相場で植民地貨幣をオランダへの支拂に利用し得たからであつた。

従つてビッセリング氏が主張した様に『本位史に於いて始めて熟考せられた確定的な體系としての方策が用ひられたのであつた』。此の體系は特に銀本位たる大殖民地領域の貨幣制度にとつて典型的となつた。其の後オランダは金本位制に移行し、それによつて蘭領印度の爲替相場も亦金價値に固着した。殖民地自身に於いては——銅貨時代の後——主として銀鑄貨等が流通した。

英國はかゝる貨幣制度の根本思想を有してゐる。英領印度、海峽殖民地及び其の他の殖民地に於ける銀貨の流通に基く金核本位は此の思想によつて實現されたのである。英領印度に於いては更に益々進展する銀の價値下落から生ずる困難を防止する爲に一八九三年銀の自由鑄造の禁止が決意された。ルビーの價値を其れ以來一六ペンスの状態に維持せんと試みられた。此の事は初めは困難であつた。と云ふのは就中造幣價値が金屬價値を上廻る時は著しい量の所有銀が現はれたからである。併し乍ら一八九九年以來巨大なる金保有高のおかげで相場を金核本位の原則に従つて一六ペンスに安定さす事が出来た。

此の原則は二十世紀の初期に於いて、それまで銀本位制が支配してゐた他の一聯の國家に於いても亦勝利を得た。此れについてはメキシコが魁をしたのであつた。銀本位國の金本意國に比して爲替相場の動搖が著しいといふ事は金本位黨を活氣づける必然の狀勢を作り出した。他方其の輸出の約四〇%が銀から成つてゐるメキシコは銀が更に貨幣

用廢止に陥入らない事に大なる利益を持つてゐた。此の理由から銀の流通を伴ふ金本位制を宣傳する爲めに合衆國、支那と聯絡をとつた。間もなく他の問題の諸國即ち東アジアに於ける大銀本位領域を支配すべき責にある殖民地政權とも關係を結んだ。國際商議の獲物は銀の流通を伴ふ金本位を推薦するといふ決議であつた。九〇年に既に此の貨幣制度はフィリッピンに於いて合衆國の干渉によつて採用せられた。一九〇四年にはパナマ共和國に施行せられ、尙同年にメキシコに於いても亦此の制度が採用せられた。此の時代にドイツ、オーストリーに於いても此の制度が採用せられた。一九〇八年には支那をして此の制度を原則として採用せしめたと理解してゐる。だが此處では今日まで實施されてゐない。

(註一〇五) Plenge : Von der Diskontpolitik zur Herrschaft über den Geldmarkt, 1913, S. 18.

(註一〇六) Nur bei Subercaseaux : El Papel moneda, 1912, S. 358 ff.

(註一〇七) G. Vissering : Niederländisch-Ostindien und der Gold exchange standard, Schmollers Jahrb., 1917.

## 第八節 金銀兩本位制と世界貨幣同盟の思想

金本位への移行は熾烈な本位政策的闘争の中に實施せられた。銀流通の復活は事實一般に要求せられなかつた。併し乍複本位制度は全く情熱的な辯護を見出した。複位黨は佛蘭西の經濟學者ウオロウスキー (Wolowski) の指導の下に、金生産の著しい増大が金本位の勝利を好都合にした五〇年乃至六〇年代に強力な複本位黨が結成せられるに至つた。

貨幣制度上の事件は銀の一般的貨幣用廢止が起り得るかもしれないといふ不安及び此によつて貴金屬は其の往時の



價値の不動性を害ふかもしれず、且つ經濟が唯一の貨幣素材の生産關係によつて左右せられるのではないかといふ不安を惹き起した。先づ金の著しい増大によつてアメリカ發見後の様な物價騰貴が現はれるであらうとは思はれない。が併しむしろ金本位への一般的移行は此の金屬の騰貴と従つて銀價格の下落を惹き起すであらうといふ事は證明せられる。

ウォロウスキー氏は彼以前に既にアダム・ミュラーヤンスモンデが信じてゐたと同様に複本位制によつて金價値の不動性を維持する事が出来ると信じてゐた。金或は銀はと彼は論じてゐる、價値の尺度としては長さの尺度としてのメートルと全く同じく不變的である。貨幣素材として従つて債務鎖却の手段として金及び銀の同時的使用によつてのみ其れ等の價値的動搖の或種の均衡が得られるのである。貨幣素材を唯一のものに制限する事は振子を二種の金屬からではなく只だ一種の金屬から作るやり方と等しい。かくては振子は溫度の力にむしろ曝されてゐるわけである。氏は五〇年代に於ける金生産の増大は複本位制の大國としての佛蘭西に於いて金が一：一五・五の法定で嬉んで銀と交換されたといふ事によつてのみ其の著しい減價を蒙らなかつたのであると論じてゐる。あらゆる國家が排他的に一金屬を本位素材とする時にか様な好ましい均衡が生ずる。勿論複本位制にあつては常に其の時々の廉い方の金屬が流通するであらう。従つて債務者は之によつて利益するであらう。而も之は購買に於いてさへも受けとられるであらう。何となれば貨幣價値は大なる安定を得てゐるからである。獨逸に於いても亦複本位制は非常な賛成者を得た。指導的な自由貿易主義者ジョン・プリンス・スミス——一八六九年——は支拂手段の數量が大なれば大なるほど價値の動搖は僅少であるといふ理由を擧げて複本位に賛成した。自由貿易主義者の考察及び内的貨幣價値といふ金屬主義的觀念にとつては貨幣の内的價値の不變性の論證は當然特に重要であつた。複本位制は重商主義の産物で且つそれは云ふまでもなく重商主義的貨幣制度の本質を構成してゐるといふ事及び複本位制は一般に只だ初期資本主義時代のみ

相應するものであり得たに過ぎないといふ事は認められてゐない。不透明な本位關係の下では券面價値勘定は維持されないといふ事が先づ簡單にかたづけられた。券面價値勘定 (Nennwertrechnung) は兩金屬を相互に同資格に若しくは相互に代替的に流通せしめんとする努力から生じたのである。

七〇年代の終り以來漸く此の困難が切實に論及されるに到つた。併し乍ら此の事は複本位制の根本思想の放棄といふ様な事にまで導かず、只だ世界貨幣同盟の思想との其の結合に導いたに過ぎなかつた。

世界貨幣單位の思想は非常に古い。此の思想は國際分業の祝福された作用に關する自由通商主義的觀念によつて及び通商條約により諸國の緊密な世界經濟的結合に達せんとする努力によつて新なる力を得た。特に佛蘭西の思想は力強く主張せられた。一八六五年にラテン貨幣同盟の建設即ち佛蘭西、伊太利、伯耳義、及び瑞西間に締結せられた協約の建設が達せられた。其の後伯耳義、瑞西の計算單位として、既に以前から佛蘭西と同一形態の且つ金と銀との間の價値比例の同一なるフランが採用せられた。協約の本來の目的は、一八六〇年に既に瑞西によつて創設せられ而して最近年には伊・佛・に於いても作られたところの——當時の金下落によつて誘致された銀の流出に對する防衛として——名目的な小額貨幣を共通の規定に服せしめんとする事であつた。補助銀貨幣の鑄造は如何なる(協定)國家に於いても國民一人あたり六フラン以上を算する事は許されなかつた。一般に對する其の法定支拂力は制限せられてゐた。七〇年に於いて協商國は銀の自由鑄造を停止——互に金本位に入つた、たとへば本位貨幣の一致的な選擇に對する責任をとらなかつたとは云へ。瑞西に於いて銀貨は國庫によつて無理に流通せしめられたのに、佛蘭西及び伯耳義に於いては金貨が強制的に流通せしめられると云ふ事が屢々起つた。彼等は相互に彼等の鑄貨の受領を強制せられた。而も其の鑄造が禁止せられ、價値が下廻つてゐる時の五フラン銀貨さへもそうであつた。併し乍ら貨幣條約によつて貨幣制度の共同の管理は達せられなかつた。従つて何等完全な爲替相場の一致も保證せられなかつたし、又なす



事も出来なかつた。

ラテン貨幣同盟は世界貨幣同盟に對する前提とみなされた。一層多くの國を協定に引き入れる事は従つて條約其のものに於いても無視せられた。併し乍ら只だグリーンランドのみは尙——一八六八年——條約に加盟した。教會國家即ちスペイン及びルーマニヤは佛蘭西の制度を協定に加盟する事なくして採用した。併し乍ら此の思想はこれ以上に進展する事がなかつた。

併し乍ら長い間金銀兩本位制と稱せられる計劃は國際世界を動かし、世界貨幣同盟の領域内に複本位を導き入れ、かくてそれを國家の相互的な條約によつて確保せんとした。若しも其の際に總ての國家が自己の利益を第一に主張したならば、確定的な價值比例は維持せられ得ないであらう事は明らかであつた。だが若しそれが普遍的な國際協定によつて確立せられるならば可能ならざるを得ないであらうと或人々は信じてゐた。佛蘭西に於ける Cernuschi がそれであつた。彼は——一八七六年——ウォロウスキーの思想を攻撃し、而して複本位制同盟の思想を代表した。ワルラス (Walras) は深奥なる複本位理論を展開した——一八八六年——それに従へば兩金屬の價值關係は貨幣流通が商品生産に適合する爲め財貨の生産の結果に従つて變化すべきものであつた。獨逸に於いてはアレント (Arendt) ——一八八〇年——が調和的な複本位制に關する著書に於いて此れに對して賛成してゐる。此の複本位同盟の思想は八〇年以來非常な反對に遭遇した。八〇年代の初頭に於いて Eduard Suess によつて立てられた假説——それに従へば金生産は當時非常に後退的運動を示してゐたのであるが——は社會に大なる影響を與へ且つ金本位制諸國に眞の貨幣窮乏が展開するであらうといふ恐怖の餘地を與へた。廣汎に亘る利害關係者は此の思想を吾がものとなし、而して銀貨の流通を擴大する事によつて物價の騰貴と景氣の振興を希望した。獨逸に於ける地主及び保守的な連中は當時の穀物價格の低落は銀價下落の結果であらうと論じた。何となれば此の事が銀本位國たるインドからの夥しき輸出に有利な輸

出プレミアムを作つてやるであらうから。正に銀の貨幣用廢止の結果を生ぜしめるであらう紙幣本位がハンガリー、ロシア及びアルゼンチンからの穀物の輸出を獨逸に最も好都合に促進せしむるであらうと同様に。英國の綿工業もまた印度爲替の下落によつて損害を蒙るものと信ぜられてゐた。北米に於いては銀生産者の煽動は金銀兩本位制を支持したのであつた。國際複本位制の計劃がそこで吟味せられたところのいくつかの國際貨幣會議の後、米・佛兩政府は一八九七年複本位制の爲めの共同的行動を取る事に決した。併し其の努力は水泡に歸した。といふのは英政府が拒否しつゞけたからである。而も殊に印度に於ける銀の自由鑄造の復活にさへ反對したからである。金銀兩本位運動は金生産が強大な飛躍をなした時に完全に土砂となつて流れ去つた。而して銀價の下落はとめどもなく進展したのである。



## 第十四章 紙幣本位制度

### 第一節 紙幣本位制の概念

紙幣本位は自由本位(獨立本位とも云ふ——譯者)の即ち素材價格制にあらざる本位制度の最も重要な形態である。紙幣本位は其の本位貨幣が素材價值に全々依存してゐないといふ事によつて特徴づけられる。紙幣證券(Scheine)が補助的な地位にある場合若しくは本位紙幣が素材價格性と結びつけられてゐる場合、それは紙幣本位ではない。それ故に只だ非素材價格的本位紙幣證券のみが本來の意味に於ける紙幣と云はれる。従つて紙幣は紙幣證券が法律的にも實際的にも兌換せられざる場合にして且つ法律的にも實際的にも完全なる支拂力(強制流通)が賦與せられてゐる時に現はれるのである。

紙幣は屢々突然に發生する。即ち國家が國庫證券を作り、而して之れに本位的地位(valutarische Stellung)を與くと云ふ様にして。多くは補助的な種類の紙幣が本位紙幣にまで高められて生ずるのである。即ち任意の兌換し得ざる貨幣が強制的とせられ若しくは強制的(Obligatorisch)な兌換し得るものが兌換し得ざる特質を賦與せられ且つ最後に國庫によつて強制的に流通せしめられる事によつて生ずるのである。獨逸に於いては帝國國庫證券は戰前同時に任意的にして且つ兌換可能のものであつた。大戰勃發が紙幣本位の誘致を必然ならしめた時、帝國國庫證券は二つの規定によつて眞の紙幣に變ぜられた。規定の第一によつてそれは法定支拂手段とせられ、第二の規定によつて兌換せられ得ないものと聲明せられた。帝國銀行券は之に反して既に強制的であつた。従つて帝國銀行券にあつては只だ兌換

性の止揚が必要であるのみであつた。併し乍ら法律規定は充分ではなかつた。國庫の實際上の仕方が決定的であつたのである。要するに獨逸は既に紙幣本位に移行したのであつた。一九一四年七月三十一日午後差し迫つた戰爭の危険状態を説明した後、直ちに帝國銀行管理當局は其の銀行券の全兌換を停止したのであつた。

紙幣本位生成の基礎は今日まで常に國家若しくは經濟上の危急の場合であつた。ずつと以前に於いては普通國庫の困窮が紙幣本位に導いたのであつた。往々併し乍ら極めて稀に企業家の信用逼迫も亦紙幣本位に導いた。大戰の勃發に際しては諸大國はむしろ爲替政策的理由から紙幣本位に移行したのであつた。即ち所有準備金を防衛する爲めであつた。諸大國は此の準備金を大戰中は以前の如く支出する事なくかへつて増殖した。勿論屢々之れと關聯して最も悪い種類の紙幣經濟が發展した。

形式的に見れば諸紙幣本位は皆同じ様であるが、其の經濟的基礎は種々雑多である、何となれば紙幣本位は、其の事については既に論及したが、重商主義的貨幣制度、表券的貨幣制度並びに貨幣均衡制度の領域内に於いて可能だからである。

### 第二節 紙幣本位制の起原

先づ第一に紙幣本位の重商主義的形態を考察しよう——紙幣本位は十七世紀の中葉西洋文明の圏内に於いて起つた而も先づ第一に發券銀行の設立と關聯して。發券銀行は屢々誤まれる信用政策によつて若しくは國庫の要求によつて困難に陥入つたのであつた。其の時國家が發券銀行の救済に乗り出し、銀行券を法定支拂手段と爲す事を聲明したのであつた。こうしてスウェーデン政府は一六五六年に設立せられた發券銀行の銀行券を六〇年に強制流通を賦與する事



によつて支持せんとした。<sup>(註一〇八)</sup>一七四七年同じ事が繰返へされた。一七五七年にはノールウェー、デンマークにも起つた。

一七一六年から一七二〇年までに於いてジョン・ローの金融操作(ミッシンピール會社の設立及び此れと關聯して發券銀行を設立した)によつて佛蘭西に發展した紙幣經濟は一層有名である。佛蘭西に於ける銀行券發行は當時の情勢にしては略三〇億リール(Lives)といふ驚くべき巨額に達した。勿論此の類は大部分紙幣を吸收する株式の同時的な大量發行によつて流通に入り得たのであつた。株式及び銀行券は絶えず相互に交換せられる一種の遊戯紙幣(Spielpapier)であつた。銀行券は強制流通を維持し、従つて一七二〇年のカルタ戲をする家(Karta house)の崩壊は無数の人々にとつて滅亡を意味した。が併しそれと共に金屬貨幣も常に流通してゐたし又自然經濟が優越的に支配してゐたので、それにも不拘經濟は其の基礎に於いて殆んど震撼されなくてもよかつた。結核紙幣がむしろ宣言的な價值に基いて流通したのか或ひはむしろ重商主義的價值に基いて流通したのであるかを云々する事は困難である。

併し乍ら如何なる場合にも國庫の必要からして、就中歐洲の殖民地——十七世紀の終りにあたつて貴金屬の供給が悪化した——に於ける支拂手段の逼迫から發行せられたところの紙幣は重商主義的種類のものであつた。當時佛蘭西の殖民地——一六八五年にはカナダに於いて、一七四四年にはサント・ドミンゴオに於いて、一七八〇年にはギアヤナ(Guayana)に於いて、及び英國の殖民地領域——一六九〇年にはマサチュセツツに於いて、一七二二年にはペンシルバニヤに於いて、それから後に至つて他の北米殖民地に於いて、——に於いて發行せられた紙幣は之れに屬する。金屬貨幣で拂戻されるところの債務證券として發行せられたのみならず、かゝるものとして流通にまき込まれ、おそらくは常に金屬貨幣と並んで流通したであらう殖民地政府の債務證券が問題となつた。勿論此の債務證券は部分的には法定支拂力を賦與せられ、従つて此の關係に於いては宣言的流通力(Proklamatorisch Geltung)を有してゐた。併し此の事なくば流通は重商主義的基礎を有してゐたであらう、即ち「終局的な兌換の蓋然性及び期限」<sup>(註一〇九)</sup>は消滅

したであらう。國家の宣言それ自體は流通に於いて紙幣の受領を強制するほど充分に力あるものではない。たとへ屢受領の拒絶に對して嚴しい制裁が課せられたとは云へ。

此の事は南アメリカに於いて特に明らかに現はれた。一八一一年コロンビヤ(Kolumbien)に於ける革命政府は其の國庫證券を無理に流通せしむる事が出来なかつた。一八一五年及び一八二二年ペルーに於ける政府並びに一八六八年にはウルグワイ政府も同様であつた。<sup>(註一一〇)</sup>

紙幣を國家財政の用に供せんとする大なる慣習の最初の試みは大革命當時の佛蘭西のアッシニア經濟(Assignate Wirtschaft)——Assignateとは大革命當時發行せる不換紙幣(譯者註)——であつた。初めはきまつて控へ目であつた——(利付アッシニアの發行)——が其後一七九〇年には紙幣發行は更に殆んど認識し得ざるほどの廣がりとなして始められた、一七九一年の中頃アッシニヤの流通はほゞ一〇億、一七九三年には四〇億に近く、一七九四年には六〇億を越え、一七九五年には一二〇億を越えた。而して一七九六年九月一日には四五〇億以上を算した。かくて其の相場は結局平價の〇、〇六%に下落した。アッシニアはマング(地券)(Mandate)によつて償却はせられたが、間もなくマングは價值を失つてしまつた。此の時代の紙幣本位は表券的現象(chartale Erscheinung)としてはおそらくは殆んど把握せられ得ないであらう。特に次のこの事が此れを證明してゐる。即ち第一にはルイ十四世治下に於いて佛蘭西のよく治まれる地方に於いて發行せられた紙幣の新アッシニアに對する積極的な割増金と、第二にそして就中内國に於いて紙幣と併行して、同時に此れに對しては動搖せる割増金を伴つてではあるが、昔の金屬貨幣が流通してゐたと云ふ事情である。従つて此れを防止せんと努めた法律上のあらゆる裁判規定にも不拘、重商主義的混合本位制が存在した。アッシニアは本位的貨幣種類(valutarische Geldart)として完全に貫徹することを得なかつた。當時は従つて重商主義的制度の領域内に於いて紙幣本位制が支配してゐたのである。一體表券的紙幣本位(chart-



ale Papierwahrung) は一國のあらゆる種類の貨幣が完全な券面価値の通用力を宣言的基礎の上で有する時はじめて存在するのである。

(註一〇八) H. Neustatter : Schwedische Wahrung, 1920.

(註一〇九) Adam Smith, 2. Buch, 2. Kap.

(註一一〇) Subercaseaux : Et papier moneta, S. 85/87.

### 第三節 ナポレオン戦争に於ける紙幣本位制度

間もなく他の歐洲諸國に於ける一般的紙幣本位時代が佛蘭西に於けるアッシニア經濟に續いた。而もナポレオン戦争によつて陥入つた金融上の困難の結果としてである。十八世紀の終り英政府が表券的金本位制 (chartale Goldwahrung) への移行を意味したところの貨幣大改革の最中英蘭銀行券を不換紙幣と宣言せざるを得なかつた。何となれば政府は戦時金融の爲め銀行より大借款をなしたので最早や其の兌換義務に應じ得なかつたからである。これは一七九七年に起つた事である。併し乍ら紙幣は強制流通を賦與されはしなかつた。且つ最初は何等の割引 (Disagio) をも蒙らなかつた。紙幣は二、三年後に始めて強制的となつたのであつた。

紙幣の非兌換性の状態即ち所謂制限時代 (Restriktionsperiode) は一八二二年頃まで續いた。此の時代に於いて一オンスの標準金 (Münzgold) に對する價格の動きは次の如くであつた。即ち一八〇〇年頃までは八〇ペンス、一八〇一年に至り始めて八五ペンスに上昇し、一八〇二年再び八四ペンスに、一八〇三年には八〇ペンスに下降し、而して一八〇九年まで此の位地に止まつた。併し乍ら其れ以來激しい動搖を蒙つた。次の如し

一八一〇	九〇、〇ペンス
一八一	八四、五
一八二	九五、五
一八三	一〇一、〇
一八四	一〇四、〇
一八五	九三、五
一八六	九三、五
一八七	八〇、〇
一八八	八〇、〇
一八九	八一、五
一八二〇	七九、九

プロシヤはナポレオン戦争當時同様に紙幣に訴へたけれども、それは只だ適當な程度に於いてであつた。一八〇六年には大藏省證券 (Treasorscheine) が發行せられた。それは五ターレル及びそれ以上の額に代つて法定支拂力を得てゐたが、併しそれは時々流通價值に従つてであり且つ著しい例外を伴つてゐた。例へば明らかに種類を記してある現在の若しくは將來の債務即ち國債等に於ける利子の支拂の爲めに例外が設けられた。大藏省證券は當初兌換された。が軍事的崩壞の後一八〇六年一〇月にはそれは終局的となつた。全體で八百萬ターレルが大藏省證券で發行せられた。其の相場は非常に激しい動搖をなして上下に變動した。一八〇八年には二七%にまで下落し、一八一一年中再び九四%に上昇し、一八一三年頃にはまたまた二四%に下落してしまつた。兌換は一八一八年平價で行はれた。かゝ



る激しい相場の下落は次の事を示してゐる。即ち此の場合上記の重商主義的本位貨幣が問題となつて居り、而して其の貨幣は概して再び金屬に兌換されるといふ希望によつて決せられたのであつた。

オーストリーに於いては一七九七年ウィーン市銀行 (Wiener Stadt Bank) の銀行券の兌換が停止された。これに次いで更になされた發行と關聯して其の相場はかなり急激に下落した。其の結果一八一一年にはそれが表示してゐる鑄貨價值の僅かに1/13となつた。銀行券は此の年に新紙幣に即ち所謂兌換紙幣 (Einlösungsscheine) に而も一・五の比例で變改せられた、兌換紙幣は二億八百萬グルデンの額に達した。それに對して一八一三年以來先取證券 (Antizipationscheine) が加へられ、其の流通は四億七千萬グルデンに膨張した。兌換紙幣は法律に於いてはウィーン本位貨幣と稱せられた。それは終局的であり、強制的であつた。先取證券も亦そうであつた。一八一六年五月此の紙幣は昔の金屬本位貨幣に比して約二二%減價した。今や再び兌換は開始せられたのであるが、併しそれは極めて徐々に行はれたに過ぎなかつた。

一七六八年以來銅貨と兌換せらるべき筈のルーブルアッシニア (Rubelassignat) を發行したロシアも大戦中紙幣が非常に増大した。一八一五年には一〇〇銀ルーブル $\equiv$ 四二六紙幣ルーブルであり、一八四三年には一〇〇 $\cdot$ 三五〇の相場に再びひきしまつた。而して帝國信用券 (Reichskreditbillet) と變改せられた。之れは金屬貨幣で請戻し得べきものであつた。

従つて重商主義時代の正に終らんとする頃歐洲諸國民の間に勃發した大戦は其の金融を既に部分的には紙幣發行 (Notenpresse) の援助によつた事を吾々は理解してゐる。勿論政府は、只だ慎重にそして見透し得る時期に於いて、兌換が再び行はれるものなる事を政府が流通をして信頼せしめ得た限りに於いてのみ、紙幣 (Papierscheine) を流通に導き得たのである。殊にプロシヤは併し乍ら此の場合英國も亦非常に慎重に歩を進めたのであつた。流通が紙幣

(Scheine) を主として流通の背後に存する金屬價值を顧みて引き受けたといふ事は、明らかに紙幣相場の動搖を兌換の見込と最も緊密に關聯してゐることを示すものである。

#### 第四節 十九世紀後半の歐洲に於ける紙幣本位制度

十九世紀の前半は歐洲にとつて重商主義的貨幣制度と資本主義の成熟せる形態への移行とを意味した。諸國が大戦の混亂から恢復した後貨幣制度の新なる組織もまた形成せられた。それは英國を手本として表券性 (Chartarität) の方向に於いて實現せられた。従つてあらゆる種類の紙幣發行に對する確定的な基礎も亦生じた。併し乍ら十九世紀の中頃になつて始めて諸國は紙幣發行といふ金融方法を再び使用したのであつた。

二月革命と關聯してゐる佛蘭西の一八四八年の危機は政府をして紙幣兌換の義務から發券銀行を解放せざるを得ざらしめた。危機は勿論す早く通り過ぎた。とにかく佛蘭西銀行は常に紙幣の平價を殆んど完全に維持した。極めて短期間一二%まで金に打歩が生じた。銀の打歩はそれよりも非常に僅かであつた。危機は地方諸銀行が——其の發行にかゝる銀行券を一部分流通は拒否した——佛蘭西銀行と聯合するに及んで終了した。而して一八五〇年には此の危機の形式上の結末がついたスペイン、グリーンランドに於いても亦一八四八年に銀行券は一時的に本位的となつた。

一八四八年オーストリーが五月事變によつて陥入つた本位制の危機はもつとひどいものであつた。當時オーストリー國立銀行の紙幣は不換紙幣たる事を宣言せられ、且つ強制流通を維持した。之れに對する深い理由は其の事以來一般に——覆面の——缺損經濟であつたが故に直ちに秩序ある本位状態に復歸さるべきではなかつたと云ふことにある。此の紙幣本位時代の最中に一八五七年の貨幣改革が遂行せられた。これによつてそれまでの銀グルデンの 20/21



の價值あるべきオーストリー本位グレンが作られるに至つた。併し一八五八年の終りに至つて漸く銀行は現金支拂を再び開始し得たのであつた。銀ターレルに對する打歩は其の後消滅するに至つた、一八五四年には四六%までも騰貴したのではあつたが。

併しロンバルデーに於ける戦争は一八五九年國家をして更に銀行の現金蓄積に訴へさせた。銀行は兌換義務から解放せられ、其の紙幣は強制流通を賦與せられた。一八六五年不幸敗戦の結果が克服され、現金支拂が再び豫期せられた時、普墺戦争が勃發した。それによつて金屬本位の復活は再び不可能となつた。一八六六年には國家紙幣が發行せられ、銀の打歩は一八六七年には三〇%まで騰つた。それから再び下降し且つ銀の價值下落の結果益々低下した。一八七九年紙幣本位の最中私人の爲めの銀鑄造は禁ぜられ、而して紙幣グレンの價值は銀グレンに含まるゝ金屬價值以上に騰貴した。一八九二年オーストリーに金本位を施行すべき法律が效力を發した。新金貨は最近三年間の鑄貨平價に對應して作られる筈であつた。その結果一キログラムの純金から三、二八〇グレンが形成された、而も一〇グレン及び五グレンの貨幣で。此の事は一グレン $\equiv$ 一、七〇マルク、若しくは一クローネ $\equiv$ 〇、八五マルク(然るに一八五七年には鑄貨平價は二マルクであつた)の鑄貨平價に相應した。併し乍ら此の鑄貨平價を實現する事は出来なかつた。オーストリークローネは爲替市場に於いて従つて初めは〇、八五マルクの平價(Pari)に達しなかつた。即ちたとへ金貨の供給に着手しても銀行券の兌換にまで進行しなかつた。一九〇〇年に始めて爲替相場は新鑄貨平價に對應して安定させられた。併し紙幣(Noten)はたとへ充分に金で補充せられてゐたとは云へ以前と同じく法律上不換紙幣であつた。それにも不拘爲替政策は成功した。そしてそれが成功したのは價值單位の爲めの法定金位に對應する金が事實上何時でも得られたし、またオーストリー・ハンガリー銀行によつても交附された(特に金でなされねばならなかつた關稅支拂の爲めに)と云ふ事によつて、更に金に對しては完全なる鑄造自由が存在し爾來従つて一九〇〇

年以來一層廣義の金本位(金核本位制)が實際に存在したといふ事によつてである。

ロシアは一八三九年銀ルーブル本位に復歸した後、一八五四年のクリム戦争によつて再び紙幣本位に顛落した。五〇年代の初め略三億ルーブルの兌換帝國信用券(einlösbare Reichskreditbillet)が流通してゐたが、一八五七年にはむしろ不換紙幣の流通が七億一千三百萬まで増大した。續く十年間流通は擴大しなかつた、寧ろ屢々少しく縮小された。併し乍らその代りに準備金と定められた金屬貨幣が支出された。一八五四年の始め金屬準備は一億二千四百萬を算した。一八六七年には尙五千九百萬であつた。一八七六年までに信用券の流通は徐々に擴大し、其の結果信用券は七億九千萬ルーブルを算するに至つた。一八七七年近東戦争は一層の擴大を誘致し、一八七八年に一億八千八百萬ルーブルに達した。それから一八八九年まで僅少なから減少した。一八五三年に三八―三九ペンスであつたロンドン宛手形相場は漸時下落し、一八五七年に三七、一八六七年に三二及び一八八七年には二一ペンスといふ状態にまで激落した。九〇年代には非常な努力によつて金本位への移行が準備された。一八九五年には既に九億萬ルーブル(一ルーブル $\equiv$ 二・一六マルク)以上の金保有高が集積せられた。爾後安定がやつて來た。一八九九年の改革は完全に實現せられた。一八六六年の戦争はオーストリーに於けると同様に伊太利にも亦紙幣本位を導いた。先づ第一に國立銀行紙幣の強制流通が宣言された。此の紙幣は後に至り當時存在せる六つの發券銀行の組合紙幣(Konsortialnoten)によつて代はられた。國立銀行の發行にかゝる紙幣の流通は――それと並で流通してゐた兌換紙幣を度外視して――結局九億四千萬リラ(Lire)にのぼつた。打歩は一八六六年に二〇%まで上昇したが、直ぐ次の年には緩和せられ五%から一五%の間を上下に動搖した。一八八一年の法律によつて現金支拂が再び期待せられた。其の目的の爲めに金鑄貨で四億リラ及び銀貨で二億萬リラの借款が行はれる筈であつた。兩金屬の蓄積は豫め備へられてゐた。といふのは伊太利がラテン鑄貨協約へ加盟する事によつて佛蘭西の複本位制に従つたからである。一八八三年に紙幣が再び兌



換せられた時にも金有高は併し乍ら依然として國家及び銀行の掌中に止まつた。それは兌換並びにラテン鑄貨同盟への支拂は殆んど専ら現行銀貨によつて爲されたからである。

伊太利の國際收支は非常に逆調であつた。其の結果爲替相場は間もなく再び下落し、而して銀行券並びに國家紙幣の兌換が一八六三年再び停止せられた。此の事は一八九四年の法律によつて批准せられ、且つ同時に紙幣發行は三億四千萬から六億萬リラに高められた。伊太利の爲替相場は一九〇一年以來始めて平價に復した。併し乍らオーストリアと同じく伊太利も法律的にはなく唯だ實際的に紙幣の兌換に移行したに過ぎなかつた。

十九世紀の後半に於いて一聯の歐洲大國は紙幣本位を持つた。此度もまた一般に戰爭金融の必要は金屬本位の放棄に導いたのであつた。併し乍ら全體として此の紙幣の減價は狭い限界内に於いて動いたのであつた。二〇—五〇%の打歩は概して極大であつた。それは非常に厄介な且つ經濟を害するものとして知覺せられた。尖鋭化されたところの商業上の競走の結果、經濟界は益々精練された商人的な打算的なものとならざるを得なかつた。併し乍ら全體として貿易業者は例へば取引所正規の定期取引の方法によつて爲替の動搖に對して自己を安全ならしむる事を覺えた。就中事態はまた様々な種類の貨幣が其の時確定的な額面價值比例で相互に立つてゐたが故に悪化してはゐなかつた。

表券性は紙幣本位に於いても亦明瞭な價值計算が可能となつた程に成功した。

併し乍ら爲替相場を安定さす事が成功しなかつたので、それにも不拘此の貨幣制度の状態は大なる國民經濟的困難として感ぜられた。従つてあらゆる手段をつくして狹義若しくは廣義の金本位に移行せんと努められた。これは新世紀の初頭歐洲一般の大國にとつて達せられたのであつた。

世界大戰が勃發し、而して他の諸領域に於けると同様に本位制の領域にもこれまでのすべての經驗を超越した破壊が起つた。

## 第五節 新開地域殊に米國に於ける紙幣本位制度

海外の大新開地域に於ける紙幣經濟は歐洲に於ける紙幣本位とは異つた型を示しゐる。英國の殖民地——濠洲、南アフリカ、カナダ——は紙幣本位制たる母國の金融權力によつて煩はされなかつた。併し北米に於いては、そして就中南アメリカ共和國に於いて紙幣經濟は屢々眞の亂痴氣騒を讚美した。紙幣經濟をもたらしたものは部分的には此處でも亦戰爭や革命や主として政治的紛亂であつた。金屬本位はそれ等によつて押込められた。併し乍ら部分的にはこれは新開地に於ける經濟制度の中で其の基礎が興へられたのであつた。

新開地の經濟制度はかゝるが故に長い歴史的發展をへて高度資本主義に到達した諸國の經濟制度から區別せられるといふ事は此處では單に暗示してをけばそれでよい。而も先づ第一に新開地の經濟は歐洲の輸出經濟の使丁以上のものではなかつた。稀薄な人口しか有しない廣大な處女地を支拂金の代償として提供したところの殖民地領域に於いて高度資本主義が見出した特殊な生活條件は此處殖民地を本質的に變化させた。

何となれば近代の技術及び組織をかの地に移植せんとするあらゆる試みはそれ等殖民地を新なる經濟形態へと導かねばやまなかつたからである。従つて原始的な家内經濟、自然經濟と高度に發展せる貨幣及び流通經濟の特殊な混合物を表示してゐる經濟制度が発生したのであつた。輸出の爲めに生産する大經營及び小農的私有經濟、商人的な組織や家長的な勞働制度、廣範な機械の使用や自然の寶を浪費する粗放性 (Extensität)、輸出獨占 (ブラジルに於けるコーヒー、チリーに於ける硝酸加里工業等々) や廣汎な經濟分業に對する此れ等の——空間に於いて激しく對立し合つてゐる——著しい矛盾は其の經濟制度 (新開地の經濟制度) に烙印を押すものであつた。此の事は新開地の經濟從



つて金融に非常な不安定を興へたのであつた。吾人にしてかゝる經濟領域に於ける貨幣制度を把握せんとするならばかゝる事柄によく注意せねばならない。

十九世紀に入つからも合衆國の經濟は長く以上に述べた新開地的機構をもつてゐた。最近の十年間に於いては云ふまでもなく最も純粹な高度資本主義形態にまで發展した東方諸領域に於いても亦そうである。就中合衆國の貨幣制度は八〇年及び九〇年代に入つてまでも新開地的特色をもつてゐた。

殖民地時代の北アメリカに於いては英國の鑄貨のみならず、全世界のあらゆる航海國の貨幣も亦流通してゐた。此の時代に優勢であつた鑄貨はスペインダラー及びピアスターであつた。併し乍ら價值單位は英のポンドスターリングであつた。諸鑄貨を相互に關係せしめる爲め率の確立が絶えず行はれた。

個有の鑄貨制度は獨立宣言の後而も一七七二年の鑄貨法によつて始めて生じた。——此の法律によつて英國に對する敵對的な氣分からポンドスターリングに代つてダラーが計算單位に引き揚げられた。——而して特に一：一五の比例を有する複本位制が採用せられた。

一八三四年に比例は一：一五・九九に變ぜられた、金鑄貨の純分が僅かながら高められ、そして銀鑄貨のそれはそのままだつたからである。それには次の如き理由があつた。即ち複本位制の領域内に於いて銀鑄貨が支配權を握つてゐた時代は主として紙幣制度の發展を克服する爲め——此れは常に外的動因であつた——金の流通を促進せんとしたのであつた。

其の間發券銀行制度は著しく發達し無數の銀行が設立せられ、一八一二年英國との開戦後國庫證券 (Schatzanweisung) の發行によつて強化せられ且つ現金支拂を停止せしめたところの紙幣インフレーションが惹き起された。此の事は漸く七年後即ち一八一九年再び行はれた。一八三七年には大多數の銀行をして屢々支拂停止を必要とせしめた

ところの新たな本位恐慌が勃發した。一八三八年にはニューヨーク州に於いて紙幣 (發行の) 自由の原則に従つて銀行改革が行はれた。併し乍ら強度の留保條件と統制の下に於いてであつた。

カリフォルニア金礦の發見後銀は益々流通から姿を消したのを吾々は知つてゐる。これから生ずる困難を防止する爲めに一八五三年銀の補助貨が採用せられ、其の後一八四九年には一ダラー金鑄貨が作られた。

一八六一年市民戰爭の結果起つた金融の困窮によつて利付及び無利子國庫證券 (Schatznoten) の發行が誘致せられた時から長い期間の紙幣本位制が始まつた。最初は兌換可能にして且つ任意的のものであつた。併し乍ら此の借用證券 (國庫證券) の處分周施を引受けた銀行はまもなく現金の支拂を停止せねばならなかつた。政府とてそれと變りはなかつた。其れ以來紙幣發行後他のものに從つた。ダラーの爲替相場は錯綜し始めた。既に一八六二年に英貨ポンドの平價は本質的に踏み越えられた。一八六一年七月に一〇六、一八六二年七月には一一八に騰貴し、一八六三年に一五六、而して一八六四年七月には二八四に飛躍した。市民戰爭終結後紙幣即ち所謂綠背紙幣 (Greenback) が再び回收され始めた。紙幣ダラーへの打歩は爾來再び年々減じた。

併し乍ら紙幣本位制の廢止に反對して、保護關稅思想からインフレーションを辯護したケリーを指導者とする力強い黨が現はれた。此の黨は労働黨をも味方に引き入れる事が出来たのであつた。そして一八六八年の法律がグリーンバックの一層の回收を禁止せしむる事に成功した。一八七五年に漸く現金支拂が決定され、而も一八七九年一月一日に至り再び採用する事に決せられた「兌換の再開法案」 (Resumptionbill)。インフレーションの煽動によつて勿論一八七八年グリーンバックの回收を將來に對して禁ずる法律が實施された。グリーンバックは當時尙三億五千萬ダラーが流通してゐた。——加之同じ年に法律が發布せられ、此れによつて國家は月々一定數量の銀ダラーを鑄造すべき義務を負はされた (Blandbill)。にも不拘重苦しい銀貨を流通に引き入れない爲めには銀で完全に準備



されてゐる證明書が発行せらるべきであつた。一八六三年以來既に金證明書が利用された様に。

勿論尙此の事に對しては部分的には一八三八年以來ニューヨーク州に於いて支配した嚴格な規定に倣ひ一八六三年の法律——後一聯の法律によつて補足せられた——によつて全聯邦の紙幣制度が整備せられたといふ事が興つて力あつた。即ち紙幣は(或種の例外を除いて)法定支拂力を受け而も兌換せられた。

兌換は主として次の規定によつて保證せられる筈であつた、即ち先づ第一に紙幣發行の極大額が確定せられた。加ふるに支拂停止の場合紙幣債権者を満足せしむる爲め聯邦公債が供託された。法貨での準備は預金及び既發行紙幣の二五%——聯邦の中でも小さな所では一五%——を算せねばならなかつた——此の規定は大體に於いて一九一三年まで維持せられた。豫め特に絶對的な最高限の定めが取除かれたとしても、尙此の規定は如何なる銀行も其の株式資本以上に銀行券を發行する事は許されないといふ規則によつて補充されてゐた。

此の規定によつて紙幣インフレが阻止せられたのであつた。併し乍ら此の規定は度を越してゐた。といふのは流通の必要に對應する紙幣流通の擴張を妨げたからである。勿論紙幣流通は——此處で直ちに一層の發展を先に述べる爲め——一八九〇年頃までは非常に減じた。そして其の時になつて始めて此の規定の弛緩と關聯して漸く再び紙幣流通は増大した。其の流通高は次の如くである。

一八六六	二九〇百萬ダラー
一八八〇	三一八百萬
一八八九	二九百萬
一八九九	二〇〇百萬
一九〇一	二二四百萬

米國の貨幣制度は一八七九年以來次の如くであつた。即ち證明書の形式で流通した金が本位貨幣であつたのである。それと並んで補助貨幣として昔の紙幣たる綠背紙幣並びに新に作られた銀證明書——併し此の兩者は共に決定的であり強制的であつた——が存在した。其の外流通貨幣として兌換銀行券、補助貨並びに漸時著しく増大して來つた振替預金があつた。

アメリカの貨幣流通はそれ故に次の如く構成されてゐた。

金	貨	一八七九年	一八八九年
金證明書	一二四		三七六百萬ダラー
現行銀貨	一一		一一七
銀證明書	一		五八
銀證券貨幣	五四		二七七
グリーンバック	三二八		五三
銀行券	三三〇		三二六
預金	七三四		二〇〇
			一、五二二

斯様にして本位貨幣種類は、例へ之れと共に法律上二種の決定的であり且つ強制的である貨幣種類が流通してゐたとは云へ、指導的な地位を固守したといふ特殊な状態が生れたのであつた。此の事は唯だ著しく擴大して來る貨幣經濟及び急激に西洋化しつゝあつた殖民地が流通手段に對する著しき需要を喚起したといふ理由からそして就中國庫がグリーンバックと同様銀證明書を無制限に支拂に於いて受け取り且つ國庫は絶えず金を支拂つたといふ事から可能で



あつたのである。併し乍ら此の事は聯邦の經濟が夥しき剩餘を生み且つ國庫が非常な金保有高を集積し得た事によつて可能であつたのである。グリーンバック及び銀證明書はそれほど實際に補助貨の性質を持つてゐたのである。

一八九〇年にはシェルマン氏法案 (Shermanbill) はブランド氏法案中の銀行券流通の條件を廢棄した。併し國庫は法定支拂力を得てゐた國庫證券と交換に銀を買入るべき義務を負はされた。云ふまでもなく今や金本位は危険に陥入つた。即ち著しい金の輸出が始まつた。國庫の金保有高は一八七九年の一億三千五百萬ダラーから一八九〇年には三億二千萬ダラーに上昇したが、それに續く幾年金保有高は次の如く動いた。

一八九一	二三八百萬ダラー
一八九二	二五五
一八九三	一八八
一八九四	一三一
一八九五	一五五
一八九六	一五六

一八九三年激しい經濟恐慌がやつて來た。かくて銀流通を停止する事に決せられた (一八五三年八月)。併し此の事は何等の効果もなく、金流出は更に進行した。然るに金公債によつて國庫が處分し得る金準備を先づ再び作り出す事に對して賛意が表された。にも不拘金本位は間もなく再び危険に陥入つた。

長い激しい本位政策闘争の後、一九〇〇年に始めて金本位制度が法律によつて定められた。グリーンバック並びに國庫紙幣は爾後法律上にも亦金で兌換し得るものとなつた。——

合衆國の本位史は十九世紀に於ける歐洲の本位制度の發展と次の點に於いて共通してゐた。即ち合衆國に於いても

亦紙幣經濟の長い期間の後昔の平價に復歸するを得たのであつた。従つて合衆國の爲替相場は結局其の本來の状態を主張し得たのである。併し乍ら合衆國の貨幣制度史を歐洲の状態から本質的に區別するものは、それによつて爲替相場が苦難に巻き込まれる事なしに八〇年及び九〇年に實施せられ且つ實施され得たところの上記のインフレーション的發券政策であつた。此の事は唯だ新開地經濟の著しき發展からのみ説明せられる。

#### 第六節 南アメリカに於ける紙幣本位制度

南アメリカの本位制度の状態を北アメリカのそれから區別するものは、殊に南米に於いては經濟對象に對して國民内部に社會的な相違、政治的な甚しい差違があつたといふ事である。精力的な企業家及び強大な地主は少數の上層階級として大衆に對立してゐる。大衆は自然經濟的勞働方法の慣習から未だ脱却してゐない。それ故に南米諸共和国は寡頭政治である。寡頭政治それは折々個々の權力者の獨裁を濃厚にした。北米に於いてもまた甚しき矛盾が支配してゐる。併し大衆は此處では社會的にも政治的にも或る全く別なものを意味してゐる。

北米と同じく南米も亦貨幣制度に於いて近代の技術を吾がものとなした。殊に紙幣本位は最も容易な金融方法として認識されるに至り且つ此れ以上に企業家及び地主の爲めの強大なる經濟政策的武器として認識せらるるに至つた。併し北米に於いてインフレーション黨は長く其の目的を實現する事が出来なかつたが、南米に於いてはインフレーション主義は次の如き成果を得たのであつた。即ち殆んど總ての國家に於ける貨幣單位は、カール大帝によつて採用せられた鑄貨量目が中世紀に於ける鑄貨の改悪によつて續け様に輕減され従つて其の價值が下落したと同様の價值下落を蒙つたのである。



チリーに於いては五〇年代に於けるまでは重商主義的複本位が支配した。一八六〇年金鑄貨は本位貨幣となつたのに、金減價の結果を防止する爲めに銀補助貨幣が採用された。従つて貨幣の表券的制度が生成した。價值單位たるペソ即ちスペインピアスターの後裔従つてアメリカダラーの近親者たるペソは爲替市場に於いて當時略四五ペンスであつた。一八七五年法定複本位制の領域内に於ける銀の下落は銀鑄貨を本位貨幣たらしむるに至つた。従つて一八七六年の爲替相場は殆んど四〇ペンスに落ちた。併し乍らちに更に深く低落する筈であつた。六〇年代には即ち發券銀行が發生した。發券銀行は誤まれる運用の結果まもなく現金支拂を停止せねばならなかつた。國家は一八七九年紙幣銀行券を兌換し得ざるものと宣言し且つ強制流通を賦與する旨聲明せねばならなかつた。加ふるに一八七九年以來ペルーとの硝石戰爭の結果及び一八九一年の革命の結果國家が紙幣を發行するに至つた。相場は一八七八年に於ける四〇ペンスから一八九四年には一三ペンスに下落した。今や金本位へ移行する事によつて國家紙幣を一八ペンスに安定せしめんと努められた。金の主權は併し乍ら一八九五年から一八九八年まで續いたに過ぎなかつた。何となれば大地主並に大信用業者等といふインフレーションの利害關係者は金本位を再び崩壊せしむる様に配慮する事を心得てゐたからである。國家の放漫な奢侈的な金融作出及び諸銀行の常規を逸せる信用政策の結果、爲替相場は多少激しい反動の中に益々低下した。大戦前には爲替相場は略一〇ペンスであつた。

アルゼンチンも亦チリーと同じく先づ發券銀行の營業方法 (Geschäftsgewehrung) によつて始めて紙幣本位に陥ち込んだ。而も一八二六年には一八二二年に創設した割引銀行 (Banco de Descuentos) の銀行券の兌換に應ぜざることを聲明した。紙幣時代は一八六七年まで續いた。紙幣ペソは昔の金ペソの 1/25 に減價した。

此の年、金核本位を吟味した際に既に述べたところの貿易局が設けられ、これによつて七〇年に入るまで確定的な爲替相場 (一金ペソに對して二五紙幣ペソの率で) が固守せられたのであつた。當時は紙幣本位に歸へつてゐた。一

八八一年鑄貨法によつて金本位の復活が而も大體に於いて一八六七年の法律の輪廓に従つて開始せられたのであるが、事實上再建されたのは漸く一八八三年に入つてからの事であつた。一八八五年には既に紙幣本位への新なる退歩が起つた。金に對する打歩は一八九一年には略三五%に上昇した。併し乍ら此の時國際收支は生産の發達と外國の資本投下とによつて好轉し始めた。一八九八年には打歩は一八〇%に低下した。爲替相場の騰貴は當然これまで爲替相場の悪化によつて利益せる強大な事業群殊に輸出生産者に不利益をもたらした。以來爲替相場の一層の騰貴を防止する爲めに再び貿易局の設立に訴へられ、而して一八九九年には借換金庫 (Caja de Conversion) が設けられた。借換金庫がそれによつて創設せられた法律の主たる規定は次の如くである。第二に關聯する (金本位制の實施に關する條項) 訓令にして發せられざる限り、借換金庫は金を紙幣ペソに替へんとする者に對しては四四 Centavos 金の比例により金と引換に紙幣を交附し且つ逆に斯様にして收受せる金を紙幣と引き換に同一相場により交附すべきものとす。かくて金に對する素材價格制が達せられた。順調な國際貸借の作用により直ちに大量の金が而も法定價格で借換金庫に流れ込む。かゝる金が高が存在するや金の價值は法定率以上には騰貴し得なかつた。といふのは云ふまでもなく金は何時でも再び手にし得たから。此の規定によつてアルゼンチンは大戰までロンドン宛確定爲替相場を固守したのである。従つて正に廣義に於ける金本位 (金核本位) が存在してゐたのである。

ブラジルの貨幣制度は十九世紀の初めには完全に重商主義的性質を帯びてゐた。此の國の中でもよく統治されてゐる部分には金貨が流通してゐた。が他の部分には銅貨でこそなかつたが銀貨が流通してゐた。價值計算の種々なる組織も亦明らかにかにそこから生れたのであつた、リオデジャネイロに於いては價值單位は金ミルreisであつた。それは八五ペンスの價值を有してゐた。併し一八二二年には既に其處には主たる貨幣としてブラジル銀行券が流通してゐた。併し之れは地方に於いては甚だ信用がなかつた。金及び銀が此處の流通界から姿を消した時、紙幣よりも銅貨が



選ばれたのであつた。而して一八二九年には銅に對して非常な打歩が形成せられた。かゝる事情から一八三三年には  
ロンドン宛のブラジル貨で表記された爲替相場は  $33\frac{1}{2}$  ペンスとなつた。本位貨幣は法律——それは當然紙幣にのみ  
適用された——によつて略四三%に、一八四七年には更に二七ペンスに切り下げられた、其の後明らかに紙幣流通は  
著しく擴大した。國庫證券を銀行券で交換し或いは銀行の發券特權を奪ひ自由發券に移行したり色々な事をして紙幣  
を處理したに拘らず、吾人は一九〇六年まで紙幣本位に止まつたのである。

爲替相場は其の間益々下落した。一八九一年には一二ペンスに、一八九二年には一〇ペンスに、一八九六年には八  
ペンスに、而して一八九八年には五ペンスに激落した。併し乍ら今や爲替相場は珈琲のすばらしい收獲の結果、國際  
貸借は順な状態に轉換したが故に再び騰り始めた。一九〇一年相場は一三ペンス、一九〇六年相場は一七ペンスまで  
高騰した。これによつて珈琲栽培者及び其の他の企業家群の落ち入つた困難の結果としてアルゼンチンの前例に従ひ  
借り換金庫を組織することが決定された。それによつて爲替相場は一五ペンスに引下げられ、而して金貯藏が之に照  
應する限りに於いて維持せられ得たのである。一九〇九年には相場を一六ペンスに騰めた、この相場はかゝる状態を  
大戦前まで維持することが出来た。

其の他の南米の諸共和國に於いては貨幣制度は凡そ類似的發展を經驗した。部分的にはここでは革命的な多くの騒  
擾によつて惹起された金融缺乏が、又一部分では銀行の不確實な經營方法が呼び起した信用障碍が遂に紙幣本位制へ  
と移行せしめた。かゝる本位政策は大債務者の利害關係によつて屢々特に大地主の利害關係によつて支持せられた。  
本位貨幣の減價は殆んど或る程度恰かも歐羅巴に於ける貨幣改鑄時代及び貨幣の制取時代と同様に行はれた。事實急  
激にコロンビア國の紙幣は世紀の危機とも云ふべき程の減價を生じた。打歩は急速に二五〇〇パーセントに上り、  
従つて略二五〇倍の減價を生じた。吾々が既に見た如くアルゼンチンに於いては六十年代に其の減價は二五倍を現は

した。それにも拘らず一般には減價は一〇倍以内であり、而してかゝる程度に於いて十年が程を經過したのである。

併し乍ら新大陸の本位貨幣は減價の程度及び種類に應じて重商主義時代の貨幣制度との類似性を露呈せるのみでな  
く、本位政策の動機と原因をも現はしてゐる。吾々はアメリカに於いて通貨膨脹主義を奉ずる保庫關稅黨が存在した  
事を想起する。南米に於いても「國民的生産の保護」即ち外國との交通遮斷、外國人との鬭争は意識的或は無意識的  
に通貨膨脹政策に於いて役割を演じたのである。



## 第十五章 世界大戦勃發以後の本位制度

(註一三)

### 第一節 金蒐集政策

(附録第一表参照)

世界大戦の勃發するや軍事的經濟的動員の本質的部分として貨幣制度を戰時状態に適應せしむべき問題が生じた。殆んど全世界に於ける取引所は即座に——部分的には其の時以前に既にあつたのであるが——閉鎖させられ且つ信用及び支拂取引を停止せしむべき普遍的なモラトリアムが施行せられた。震動は最も遠隔な市場にまで及んだ。アルゼンチン、ペルー、エクアドル、恐らくは到る處に於いて經濟恐慌を克服する爲めに同じ様な處置が施されねばならなかつた。

文字通りの金融動員即ち戰爭の爲に混亂に陥つた諸國並びに戰爭の影響によつて間接に混亂の渦中に捲き込まれた中立諸國家——結局如何なる國家もそうではなかつたか？——のなせる字義通りの戰時貨幣準備の本質は就中次の二群の方策の中に存する。即ち國家の金保有高の擁護と紙幣支拂手段の準備(即ち紙幣を發行し得る準備工作を爲す事——譯者)之れである。

此の結果として正に反射運動の如く金保有高の侵害に對する防衛が到る處に於いて爲さるゝに至つた。各國中央銀行は直ちに兌換の停止を爲した。戰爭當事國のみならず中立國の一部殊にオランダ、瑞西、スカンデナヴィヤの如きに

於いても亦兌換停止を爲さざるを得なかつた。一九一四年七月三十一日の午後には一般的なモラトリアムを斷念した獨逸に於いても中央銀行は現金の支拂を中止した。從來の世界貨幣市場の中心たる大英帝國のみは原則としてイングランド銀行の兌換義務を維持せんと努めた。金保有高への襲撃を防ぐにはかゝる情勢の下に於いては大英帝國にとつて重大な問題であつた。イングランド銀行は割引率を七月三〇日には三%から四%へ、翌三十一日には八%、八月一日には一〇%へと鋭く引き上げて金保有高を擁護せんとした。が結局之れは失敗に終つた。従つて今や銀行がそれに基づいて大口の支拂を拒絶するところの而も嘗ては侮蔑して顧みなかつたモラトリアムを施行せざるを得なかつたし又支拂取引が其の間全然停止せられるところの銀行休日さえ遙かに多く行はねばならなかつた。加之一九一四年八月四日には敵國の預金を總て禁止したが、その前に既に戰爭勃發以前に外國に存せる短期信用を出来るだけ回収してゐた。それにも不拘六月二十二日に三千八百六十萬ポンドスターリングを算したイングランド銀行の金保有高は八月七日には二千六百萬ポンドスターリングに減じた。或程度が安定がもたされた時初めて一聯の特殊な方法によつて——預金銀行の金保有高、エジプトの金保有高、印度の準備金、のイングランド銀行への讓渡及び銀貨鑄造の強度の増大等によつて——金保有高を再び高め得た、十二月十八日には金保有高は七千二百六十萬ポンドスターリングに達した。

金が限度を越えて流出するのを防ぐ爲めに。歐洲諸國の大部分及び大多數の海外諸國さへも例へばアルゼンチン、オランダ領印度、ウルグワイ等の如きも金の輸出を禁止した。一九一七年九月一〇日合衆國も亦金輸出禁止に訴へた、たとへ戰爭勃發以來合衆國は支拂殘高と自國の生産とによつて巨額の金保有高を記録し得たと云へ。

一般に大多數の國家に於いては中央の金準備の本質的な目に見える (sichtbar) 増加があつた。而も其の大部分は戰爭の最初の月に於いて既に見られたのである。附録第一表が示してゐる様に、金保有高は一九一三年の末に於ける



總計二一五億から一九一四年の終りには二三五億に高まつた。此の時までは主として合衆國、日本及びブラジルに於いてのみは減退を示した。以上の諸國は借換金庫 (Konversionskasse) を閉鎖したブラジルを除いては何よりも先づ兌換を維持したのであつた。併し乍ら此の時になつて金の運動が始まり、それによつて中立國の金保有高は著しく高

められた。一九一八年の終りには合衆國に於ける保有高は六〇億から九〇億に上り、歐洲の中立諸國等に於いては一億から四〇億金マルクに増大した。戰爭當事國から中立國家への膨大なる金流出にも不拘、戰爭當事國は中央銀行の金保有高を強化せしめ得た。但しそれは金蒐集政策の方法によつて (獨逸では金蒐集官廳が設立せられ、佛蘭西に於いては金償狀 (Goldplome) が發行せられ、伊太利に於いては打歩が許された) 及び一般的には人民の手中に或ひは個々の信用施設に存する金の蒐集によつてであり、小協商國に於いては加之新に生産された數量の受領によつてであつた。英國に於いては金保有量は一、六から二、七ミリアードンマルクに増大したが、佛蘭西に於いては蓄積金の一部が英國に引渡されたので保有高が減少した。類似の理由からオーストリアに於いても減少した。その金準備は大部分獨逸に交附せられたのである。併し乍ら全體としては判然としてゐる金保有高は戰爭の終りには約三〇〇億金マルクに増大した。しかも一九二一年の終りには三五〇億を超過し、其中一二六億が合衆國に集中された。獨り合衆國はかくて全世界の中央の金保有高の三分の一以上を集積したのである。

金保有高のかゝる増大にも不拘、一九一四年及び一九一五年に先づ第一に増大した金生産は著しく減退したのであつた。といふのは材料及び勞働力の缺乏が暴威を振り、従つて生産費が特に世界市場物價の騰貴の結果非常に高められたからである。

年々の産金額を一オンスにつき單位百萬ポンドスターリングで計算すれば次の如くである。(註一四)

	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921
オーストラリア	9.8	10.2	8.3	7.4	6.1	5.4	5.0	4.0
フランス	35.6	38.7	39.5	38.3	35.8	35.4	34.7	34.5
其他の大英帝國	11.1	11.8	11.8	10.4	9.1	9.2	8.5	8.9
英帝國總計	56.5	60.7	59.6	56.1	51.0	50.0	48.2	47.4
亞米利加合衆國	19.4	20.8	19.0	17.2	14.1	12.4	10.5	10.1
ロシア及メキシコ	6.0	6.7	6.2	5.5	6.0	5.6	4.5	5.0
其他の世界	8.5	8.2	8.7	7.5	7.9	7.2	6.3	5.5
總計	90.4	96.4	93.5	86.3	79.0	75.2	69.5	68.0

一九一四年から一九二二年までの八年間の全産金額は従つて六五、八〇〇萬ポンドスターリングに即ち約一三〇億金マルクに達した。此の時代に於いて工業の爲めに用ひられた金の額は次の如くであつた。

ヨーロッパ及びアメリカ	一三、三〇〇萬ポンドスターリング
インド	六、九〇〇萬
支那及びエジプト	二、九〇〇萬
計	一三、一〇〇萬

即ち略ぼ四五億金マルクを算した。新に貨幣用に供せられた數量はかくて八五億金マルクであつた。當時中央銀行の



金保有高に同時に一三億の増加を招致せしむる爲め、金の新生産額と同じだけの従つて約四五億金マルクだけの金が貨幣流通場裡から引き上げられたのであつた。加之更にかの大戦の典型的な現象として個人の金減退が起つた。其の結果金は次第に流通から其の姿を消して行つた。

而してこれこそは戦争が惹き起した巨大な支拂手段の需要にもかゝらず起つたことなのである。吾々は更に此の需要が(即ち巨大なる支拂手段への需要が——譯者)如何にして充足せられたかを見よう。

(註一三) 此の陳述に於いては差當りスケッチの程度で關説するに止める、何んとなれば之に關して現存する多數の定期刊

行物はかなり租策に過ぎるし、而も尙総合的研究を缺くからである。Ch. Blankart 氏 Die Devisenpolitik während des Weltkrieges, 1919. なる經濟政策の本質的部門に關する優れたる一概觀を供してゐる。

(註一四) Kitchin : Die gegenwärtige und voraussichtliche Goldproduktion Wiederaufbau in Europa, Nr. 1, S. 50.

## 第二節 銀

併し乍ら先づ第一に金と銀との間の價值比例の特殊な推移について論及する事が必要である。

一九一一年〃三八、四	一九一五年〃三九、八	一九一九年〃一六、五
一九一二年〃三三、六	一九一六年〃三〇、一	一九二〇年〃一五、三
一九一三年〃三四、二	一九一七年〃二三、一	一九二一年〃二五、六
一九一四年〃三七、三	一九一八年〃一九、八	

銀價格が著しく騰貴したといふ事、加之一九一九年乃至一九二〇年に於いて銀が重商主義時代の金に對する比例に

ほぼ歸へつたといふ事は先づもつて銀生産が著しく減退した事を説明してゐる。銀は一九一三年には二二、四〇〇萬オンスを算したが、一九一八年には一八、〇〇〇萬オンスに過ぎなかつた。銀採鑛業に於いても金採鑛業に於けると同様に勞働力及び材料の缺乏、生産及び生活維持費の騰貴が著しかつた。而も同時に銀の需要が増大した。その爲めなるほど戦争當事國に於いては補助銀貨幣の流通が減退はしたが、世界市場價格は必然に騰貴した。銀貨流通のアジア諸領域に於いてはそれは一層甚しかつた。従つて銀貨を鑄造する事は益々困難にさへなつた。加ふるに印度及び後に至つては支那の財貨の供給は此れ等の國の支拂殘高を著しく貸方となし、大量の銀がこれ等の國へ流入せざるを得なかつたのである。

## 第三節 發券政策

(附錄第二、第三表参照)

増大せる貨幣需要は其の僅か一部分が證券貨幣の強度の發行、小額紙幣の發行若しくは同じ様な姑息手段に訴へる事によつて應ぜられたに過ぎない。之等の手段は戦前の支配的な貨幣組織の範圍を出でるものではなかつた。とにかく今日までの發券規定を拒否する事によつてのみ非常な金融的要求を満足せしめる事が出来たのである。

獨逸に於いては平和時に於いて有價證券或ひは商品準備として或種の紙幣 (Zettelgeld) を發行する事は紙幣發行に適用せられる規定に従へば許されない事であつた。従つて發券政策の健全な原則が實行せられたのである。一體發券準備とせられたる價值證券が流通から引きあげられて新な購買力作出の基礎とせらるゝならば、此處に相殺が行はれざる限り證券インフレーションが生ずる。併し乍ら戦争の場合に於いては突如として、闖入する恐慌によつて保有現金の死蔵が誘致せられる。經濟的循環の多數の攪亂が生ずる。取引所は閉鎖せられ、又有價證券は讓渡し得ざる



ものとなる。外國債権は之れを取立て得なくなるであらう。或種の保有商品の換金は經濟界の轉倒の結果不可能となる。此の麻痺的現象との闘争に對する有效なる手段は商品及び有價證券を擔保として紙幣を發行(Zettelmission)する事である、例へば獨逸に於いて紙幣發行が貸付金庫を創設する事によつて豫め備へられた様に。貸付金庫は大戦初期の經驗から作られたものである(一九一四年八月四日の法律)。明かに貸付金庫は唯だ經濟的循環の攪亂を除去する施設として考へられたのであるが、後に至つては決定的なインフレーションの源泉となつたのである。しかも特に市政廳の造幣機關となり、後には更に貸付を増大さす爲めではなく、貸付金庫に於いて發行せる證券を自ら受けるところの他の地域、自治體の造幣機關ともなつたのである。たとへ貸付金庫證券(Darlehenskassenscheine)が唯だ金庫證券の相場を維持するに過ぎず何等一般的な強制相場を得るものではないにしても、流通上に於いては金庫證券を銀行證券と區別するすべはないのである。此の事は表券的貨幣制度の章で多分了解せられた事であらう。

初めは貸付金庫證券は貨幣流通の増大といふ事に對しては貢獻するところ比較的に微弱であつた。が一九一八年に於いては正に貸付金庫證券は一〇二億に膨脹し、それに對して銀行券流通は二二二億に増大した——オーストリーに於いては獨逸の貸付金庫をまねて「戰時貸付金庫」(Kriegsdarlehnskasse)が設けられた。其の發行せる證券は勿論流通に引出されはしなかつたが、専らオーストリー銀行の銀行券の補償として役立つた。瑞西も亦小額ながら貸付金庫證券を發行した。其の他の諸國家に於いては類似の施設が設けられた様に思はれぬ、たとへ紙幣の發行が大體保證準備に基いて爲されたものである事を認めるとしても。

英國に於いては之れと異り直ちに國家紙幣を發行したのであつた。謂ふ所の政府紙幣(Currency note)を發行したのである。但し其の補償として、一部分は金、他は國債證券があてられた。併しカレンシイ・ノートは兌換する事は出来なかつた。其の額は一九一四年の末には既に著しく銀行券流通を凌駕した。其の流通高は次の如くである。單

位百萬マルク(平價での換算)

	銀行券	政府紙幣
一九一四・七月末	五九四	一四
一九一四・の終り	六五七	八六七
一九一五	七二五	二、一六一
一九一六	八〇四	三、〇八二
一九一七	九四四	四、三四二
一九一八	一、四三二	六、六〇五

ロシアに於いて大藏省より發行せられた信用手形(Kreditbillet)も之と全く同じ性質をもつてゐる。此の信用手形は單に國家紙幣であつたのである。此れについての確かな數字は得られてゐない。此の信用ビルは銀行券と共に流通したのである。伊太利に於いては國家紙幣及び金庫證券が發行せられた、金庫證券は證券紙幣(Scheidgeld)に代はるものである。而して此の金庫證券はまた證券紙幣を準備としたのである。獨逸に於いては帝國金庫證券は貨幣類似のものであつた。此の證券は併し極めて僅かな役割を演じたに過ぎない。一九一八年の終りに三五、六〇〇萬マルクを算した。國家紙幣は英國の大殖民地に於いても發行せられた、更にブラジル、ブルガリヤ、そしておそらくは又他の國家に於いても。

併し乍ら吾々は主として銀行券に止まらう。だが銀行券の發行に對しては古い規定は完全に否認せられたのである。佛蘭西に於いても伊太利及びオーストリアハンガリーに於いても銀行券は國家に對する債権が一個の補償準備としての役割を演じるといふ形式で發行せられた。國庫の目的の爲めに用意せられる紙幣發行は獨逸に於いて一層粉飾



せられた。獨逸では國庫手形が金と相並んで以前から單に準備として許されて來た商品手形の位置にとつて代つた。國庫手形の一部は公開市場で賣却せられ、一部分は帝國銀行 (Reichsbank) によつて引受けられる。ライヒスバンクは其の代り國庫の所有手形若しくは國庫の振替預金を自由に處分する事が出来る。併し乍ら先づ第一に市場に於いて處分せられた國庫手形は當然に如何なる時に於いてもライヒスバンクによつて再割引せられる。紙幣の發行は更らに粉飾せられた、即ち三分の一準備の原則が確立せられた。若し以下の様に云ふ事を許されるならば、貸付金庫證券は三分の一準備に於いて發行せられるといふ事になつたのである。

中立諸國家は一般に且つ主として古い發券規定を固執した。合衆國に於いては一九一三年六月二十六日の「聯邦發券準備條令 (Federal Reserve Act)」によつて紙幣發行はより一さう伸縮性を有するに至つた。金準備はまた益々集中せしめられた。當時流通してゐた金及び銀證明書並びに昔のグリーンバンク及びナショナル銀行の銀行券と併行して「聯邦準備券」が作られた。この聯邦準備券は要求次第何時でも大藏省を通して兌換し得る。聯邦準備券の發行に對してはそれと同一額の大藏省手形が準備せられねばならない。此の外各準備銀行は流通準備券の四〇%に達する金及び國法上の支拂手段を保有せねばならない。此の限界を越える場合は限外發行税が課せられる。

たとへ斯くの如く合衆國並びに大多數の中立國に於いて發券規定が維持せられてゐたとは云へ、到る處に於いて異常なる紙幣の増發が行はれたのである。が併し發券規程に従へば、紙幣の發行は如何なる事情の下に於いても國家財政上の必要に應ずる爲めに用ひらるべきではなく、流通の必要 (此の言葉は此の様な關連の下に於いては誤解をまねく事はおそくないであらう) に應じてなされるべきものである。

吾々は此處では紙幣發行が中立國家に於いてインフレーション的性質をもつや否や、もし持つとすれば如何なる程度に於いてであるかといふ事に論及せねばならぬ。如何なる場合に於いても流通手段の増加は物價騰貴と兩

數關係に立つものである。戰時中物價の騰貴は金本位諸國に於いても亦生じた、若し吾々が一九一三年の物價平均を  
一〇〇とすれば、一九一八年の重要諸國の卸賣物價指數は次の如くであつた。(註一五)

フランス	三四〇
イタリ	四〇九
イギリス (エコノミスト)	二二五
スエーデン	三三九
ノールエー	三四五
デンマーク	二二二
オランダ	三九二
合衆國	一九六
カナダ	二〇五
英領インド	一七八
オーストラリヤ	一七八
日本	一九六

インフレーションは存在するや否や、若し存在するとすれば如何なる仕方にてあるかを單なる紙幣流通の觀察から認識する事の出来ないのは當然である。唯だ他の形式即ちいつでも使用し得べき購買力が處分される形式と關聯してのみ、かくて特にまた振替流通の觀察によつても認識せらるゝのである。勿論表券的貨幣制度或いは均衡制度の支配の下に於いては金準備は價格構成にとつて何等の意義をも有しない。保有金を退藏する事によつて價格構成は其



の作用を完全に免れるのである。但し其の退蔵金によつて再び新たな購買力が用意される場合に物價の騰貴的傾向が生ずるといふ事を度外視すればである。

數量説の根本的公理から出發するならば、貸方勘定が一定して居つて借方勘定に何等の増大も生じない時は、價格の騰貴が不可能であるといふ事は明かである。今日支配的な貨幣制度によれば、貸方勘定が一定して居つて借方勘定に増大を來たす時は、常に小額貨幣 (Strickgeld) 流通の増大と結びつけられるのである。もう一の問題は、銀行業務遂行上の原則に従つて構成せられてゐる發券規定が維持せられる限り、發券政策が一般に斯様な物價騰貴を阻止する力を有してゐるかどうかといふ事である。

此處では只だ次の事が確認せらるるだけである。金が中立の金本位國に於いても亦流通から姿を消した時代及び金生産が減じた時代に於いては、金本位國には異常なそれまで見られなかつた物價騰貴が生じた。従つて甚しい金價値の下落が生じたとも云ひえやう。金の減價は周知の如く金生産に反映したのであつた。

此の物價騰貴は總ての金本位國にかなり均一的に起つたので、當然彼等の間に存する國際爲替相場はこれによつて苦難に巻き込まれる事がなかつたのである。またむしろ事情はこうなのである。即ち國際爲替相場を多少とも安定せしむる事の了解が成立してゐたのであらゆる方向に物價騰貴が植えつけられたのであつた。

(註一一五) Nach Bulletin mensuel de statistique. (統計月報に據る)

#### 第四節 外國爲替價格及び外國爲替政策

(附録第四表参照)

斯くて大戦中に總ての國家が着手したのは封鎖政策であつた。併し乍ら金は此れによつて貨幣發行、貨幣組織の基礎として従つてまた價格運動の決定的要因として取り除かれたのみならず、國際爲替相場を統制する上の補整振子としても亦排除されたのである。此の美麗にして感受性にとめる道具は、とりもなほさず大戦勃發に際してはすでに貨幣市場の非常な混亂の結果、其の職能を拒否した。此の道具は後にもまた漸時高まり行く輸送危険の爲め、甚だ偶然的にのみ僅かに活動し得るにすぎないものとなつたのである。

戰爭當事國間の支拂取引は完全に中斷された。併し乍ら聯合國內部に於いてさへ支拂差額の決済の爲めの金の運動は遙かに不充分であつた。協商國にとつてアメリカやフランス及びイギリス間の平準を維持することがいくらかでも出來たとすれば、それは非常に多くの有效な手段を用ひる事によつて生じたのである。一九一五年から一九一八年の間に於けるアメリカの輸出超過は約五〇〇億金マルクであつたのが漸時増大して行つた。併し乍ら金の現送によつて支拂を受けたものは僅かに其の一部分に過ぎなかつた。他の金残高は主として證券を賣却する事によつて及び信用の流入によつて決済せられねばならなかつた。

戰時中ずつと中立を守つて來た諸國にとつても亦決済を全部金でなすといふ事は不可能であつた。之等の諸國は一時的には正に金の洪水であつた。大戦の長い過程の中部分的には金の流入を阻止すべく餘儀なくされたのであつた。一九一六年二月八日の法律によつてスエーデン帝國銀行は金購入の義務を解除せられた。スエーデンと貨幣同盟にあるスカンデナヴィアの二國即ちノールウェー、デンマークもやはり同じ年に同一の方策をとつた。その結果それ等諸國の爲替相場はいちじるしく金輸送點を上廻つたのである。

斯くて殆んど全世界に於いて貨幣と金との間の確然たる價值關係は失はれてしまつたのであつた。嚴密な素材價格制若しくは對外相場制 (Hydromie oder Exodromie) を具備せる金本位制は高々二、三の小中立國に存するに



過ぎなかつた。併し一時的にはおそろくはあらゆる國家は金の運動に際して或程度の困難に遭遇した、金運動には増大して来る運送の危険の爲に益々費用がかつたといふ事は別として。元々素材價格といふものはあまり問題ではなかつた。何故なら安定せる爲替相場は相手國の爲替政策にも亦依存してゐるから。だからたとへ個々の場合に於いては尙嚴密な金本位制が守られてゐたとしても、全世界に於ける古い安定せる平價の關聯は破壊せられた。

戰爭當事國の爲替相場が戰爭の最初の半年に如何に動いたかはニューヨークに於けるロンドン其の他宛の一攪拂手形の月々の最高記録(平價の一〇〇分率で表はされてゐる)を描寫した次の抜萃によつて示される。

1914年	ロンドン	パリ	ベルリン	ブダペスト	ミラン	ウキーン
6月	100.5	100.6	100.3	100.1	100.4	100.1
7月	113.0	112.6	101.1	100.1	105.8	100.3
8月	114.3	101.6	101.9	99.3	105.8	100.3
9月	104.0	102.6	101.9	—	98.7	—
10月	102.3	102.6	99.0	93.2	100.2	97.9
11月	100.9	101.7	93.1	93.2	97.4	88.0
12月	100.5	101.4	97.2	83.5	99.1	88.7
1915年						
6月	98.0	93.6	86.4	73.8	85.5	74.8
12月	97.4	89.2	83.8	63.6	79.5	69.5
1916						
12月	97.8	88.8	79.0	59.7	77.8	66.0

ロンドン及びパリあての爲替相場が戰爭の危険が進行すると共に異常に騰貴したのは英、伊が其の短期クレディトを出来るだけ速かに引き上げたからである。アメリカは英佛に對して債務者であつたのでニューヨークに於いては英佛爲替に對する需要が非常に高まつた。八月初旬にロンドン爲替相場は一時恐慌的に四・九弗から五・五弗へ、六弗へ、はては七弗に暴騰したのである。アメリカが戰爭の御用商人として其の支拂残高を良好した程度に於いて、従つて戰爭當事國の支拂残高が借方に表はれた程度に於いて戰爭當事國の爲替相場は下落した。併し乍らまた中立國の大金融中心地即ちアムステルダム、コペンハーゲン、チュウリツヒ等々あての爲替相場は古い金現送點を遙かに越えてゐたのである。

裁定 (Arbitrage) が許されなくなつたので一定國家あての外國爲替の價格間に市場の場所的相違に基いて大きな差が生じた。同一の爲替手形にして場所を異にする事によつて一〇%乃至二〇%の價格差が生ずるのは普通の事であつた。

そこで爲替政策の種々なる手段によつてかゝる動搖に對抗せんとする試がなされた。ドイツ、オーストリアハンガリーに於いて、バルカンに於いて、ロシア及び伊太利に於いて爲替取引を集中化し且つ之れを統制の下にをかんとする目的をもつた爲替法が發布せられた。爲替相場を安定させ、其の需要と供給とを互に適合せしめんとする試みがなされた。他の大多數の國家に於いても亦國家が爲替取引を監督し支配せんとした、例へそれが隱健な方法によられたにしても。併し此等のあらゆる努力は大して効果がなかつた。聯合國にとつてはやはり聯合國が相互にクレジット契約を締結するといふ事によつて最もよく相互の爲替相場の安定を達し得たのであつた。併し全體からみれば平價の攪亂が尙繼續した。



注意すべき推移が銀本位國にとつて有利に生じた。そこでは上記の理由から大量の銀の流入があり、銀價格の騰貴に對應して（銀の騰貴の結果としてではない）——即ち支那印度等への貿易尻決済の爲め多量の銀を買入れなければならなかつたからである（譯者註）——爲替手形相場（銀本位國の——譯者）は跳躍したのである。

一九一八年には従つて上海に於ける爲替相場は一九一三年の状態に比して略々二倍に騰貴した。又先きに金核本位の支配の下に低く評價されて來たインドルビーの相場はイギリスの本位貨幣に對してルビー銀純分に對應する相場を獲得したのであつた。

#### 第五節 大戦終了後の本位制度

ヨーロッパ本位史上貨幣が大戦勃發以後ほど貨幣素材から獨立してゐることを示したことは未だかつて一度もなかつた。かつて一度も戦争は大戦程に貴金屬の助けなくして遂行され得なかつた。それ故に戦争には一にも二にも三にも四にも貨幣が必要であると云ふ怠屈なまでに繰返された言葉は、少くともそれがかつて思念された意味に於いてはかつて一度も嘘言として咎められはしなかつた。何故かなら今度の戦争の様に全世界に於いて紙幣が直接に用ひられるならば、戦時の貨幣調達は何等問題とならず、従つてまた牢獄（Julusturm）の施設は不必要となるから。一八七〇年乃至七一年には未だなほプロシヤは戦争を主として純銀ターレルでまかなつた。然るに獨逸帝國は世界の他のすべての國家と同様戦争を利用して貴金屬を流通から引き上げたのである。

個々の國家の國內流通に於いては戦時中如何なる場合に於いても金は其の役割を行ふ事を停止した。たとへ戦前に於いて既に金本位が益々金核本位に轉形して行つたとは云へ、此の過程の完成されたのは大戦中に於いてであつた。

勿論其の上中央銀行にうづ高く積み上げられた巨大な金保有高にもかゝはらず素材價格制も亦崩壊した。國際間の流通に於いても亦金は昔の意義を失つた。なるほど中立國は其のあらゆる商品の輸出の擴大によつて巨額の支拂をうけはした。が併し全體としては極めて一部分の債務が清算されたに過ぎなかつた。従つて其の事なくば法定平價が維持せられ得たのであらう。

勿論大戦後生じたところの國際本位關係の解體過程と比較すれば戦時中爲替はかなりしつかりしてゐた。一九一八年の終り以後如何なる程度に於いて古い平價が破壊されたかは第四表が之れを表示してゐる。一九一八年の末ロシアを除いてはオーストリアに最大の崩落が起り、一クローネは平價の  $\frac{1}{3}$  に降り、低落は停止するところを知らず、一九二二年の終りまでには〇、〇〇七%に暴落した。ドイツのマルクは一九一八年の終りには尙本來の五〇%を維持してゐたが、一九二二年には僅に〇、〇五%に激落した。吾々の附録にある表で見れば、一三ヶ國に於ける爲替相場は一〇%を遙かに割つた。而も六ヶ國に於いては一%を遙かに下廻り、ドイツ、ポーランド、オーストリア、ロシアは一プロミリ以下になつた。かゝる價値下落は以前には考へ得られなかつた。此の事は只だヨーロッパに於ける貨幣制度が其の昔の重商主義的性質を殆んど全く失つてしまつたといふ事によつてのみ説明される。此の甚しき崩落は奇怪なインフレーションと密接に關聯してゐる。此の場合ケインズ（Keynes）が論證してゐる様に、爲替は流通紙幣の増大よりもつと急テンポで下落する。紙幣流通と此の流通紙幣の金價値はドイツに於いては次の如き状態であつた。

紙幣マルク 金マルク

一九二〇、一二…………… 八一〇億〓四八億

一九二一、一二…………… 一、二二〇億〓二七億



一九二二、三……………一、四〇〇億〓二二億  
 一九二二、六……………一、七八〇億〓一九億

オーストリアに於いて此れに對應する數字は次の如くであつた。

紙幣クローネ 金クローネ

一九二〇、二……………三〇〇億〓五億  
 一九二一、二……………一七四億〓三億四千八百萬  
 一九二二、四……………三四七億〓二億三千一百萬  
 一九二二、六……………四七〇億〓一億三千六百萬

此の現象はロシアに於いて一層鋭く現はれた。ロシアに於いては流通紙幣と其の金價値とは次の如き關係をもつて  
 わた。

紙幣ルーブル 金ルーブル

一九一九、二……………六一〇億〓五億九千二百萬  
 一九二〇、一……………二、二五〇億〓一億三千四百萬  
 一九二一、一……………一、六九〇億〓 四千五百萬  
 一九二二、一……………一七、五三九億〓一億二百萬  
 一九二二、三……………四八、五三五億〓 四千六百萬  
 一九二二、五……………一四五、六三五億〓 三千八百萬

云ふまでもなくロシアに於いては特殊な事情が存存してゐた。一九一七年二月ボルシェビズムが主權を掌握した

時、紙幣經濟は既に次の如き程度に達してゐたのであつた。即ち紙幣は此の時既に二〇〇億ルーブルを超過してゐたのであつた。従つてルーブル本位は殆んど完全な瓦壞に直面した。併し乍らあらゆる豫想に反してルーブル本位は生命の粘り強さを示し、さしも増大せる紙幣流通もその支拂力を破壊してしまふ事がなかつたのである。勿論これは少くとも繰返し主張せられてゐる様に、政府が共產主義的杓子定規から貨幣所有者の權力を粉碎する爲めに未曾有のインフレーションを實行したといふ事は歴史上に存する唯一の場合であると云ふ事が出来る。政府は云はゞ自ら貨幣を破壊せんとしたのである。紙幣流通は雪崩の如く増大した。

一九一七年一月に於いて平時の平價の三〇%であつたルーブルは一九二一年一月には平時状態の〇、〇一%以下に低落した。併し乍らルーブルが價値を減ずれば減ずる程益々ルーブルの提供に對して反對給付を得る事が困難となつた。なんとすれば農民は今や紙幣證券で支拂はれる事の代りに交換財貨で支拂はれる事を好むだからである。かくてロシアには一種の食鹽本位 (Salzwährung) が生じたのである。今や政府は貨幣の排除を考へるべきでないといふ事を洞察し、再び堅固なる貨幣單位を獲得せんと試みたのである。諸手數料及び租税が再び實施せられ、汽車及び電車は料金を徴集し、住宅は無料たる事を止め、商業は再開せられ、レストランやカフェエも許された。にも不拘ルーブルの下落は繼續した。たとへ全流通紙幣の金價値が上記の數字の示す様に最近非常に騰貴したとは云へ。

戰勝國及び中立國に於いても亦戰後爲替相場はドルに對して著しい下落を蒙つた。フランスに於いては一九一八年の末九五%であつたのが一九二二年の終りには三七%となり、伊太利に於いては八二%から二五%に低下した。英國に於いては一九二〇年の終りには七二%に下つた。しかしポンドは一九二二年の終りまでには再び上騰して九四%となつた。スエーデンに於いては一九二〇年の終りには約七三%で、一九二二年の終りには云ふまでもなく九九・八三%に昇騰した。吾々の爲替相場表に記された國家の中十一ヶ國の爲替相場状態が一九二二年の終りには一〇%と五〇



との間を往來した。六ヶ國の爲替相場は八〇%と九〇%との中間を維持した。唯だスウェーデン、オランダ、スイス、日本及び其の他二、三の海外地域の爲替相場のみは金現送點内にあつた。

## 第六節 貨幣制度の再建設

大戦の爲め没落せる諸國家の崩壊せる本位制度と併行して新に成立せる諸國に於ける貨幣制度の再建設を觀察しよう。新なる貨幣制度は一般に以前の當該領域に於いて支配してゐた本位制度に由來してゐる。部分的には新な價值單位も用ひられた。しかし之れは暗黙的にも明示的にも他の本位貨幣の單位と同歸的な關聯 (rekurrenten Anschluss) をなして發生したのである。一つの新しい價值單位が他の價值單位に對して何等の關聯もなく導かれるといふ事は當該支拂共同社會が信用組織を通じて以前の (即ち其の前身たる——譯者) 支拂共同社會と結びつけられてゐる限り、或は取引關係を通じて他の現存の支拂共同社會と結びつけられてゐる限り、その何れにせよ不可能である。たとへば立法の制度がかかる關係を決定しないとしても、かかる關係の確定が此の立法の最も重要な課題に屬するのだが、其の時はかかる關聯は何とかして實踐から生れて來るものである。

君主國オーストリア・ハンガリーの解體はドイツ・オーストリアと平行して一聯の新な本位領域の發生に導いた。即ちチェッコスロヴァキア、ユーゴスラビヤ、ハンガリア之れである。

チェッコスロヴァキア共和國は平和條約によつて自己の領土内に流通せる總てのオーストリア・ハンガリー銀行の銀行券に押印し且つ國家紙幣と交換する事を義務づけられた。チェッコスロヴァキア共和國は此の押印を既に平和條約實施前から實行して來た。而も銀行券のみならずオーストリア・ハンガリー銀行チェッコスロヴァキア共和國支店

に存在した振替勘定並びに大藏省證券をも認めたのである。斯てオーストリア・ハンガリー銀行は一〇〇億クローネを引き受けたのである。が併しチェッコスロヴァキア共和國は一%の利付強制公債の方法及び財産課税によつて間もなくかかる支拂手段の大部分を流通から引き上げる事が出來た。かかる方法は其の國の順調な支拂殘高を一見すれば可能な事であつた。而して此の方法は急激なる爲替高を誘致したのである。チェッコスロヴァキアクローネの相場は平價の五・六%であつたのが一九二一年には六・一%、一九二二年には一五・三%に上昇したのである。(註二六)

今日のユーゴスラビアの領域に於いては中心權力の瓦解當時證券的貨幣としてオーストリア・ハンガリーのクローネ、セルビアのディナール、ブルガリアのレヴ及びモンテネグロのパーベル (perpet) が流通してゐた。ブルガリアのレヴ (Levs) 及びモンテネグロのパーベルはユーゴ政府によつて流通から引き上げられた。オーストリアのクローネは換算相場の屢々の變化の後遂にディナールが四クローネに等しいとする新に設定せられたクローネ・ディナール本位に解消した。再興せるユーゴスラビアのかゝる本位貨幣と相並んで今日尙昔のセルビアディナールが遺物として流通してゐる。

ハンガリーに於いては本位政策 (Währungsmassnahmen) は會議政治 (Räteherrschaft) によつてひどく妨害されて來てゐる。共產主義者は貨幣を排除し、社會的生産物の直接交換を以て之れに代へんとした。會議政治の崩壊の後クローネ紙幣に押印する事によつてハンガリアの本位制度が創設せられた。クローネ押印 (Abstempelung) と結びつけられてゐる強制公債の作用によつて紙幣の大部分が人民によつて保留されたのであつた。(註二六)

多くの本位領域がロシアの以前の境界内に生じた。ポーランドは戰時中既に獨立の本位地域にまで發展した。占領後ポーランドはドイツ及びオーストリア本位領域に算入されたが、それはマルク並びにクローネが而もロシアルーブルと併行して法的支拂力を得たからであつた。今や相異なる三種の貨幣が其の間確固たる價值關係もなしに存在する



事になつたのである。ルーブルは目下のところ計算單位に止まつてゐる。しかし支拂手段としてクローネとマルクが之と並んで存在した。クローネ及びマルクは占領官廳 (Besatzungshörde) の側から定められ、絶えず動搖する比列で支拂に受理せられた。——遂にはルーブルで協定せられた債務の償却に對しても亦受理せられたのである。ルーブルは投機の目的物となつた。而して此の間約一・五〇マルクほど下落してロシアルーブルの相場を遙かに上廻つたのみならず、昔の平價以上に二・六〇マルクまで騰貴した。かゝる妨害の結果ルーブルは價值單位としての、債務單位としての役割を解除せらるるに至つた。斯様にしてルーブルはマルク及びクローネの平時の平價によつて決定せられた。一九一六年十二月ポーランドが王國を宣言した後、獨逸軍によつて占領せられた一部地域の貨幣制度をポーランドから獨立せしめんとする努力がなされた。然るにオーストリアの占領地に於いてはクローネ本位が依然として存在した。此の目的の爲めに一九一六年の終りに至つてポーランド農業貸付金庫が設立せられた。此の農業貸付金庫はポーランドマルクで表章せられた證券を發行し、此れを法定支拂手段とした。ポーランドマルク及びドイツマルクの市價は先づ等しい、といふのはドイツ帝國はポーランドの紙幣發行に對して保證したからである。ポーランドが獨逸から全然分離してしまつた時からはじめてポーランドマルクに對して特殊の相場が發展し始めた。ポーランドはドイツマルクを適法に書きかへる事を中止し、むしろ反對にドイツマルクの定義を何等の説明もなく命令の基礎となした。先づ第一に政府は確實な金準備を維持せんとした。しかし間もなく政府は紙幣の發行を益々増大すべく餘義なくされる状態にあつた。其の結果ポーランドマルクの相場はひどく下落した。

リトアニアはさしあたり獨逸の占領地官廳によつて採用せられたオストマルクをひき續き維持した。金融逼迫にも不拘且つドイツマルクの繼續的な下落にも不拘、外國の本位制度を受つぐ事によつて其の安定を計らふとはしなかつた。かへつて或獨自の本位制度への移行を惹き起した。此の事は一九二二年十月一日に實現せられた。リトアニア

本位貨幣單位は一〇〇セントから成り立つてゐる。金純分から云へば丁度一〇分の一弗(一〇、一五〇四六二グラムの金)に等しい。此の本位單位はリトアニアからアメリカへ移民するので此の關係を顧慮して選擇せられたものである。新紙幣の缺乏に歸せらるべき一時的動搖を除けばリタの相場は安定してゐる。

レットランドに於いては獨逸の占領中ロシアルーブルが(一九一八年六月に)法定支拂手段としての力を取消された。ドイツのライヒスマルク及びオーペロスト貨幣がそれに取つて代つた。此の國の大部分が赤衛軍によつて征服せられた時、流通にあつた或は新しく流通に流れ込んだ貨幣に——オーペロスト貨幣、ドイツライヒスマルク、ツァーラーブル及びケレンスキールーブル——加へて、更にボルシェビキ政府によつて採用せられたレットランド勞働者ルーブルが登場した。金融逼迫に強制せられてレットランド假政府はルーブル本位制度を設立した。レットルーブルは始めから平價を遙かに割つてゐた。且つ一部分はロシアのツァーラーブル以下の値に下つたが、一九二一年の中頃遂に非常な努力によつて安定せしめられた。同時に新しき計算單位即ち金フランと同等に取扱はるゝ金ラードが採用せられた、しかし金ラードは爲替政策的方法によつて五〇レットルーブルの爲替相場を一金フラン(金ラード)に等しき様固定せしめんとする限りに於いてのみ現はれたにすぎなかつた。一九二二年八月三日の法律によつて此の規定は形式的の成立を見た。十月にはレットランド國立銀行が設立せられた。其の發行する銀行券は金及び外國爲替若しくは短期手形によつて準備せられ、常に金と兌換せられた。此の銀行券と並んでレットルーブルが遺物として流通した。強制通用力をもつてゐたが兌換は出来なかつた。

エストランドに於いても亦レットランドに於けると同じく共和國の布告の際にはオーペロスト貨幣、ドイツライヒスマルク、ツァーラー及びケレンスキールーブルが流通してゐた。金融逼迫によつて此處でも同じくそれ自身の本位制度の設立が運命づけられた。其の本位制度はフィンランドマルク(ライヒスマルク：エストマルク 1100:81)の



平價を法定基礎とし、マルク本位と關聯して起つたのである。たとへエストランドがソヴェートロシアとの戦争の結果債務を負ふに至り、且つ外國の援助にも不拘紙幣發行を餘儀なくされるに至つたとは云へ、戦争終了後は此處では特殊な困難もなく安定付けられた。といふのはエストランドの經濟生活が大戦のお相伴したのは極めて僅かにすぎなかつたからである。所謂帝國金庫證券と共に兌換はせられるが強制通用力を有しないところの「エスティ・バンク」(Eesti Pank)の銀行券が流通してゐるのである。

(註一一六) Rasin : Die valutarischen Verhältnisse der Tschechoslowakei Der Wiederaufbau in Europa. Nr. 1, 1922.

(註一一六) O. Lehmich : Währung und Wirtschaft in Polen, Litauen, Lettland und Estland, 1923, を特に参照せよ。

### 貨幣本位に關する参考文献

先づ前編に於て述べた参考文献一般を次に掲げるならば、

Singer und Schmidt : Inflationen, Bankarchiv vom 25. Oktober 1920.

S. v. Waechter : Der Kampf um die Währung, 1922.

Von dem zahllosen monographien Währungstheoretischen oder währungspolitischen Inhalts bringen wir im folgenden eine Auswahl:

#### (一) 貴金屬生産及び價值比例

A. v. Humboldt : Essai sur la Nouvelle Espagne, 1807. Deutsch 1809.

Tooke und Newmarch . Geschichte der Preise, besonders Bd. 5 u. 6. Deutsch von Ascher 1857.

A. Soetbeer : Materialien zur Erläuterung und Beurteilung der Edelmetallverhältnisse, 2. Aufl., 1886, sowie zahlreiche weitere Schriften.

E. Süss : Zukunft des Goldes, 1877.

—— Die Zukunft des Silbers, 1892.

E. Biedermann . Statistik der Edelmetalle, 1896, 2. Aufl. 1903.

Annual Report of the Director of the Mint, Washington.

Annual Report of the Deputy Master of the Mint, London.

Tabellen zur Währungsstatistik. Herausgegeb. vom Österr. Finanzministerium.



- Lexis : Artikel Gold und Goldwährung sowie Silber und Silberwährung, I. H. d. St.  
 Iuschn v. Ebenhreuth : Das Wertverhältnis der Edelmetalle in Deutschland. während des mittelalters, 1892.  
 George : Die Bewegung des Silberpreises seit 1873, 1908.  
 Lexis : Artikel Edelmetalle i. H. d. St., behandelt ausschliesslich die Frage des Wertverhältnisses.  
 Weitere Literatur in den Aufsätzen von Lexis, sowie bei Wagner, Sozialökonomische Theorie, S. 113, 114.

(11) 複本位制問題と世界貨幣同盟の問題

- L. Wolowski : L'or et l'argent, 1868 u. 1870.  
 —La question monétaire, 1868.  
 Cernuschi : La monnaie bimétallique, 1876.  
 Dana Horton : Silver and gold in their relation to resumption, 1876, erweitert 1877.  
 E. de Laveleye : La monnaie bimétallique, 1876.  
 Haupt : Gold, Silber und Währung, 1877.  
 O. Arendt : Die vertragsmässige Doppelwährung, 1880.  
 Schäffle : Für internationale Doppelwährung, 1881.  
 A. Wagner : Für bimetalistische Münzpolitik Deutschlands, 1881.  
 Burchard-Bischoff : Die Lateinische Münzkonvention und der internationale Bimetallismus,  
 Walras : Théorie de la monnaie, 1886.  
 W. Eras : Der Währungsstreit 1879 bis 1883, 1883.  
 Heyn : Kritik des Bimetallismus, 1897.  
 H. P. Willis : A history of the Latin Monetary Union, 1901.

(111) 諸國家——特に獨逸國に關する本位制の文獻

- J. G. Hoffmann : Die Zeichen der Zeit im deutschen Münzwesen, 1841.  
 A. Wagner : System der Zettelbankpolitik, 1873.  
 Soetbeer : Deutsche Münzverfassung, 1874—81.  
 H. v. Poschinger : Bankwesen und Bankpolitik in Preussen, 1878/79.  
 W. Lotz : Geschichte und Kritik des deutschen Bankgesetzes, 1888.  
 J. Friedrich : Die Währungs- und Diskontpolitik der Reichsbank, 1895.  
 K. Helfferich : Das Geld, I. Buch, 5. Kap.  
 —Die Geschichte der deutschen Geldreform, 1898.  
 —Beiträge zur Geschichte der deutschen Geldreform, 1898.  
 Bamberger : Schriften. Schriften des Vereins zum Schutze der Goldwährung, Bd. 1, 1900.  
 H. Schmucker : Geschichte der deutschen Bankliteratur im 19. Jahrhundert. Aufsatz in Festschrift für Schmoller : Entwicklung der deutschen Volkswirtschaftslehre im 19. Jahrhundert, 1908.  
 —Die deutsche Geldverfassung und ihre Reform, Schmollers Jahrbuch, 1908.  
 M. Goldberg : Geschichte der Deutschen Bank- und Münzgesetzgebung, 1913.  
 G. F. Knapp : Staatliche Theorie, 2. Aufl., 223.

英 國

- S. M. Leake : An historical account of English money, 3. Aufl., 1793.



- H. Macleod : A history of banking in Great Britain, Bd. 4 von : A history of banking in all leading nations.  
 Mac Culloch : Geld und Banken. Übersetzung 1859.  
 Ph. Kalkmann : Englands Übergang zur Goldwährung. Abhandl. aus dem statsw. Seminar zu Strassburg, Bd. 15. 1895.  
 Breckinridge : Legal tender, 1903.  
 Andréades : Histoire de la Banque d'Angleterre, 1904.  
 H. Withers : Geld und Kredit in England, 1911. (Über. von The meaning of money, 1909.)  
 E. Jaffe : Das englische Bankwesen, 1910.  
 E. v. Philippovich : Die Bank von England im Dienste der Finanzverwaltung des Staats, 2. Aufl., 1911.  
 Alfred Schmidt : Geschichte des englischen Geldwesens im 17. u. 18. Jahrhundert. Abhandl. aus dem statsw. Seminar zu Strassburg, Heft 32. 1914.  
 E. Jaffe : Das englisch-amerikanische und französische Bankwesen. Grundriss der Sozialökonomik, 5. Abt., 2. Teil, 1915.  
 J. Wolter : Das staatliche Geldwesen Englands zur Zeit der Bankrestriktion (1797—1821). Abhandl. ausd. statsw. Seminar zu Strassburg, Heft 33, 1917.  
 G. F. Knapp : Staatliche Theorie, § 16.  
 K. Singer : Die Entstehung der englischen Währung. Weltwirtschaftliches Archiv, 1921.

## 佛 蘭 西

- A. Courtois : Histoire des banques en France, 1881.  
 Courcelle-Seneuil : Traité des opérations de banque, 10. Aufl., 1909.  
 E. Kaufmann : Das französische Bankwesen, 1911.  
 F. Gutmann : Das französische Geldwesen im Kriege (1870—78). Abhandlungen des statsw. Seminars zu Strassburg,

Heft 30, 1913.

- H. Illich : Das Geldwesen Frankreichs zur Zeit der ersten Revolution bis zum Ende der Papiergeldwährung. Abhandl. d. statsw. Seminars zu Strassburg, Heft 31, 1914.  
 Borchardt : Das Papiergeld in der Revolution 1797—1920, 1921.  
 G. F. Knapp : Staatliche Theorie, § 17.  
 v. Philippovich : Banken in Frankreich, Artikel i. II. d. St.

## 德 國 西

- Goldmann : Das russische Papiergeld, 1866.  
 Ad. Wagner : Die russische Papierwährung, 1868.  
 — Artikel "Papiergeld" in Bluntschlis Statsw.  
 A. Schmidt : Das russische Geldwesen 1823—44, 1878.  
 Kantorowicz : Rubelkurs und russische Getreideausfuhr, 1896.  
 Kramar : Die russische Valutareform, 1896.  
 Rütz : Zur Geschichte der russischen Valutareform, 1899.  
 Raudnitz : Die Währungsreform in Russland, 1901.

## 奧 太 利

- Zuckerlandl : Artikel „Österreich-Ungarische Bank“ i. II. d. St.  
 Kramar : Das Papiergeld in Österreich seit 1848, 1886.  
 Wagenmann, Geldtheorie.



- Pacher : Die österreich-ungarische Währung, 1890.  
 Landsberger : Währungssysteme und Relation, 1891.  
 Denkschrift über das Papiergeldwesen der österr-ungar. Monarchie, verfasst im Finanzministerium, 1892.  
 K. Menger : Beiträge zur Währungsfrage in Österreich-Ungarn, 1892.  
 —Der Übergang zur Goldwährung, 1892.  
 v. Wieser : Die Währungsfrage und die Zukunft der Österr. Valutareform, 1894.  
 Spitzmüller : Valutareform und Währungsgesetzgebung. Österr. Staatswörterbuch, 2. Aufl., 2. Ad.  
 —Die österr-ungar. Währungsreform. Zeitschrift f. Volkswirtschaft, Bd. 9, 1902.  
 Randnitz : Die österr. Währungs- und Bankgesetze, 1912.  
 K. Menger : Geld und Münzwesen seit 1857. Österr. Staatswörterbuch, 2. Aufl., 2. Bd.  
 v. Mensi : Papiergeld. Österr. Staatswörterbuch, 2. Aufl., 2. Bd.  
 G. F. Knapp : Staatliche Theorie, 2. Aufl., § 19 bis 22.

伊 太 利

- C. F. Ferraris : Banken in Italien. Artikel i, II. d. St., 3. Aufl., Bd. 2, S. 483 ff.  
 —Moneta e corso forzoso, 1879.  
 Ciaffi, F. : Il baratto dei biglietti di banca, 1892.  
 C. Supino : Storia della circolazione bancaria in Italia dal 1861 al 1894. 1894.  
 A. Baldantoni : La circolazione in Italia, 1897.  
 E. Frauz : Die Verfassung der staatl. Zahlungsmittel des Königreichs Italien seit 1861 Abhandl. des statsw. Seminars zu Strassburg, Heft 27, 1911.

E. Wilmerdoerfler : Notenbanken und Papiergeld im Königreich Italien seit 1861. Münchener Volksw. Studien, 1913.

瑞 國

Kalkmann : Untersuchungen über das Geldwesen der Schweiz, 1900 (Jahresbericht des Kaufm. Direkt. zu St Gallen).  
 Blaum : Das Geldwesen der Schweiz seit 1798. Abhandl. des statsw. Seminars zu Strassburg, Heft 24, 1908.

西 英 大

- A. Hennicke : Die Entwicklung der spanischen Währung von 1868 bis 1906, 1907.  
 F. Rühl : Das Geldwesen Spaniens seit dem Jahre 1772. Abhandl. des statsw. Seminars zu Strassburg, Heft 28, 1917.

西 米 利 加 合 衆 國

- Laughlin : The history of bimetalism in the United States, 1894.  
 H. White : Money and banking illustrated by American history, 1895.  
 M. Prager : Die Währungsfrage in den Vereinigten Staaten von Nordamerika Münchener volkswirtschaftl. Studien, 1897.  
 —Die Währungs- und Bankreformen in den Vereinigten Staaten von Amerika. Schriften des Vereins zum Schutz der deutschen Goldwährung, Bd. 2, 1900.  
 A. Hasenkamp : Die Geldverfassung und das Notenbankwesen der Vereinigten Staaten, 1907.  
 P. Warburg : American and European banking methods and banklegislation compared, 1908.  
 J. Scheffler : Das Geldwesen der Vereinigten Staaten von Standpunkt des Staats. Abh. aus dem statsw. Seminar zu Strassburg, Heft 24, 1908.



- A. Denoys : Forty years of American finance, 1909.  
 R. Hauser : Die amerikanische Bankreform, 1914.  
 Jaffe' : s. unter England.

中 羅 ハ ヌ リ ヌ

- G. Supercarseaux : El papel moneda, 1912.  
 A. de Vedia : El banco nacional. Historia financiera de la Rep. Argentina, Buenos Aires 1890.  
 J. A. Terry : La crisis (1885—1892), Buenos Aires 1893.  
 O. M. Piñero : La conversion de billete, Buenos Aires 1899.  
 Quesada : El problema monetario, Buenos Aires 1903.  
 J. Wolff : Die argentinische Währungsreform von 1899. Schmollers Forschungen, 1905.  
 C. A. Schaefer : Klassische Valuta-Stabilisierungen, 1922. (Behandelt vorwiegend die argentinische Konversionskasse.)  
 Vieira Souto : Caixa de Conversão. Rio de Janeiro 1906.  
 J. P. Calogeras : La politique monétaire du Brésil, Rio de Janeiro 1910.  
 E. Wagenann : Die Wirtschaftsverfassung der Republik Chile. Zur Entwicklungsgeschichte der Geldwirtschaft und der Papierwährung, 1913.  
 ——— Weitere Literatur über die chilenische Währung daselbst S. 242/3.  
 W. Hegemann : Mexikos Übergang zur Goldwährung. Münchener Volksw. Studien, 1908.  
 印 票 印  
 K. Ellstätter : Indiens Silberwährung, 1894.

- O. Heyn : Die indische Währungsreform, 1903.  
 M. Bothe : Die indische Währungsreform seit 1893, 1904.  
 A. Arnold : Das indische Geldwesen unter besonderer Berücksichtigung seiner Reformen seit 1893, 1906.  
 K. Singer : Die Motive dem indischen Geldreform. Abhandl. aus dem staatsw. Seminar zu Strassburg, Heft 26, 1910.  
 J. M. Keynes : Indian currency and finance.  
 Die Währung in den Straits Settlements, Schmollers Jahrbuch, 1917.  
 J. T. Kussaka : Das japanische Geldwesen (Dissertation), 1890.  
 G. Vissering : Niederländisch-Ostindien und der Gold-Exchange-Standard, Schmollers Jahrbuch, 1917.  
 Lexis : Die chinesische Geldreform, Bankarchiv, 1913/14.

大 戰 勃 發 以 來 の 本 位

- Bachrach : Die deutsche Valuta im Kriege, 1917.  
 H. v. Beckertath : Die Markvaluta, 1920.  
 Behnen und Genzmer : Valutaclend und Friedensvertrag, 1921.  
 Bendixen : Währungspolitik und Geldtheorie im Lichte des Weltkrieges, 1916.  
 ——— Das Inflationproblem, 1917.  
 Bernhard : Übergangswirtschaft, 1918.  
 Ch. Blankart : Die Devisenpolitik während des Weltkrieges. (Studien der Handelshochschule Lausanne.) 1918.  
 Block : Die Entwertung der deutschen Valuta im Weltkrieg, 1918.  
 Bruins : Das Bankwesen in Holland. Wiederaufbau in Europa Nr. 11.  
 G. Cassel : Die Valutaverhältnisse in Skandinavien, Wiederaufbau in Europa Nr. 1.



—Das Geldproblem der Welt. 1. u. 2. Denkschrift, 1921 und 1922.

31.

R. A. Ramm Doman : Wirkungen des Weltkrieges auf Argentiniens Volkswirtschaft, insbesondere auf seine Währungswerthältnisse. Weltwirtschaftl. Archiv, 1923.

Federn : Österreich Ungarns Geld und Kreditwesen im Kriege, Archiv f. Sozialw. u. Sozialp., 1915/16 und 1916/17.

Feitelberg : Das Papiergeldwesen in Kätenußland, 1921.

Feuchtwanger : Die Darlehnskassen des Deutschen Reichs mit Berücksichtigung der entsprechenden Organisationen des Auslandes. Münchener Volksw. Studien, 1918.

H. S. Foxwell : Papers on current finance, 1919.

Gaertner : Vom Gelde und der Geldentwertung, 1922.

Giannini : Die Valutaverhältnisse in Italien. Der Wiederaufbau in Europa Nr. 1.

Göppert : Die Währungsfrage in dem deutsch-polnischen Abkommen über Oberschlesien, Bankarchiv, 1921 22.

Guyot et Raffallrich : Inflation et déflation.

Hantos : Ungarns Finanzen und Geldwirtschaft im Kriege, Bankarchiv, 1913/14.

Hartung : Der Kriegszustand in den Zentralbanken, Bankarchiv, 1914/15.

—Italien und der Krieg, Bankarchiv, 1914/15.

—Finanzielle Kriegsrüstung und Mobilmachung. weltw. Archiv, 6. Bd. 1915. (Chronik und Archivalien).

Hirschstein : Indiens Bedeutung für den Silbermarkt im Weltkrieg. Die Bank, 1920.

Heyn : Die deutsche Valuta im Kriege u. nach dem Kriege, 1918.

Hoppe : Der Krieg und die deutsche Geldwirtschaft, 1919 (Staatsw. Beiträge von Plenge).

J. Jastrow : Geld und Kredit im Kriege. Weltw. Archiv, 1. Ergänzungsheft, 1915.

Jessen : Finanzen, Defizit und Notenpresse, 1923.

G. Feze : Die Wertschwankungen des Franken. Der Wiederaufbau in Europa Nr. 1.

R. Just : Die Geldinflation mit besonderer Berücksichtigung der Geldpolitik der Schweiz während des Krieges, 1921.

Karpinski : Die Wechselkurse während des Weltkrieges von dessen Beginn bis Ende 1915. Frankfurter Dissertation, 1916.

Kellenberger : Wechselkurs und Zahlungsbilanz im Krieg und Frieden, 1919.

Kerschagl : Geldprobleme von heute, 1922.

Lammers : Die Kriegsfinanzierung in den Vereinigten Staaten, Bankarchiv, 1917/18.

J. Landsberger : Das Geld und Kreditwesen Österreich-Ungarns im Kriege, Weltw. Archiv, 1915.

Lansburgh : Der internationale Kapitalmarkt im Kriege und nach dem Kriege, 1916.

—Die grossen Notenbanken im Dienste der kriegführenden Staaten. Die Bank, 1914 und 1915.

—Amerika als Weltbankier und das amerikanische Zentralbanksystem. Die Bank, 1915.

—Das Gold im Kriege. Die Bank, 1916.

Lehnich : Währung und Wirtschaft in Polen, Litauen, Lettland und Estland, 1923.

Lessing : Die Bank von Frankreich während des Krieges, Bankarchiv, 1918/19.

—Der bargeldlose Zahlungsverkehr in Frankreich während des Krieges, Bankarchiv, 1916/17.

Liefmann : Die Geldvermehrung im Weltkrieg und die Beseitigung ihrer Folgen, 1918.

Manes : Staatsbankrotte, 2 Aufl., 1919.

J. C. Mann : Das Geldproblem in der rumänischen Besatzungswirtschaft. Weltw. Archiv, Bd. 14, 1919.

Mollwo : Zur Kritik der englischen Kriegsfinanzierung, Bankarchiv, 1915/16.

H. Neustätter : Schwedische Währung während des Weltkrieges, 1920.

Nicholson : Inflation.

W. Notz : Neuere Entwicklungen in der weltwirtschaftlichen Stellung der Vereinigten Staaten. Weltw. Archiv, 1923.

319



- Notzke : Deutschlands Finanz- und Handelsgesetze im Kriege, 1917.
- Philippovich : Allgemeine Lage der Finanzen und Volkswirtschaft in Österreich-Ungarn, Bankarchiv, 1913/14.
- L. Pöhle : Das Problem der Valutaentwertung, 1919.
- Geldentwertung, Valutafragen und Währungsreform, 1920.
- W. Prion : Die deutschen Kreditbanken im Kriege und nachher, 1917.
- Der internationale Geld- und Kapitalmarkt nach dem Kriege, 1918.
- Rašín : Die valutarischen Verhältnisse der Tschechoslowakei, Wiederaufbau in Europa, Nr. 1, 1922.
- Rieser : Finanzelle Kriegsbereitschaft und Kriegführung, 1909.
- Schilder : Die auswärtigen Kapitalanlagen vor und nach dem Weltkrieg, 1918.
- A. Schmidt : Nationale Währungspolitik. Los von England, 1917.
- Übergangswirtschaft, 1917.
- Silberwährung und Geldverfassung Weltw. Archiv, 15. Band, 4. Heft (Chronik und Archivalien).
- F. Schmidt : Die Wechselkurse und ihre Beherrschung während des Weltkrieges und der Übergangszeit. Weltw. Archiv, Bd. 14, 1919.
- Pietro Straffa : Die gegenwärtige Lage der italienischen Banken. Wiederaufbau in Europa, Nr. 11, 1922.
- Steiner : Die tschechoslowakische Währungsreform, Bankarchiv, 1918/19.
- Terhalle : Währung und Valuta, 1919.
- Weil : Die Einführung der französischen Währung in Elsass-Lothringen, Bankarchiv, 1919/20.

In Betracht kommt ferner die periodische Berichterstattung, und zwar vor allem die folgende :

Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik : Volkswirtschaftliche Chronik für die Jahre 1914 ff. Monatsberichte und

Jahresübersichten über Geld, Kredit und Währung.

Weltwirtschaftliches Archiv : Chronik und Archivalien betreffend Geld-, Kredit-, Bank- und Börsenwesen, Jahrg. 1914 ff.

— International vergleichende Statistik des Geldmarktes, der Börsen und der Warenmärkte zu den Jahrgängen 1915 ff. als Beilage.

Darmit ist aber natürlich die Literatur über die Währungen seit Kriegsausbruch nicht entfernt erschöpft. Zu berücksichtigen sind namentlich noch zahlreiche Aufsätze, vor allem im Wiederaufbau für Europa (herausgegeben von Keynes), im Economist, im Bankarchiv, in der Bank usw.



## 第六編 爲替理論

### 第十六章 國際爲替相場

#### 第一節 國際貸借

各本位領域間の支拂は其の前提として通常當該國間の支拂手段の交換即ち或る一國の本位貨幣と他の國の本位貨幣との交換が行はねばならない。なんとすれば一定の支拂手段は個々の本位領域内に於いてのみ即ち國家的支拂共同社會として認められた地域内に於いてのみ無制限に通用するに過ぎないものだからである。従つてまた世界經濟が支拂共同社會を構成せざる限り何等の國際貨幣も存在しないのである。金そのものは國際貨幣ではない。がしかし兎に角金の重量單位は——たとへ支拂が斯様な重量單位に従つては殆んど行はれず、また常に一定の金本位國の價值單位、例へば金マルク、金ドルが金計算の基礎をなしてゐるとは云へ——國際的價值單位と云ひえよう。併し乍ら國際貸借の交通場裡に於ける金の支拂能力はあらゆる場合に制限せられる。金本位國に於いてすら貨幣は鑄貨或は銀行券への金屬の變形を必要とする。——これは一般的に金本位制の意義である。——それ故に金は斯様なものとしては商品である。實際金は市場に於いて最も足早き商品である。商品である限り金は——(譯者註)——價格をつけられ



るのを免れるわけにはいかない。

ラテン貨幣同盟のフランも亦同様に國際貨幣ではない。何となれば締盟諸國の本位貨幣はそれほど密接に關連し合つてはゐないので、直接相互に代替し得なかつた様であるから。むしろ此等締盟國の本位貨幣はお互に動搖常ない關係に立つて居る、金鑄貨が總ての國家に於いて本位的である場合でもそうである。

一國の本位貨幣が國際貸借に於いて他國の本位貨幣と取引關係に入る時、それは爲替相場と云はれる。吾々は此の交換比例をクナップと共に國際爲替相場と云つてゐる。それ故に國際爲替相場とは一國の價值單位の運載者に對して他國の價值單位で表現せる價格である。

交換に際して支拂手段は一般には云ふまでもなく直接相互に受け渡しされるものではない。通常の状態の下では外國貨幣及び銀行券の保有高といふものは、恐らく主として偶然の出來事及び旅行交通 (Reiseverkehr) の必要によつて蒐集せられた蓄積に限られる。だが大戰後外貨の蓄積はあらゆる國々に於いて著しく増大した。領土割讓の結果や其の他の諸理由から外國で手に入れられる獨逸の銀行券は數十億の巨額に達してゐる。逆に獨逸國內に於ける外國銀行券保有高は非常に増大した。併し乍らかゝる外國銀行券の保有金額は通例外國への支拂ひに用ひられるものではなくて主として投機的對象なのである。

外國に於ける支拂はおそらく次の如き方法で行はれるのが普通である。即ち外國預金を、もつと正確に云へば外國に存し且つその本位貨幣で表章せられたる預金を處分する事によつて行はれる。此の爲めにかゝる預金宛に振出された爲替手形が買入れられるのである。此の手形はその主たる形態に分類せられる。

(一) 外國宛に振出され外國の本位で表章せられた手形

(二) 外國小切手

(三) 電信 (拂) 爲替

商用語は外國預金宛に振出された此の三種の爲替手形を外國爲替 (Devisen) と云ふ言詞で總括してゐる。此等の間に存する技術的な差違及び僅少な相場の差違に論及するの必要はない。只だ注意して置くべき事は一攬拂電信爲替 (telegraphische Ueberweisung) が國際支拂取引を益々支配する様になつて來たといふ事である、しかし以前には外國爲替が其の主たる手段であつたのであるが。一攬拂電信爲替は大戰前既に支拂技術が洗練されて來たにつれそれに應じて廣く用ひられ初めた。而して此の支拂方法は大戰後文書による交通に困難を感じたる結果と就中最近に於ける著しき爲替相場の動搖の爲めに完全な勝利を博するに至つたのである。

手形が外國預金宛に振出されるといふ事は如何にして生ずるのか又其の爲替手形は如何なる國民經濟的意義を有するかは既にジョン・スチュアート・ミルが簡單な例によつて明らかにしてゐるところである。即ち「英國に於ける買易業者Aが英國の商品を輸出し、佛蘭西に於ける彼の商友Bに其の商品を委託販賣の爲に送附し、佛蘭西に於ける他の商人Cが佛蘭西商品——吾々は同一價值のものとして假定する——を英國に於ける商人Dに輸出したとする。此の場合 (譯者) 佛蘭西に於けるBは英國に於けるAに送金し、英國に於けるDが同一金額を佛蘭西に於けるCに送金するを要せざるや明かである。一方の債務が他方の支拂に轉せられる。斯くて輸送の危険に加へて二重の費用が節約せられるであらう。AはB宛にBがAに負ふてゐる債務額の手形を振り出すのである、佛蘭西に於いて同一金額を支拂はねばならぬDはAの手形を買入れてCに送る、Cは満期後に其の手形をBに呈示して支拂を求めるのである、佛蘭西の英國に存する債務及び英國の佛蘭西に存する債務は金や銀をそれぞれ送る事なしに決済せられる。」

かゝる決済方法は今日尙重要な經濟現象であり、國際支拂取引の基礎をなしてゐるのである。一國に於ける外國預金の需要供給は此の様にして構成せられるのである。併し乍ら需給兩者の金額は必ずしもいきなり均衡するといふ



わけのものではない。一定の時期に於いて輸入が輸出よりも大であつた場合には外國支拂手段に對する需要は他の條件にして等しき限り供給を凌駕し、外國爲替の交換比率に變化を來す傾向が生ずる。即ち外國爲替相場が騰貴するのである。同國爲替が下落すると云つても同じ事である。

## 第二節 國際爲替相場決定の諸原因

國際爲替相場は一つの價格である。従つて先づ第一に價格運動を決定する外的諸原因によつて——此の事は常に觀察の自明的な出發點である——即ち需要供給なる命題によつて支配せられる。此の命題に従へば、商品並びに貨幣に關する數量上の制限が購買及び販賣行爲の根柢をなすのであつて、價格の變動は需要せられたる商品數量と提供せられる貨幣數量に正比例し、提供せられたる商品數量と需要せられる貨幣數量に逆比例する。

國際爲替相場が他の價格から區別せられるのは外國から見ての爲替市場に於ける商品はまた貨幣でもあるといふ事によつてである。これは云ふまでもない事である。にも拘はらず其の最も一般的な價格形態といふ命題は爲替相場の運動に對しても存在してゐるのであつて、ただ外國から觀察する場合には相互的な表現を得るだけの事である。

周知の如く爲替相場の建方は通例次の如くして行はれる。即ち内國の貨幣單位が確定せられ且つ爲替相場は外國の價值單位の名稱で云ひ現はされるのである。例へば英國に於いては建相場はグラマーに對して何ポンドではなく、ポンドに對して幾何のグラマーが支拂はれねばならないといふ事を意味してゐる。併し乍らとかく爲替市場に於ける價格形成を其の他の價值形成から明瞭に區別する事は決して出來ない。殊に全々同一の商品にして而も其の價格が場所によつて異なる如く同一爲替の價格も亦少なからず場所的な差違を示してゐる様である。といふのは一國の爲替は殆んど

世界のあらゆる取引市場に於いて賣却せられるからである。併し乍ら此の事實を無視してもよろしい。なんとすれば通常組織的な交通通信機關の存する限り、轉賣取引によつて個々の市場區域が統一せられるからである。同じ理由から我々はまた外國の支拂手段 (ausländische Zahlungsmittel) 及び外國貨幣種類 (ausländische Geldsorten) 宛に種々なる種類の爲替手形が互ひに示合つてゐる價格差に論及する必要はないであらう。

夫れ故に爲替相場の運動は先づ第一に純粹に數量問題として理解せられる。爲替相場が恰も貨幣の内的價值若しくは本位貨幣即ち貨幣素材の種類及び品位への信頼従つて云はゞ貨幣の品性を反映してゐるかの如き不透明なる見解に對しては、爲替相場も他の總ての價格と同じく唯だ需要供給によつてのみ決定せられるものであつて、其れ以外の何ものによつても決定せられないといふ命題をあらゆる鋭さを以て強調されねばならない。以下の如き事に對して注意を喚起しておく事はおそらく餘計な事ではないであらう。即ち各々の價格が買求められた商品數量によつて除かれた買入れ總額に外ならぬと丁度同じ様に、爲替相場は交換に持ち出された内國支拂手段の數量をそれと交換に得られる外國支拂手段數量をもつて除したものである。従つて唯だ三つの大きさの函數關係だけが (供給量と需要量と價格との函數關係——譯者) 當然云々される。がしかし國際爲替相場がそれ自身で數量に影響を及ぼし得ないであらうとは決して主張されない。かゝる循環論法によつて好都合な出發點が常に得られて來た、即ち吾々は今や單に内國支拂手段との交換によつて得られる外國支拂手段の額の大きさは如何にして決せられるのかといふ事と、逆に外國のそれと交換せられる内國支拂手段の額の大きさは如何にして決せられるかといふ事を問題にすればよいのである。

かゝる出發點はジョン・スチュアート・ミル及び特に爲替理論の古典派即ちゴッセンによつても亦選ばれたのである。嚴密なる金屬主義の見解にあつては元々次の點に即ち素材を同じくする諸本位貨幣の金屬量を區別すると云ふ點に矛盾があるのである。嚴格な金屬主義と全く同様に貨幣と貴金屬とを同一視するところの表象主義にとつても亦か



かる差異は不可解なのである。

だから畢竟素材を同じくする諸々の本位貨幣の交換比例は価格を示すものであるとの見解は確かに斯様な原始的觀念からの轉向を意味する。ゴッセンに於ける金屬主義思想がそれにも拘はらず尙存續を保つてゐる所以は、殊に爲替相場が彼にとつては二つの要素即ち手形への需要供給のみならず、貨幣の内的價值にも依存してゐるのだといふ事がわかつてゐたといふ點にある。素材を同じくする諸々の本位制度にあつては貨幣の内的價值は互に平等であるといふ見られ、本來的なる貨幣素材に比して紙幣本位制度に於いては貨幣價值(譯者註)の下落が見られる。

金本位國と銀本位國との間の爲替相場は金と銀との價值比例を中心にして振動するのが見られるとしても、金屬主義には凡て等しく留金が存する。然るにおそらくクナップが始めて證明した様に金本位國及び銀本位國の外國爲替市場に於ける需要供給の總體はそれぞれの側——金本位國と銀本位國(譯者註)——に於いて兩金屬間の價值比例を決定するところのものである。

名目論的觀察方法にとつては(クナップ、ベンディクセン、ヘイン、ダルベルク、エルスター、シュミット等々)國際爲替相場はあらゆる他の價格と全く同様に只だ市場の數量的諸關係によつてのみ決定せられる。云ふまでもなく市場の數量的諸關係は更に無數の要素に還元せられ且つ焦點を全體の經濟均衡の圈内に合せる事によつて始めて完全に明らかせられるのである。

### 第三節 爲替市場に於ける需要供給の構成

爲替市場に於ける需要供給は以下のものから成立してゐる。

- (一) 内外國間に存する具體的債權(若しくは義務)
  - (二) 外國證券貨幣の所有が示してゐるところの一國から他國に對する抽象的債權、若しくは債權にも基づかず從つて債務の解消の爲めにでなく所謂任意に形成せらるる需要。それが投資の爲めであらうと、投機の爲めであらうと、はたまた爲替政策的見地からであらうとを問はない。
- 吾々は以上の如き需要供給の二つの構成部分を詳細に觀察してみよう。
- (一) 一國から他國への具體的債權は満期のもと、未だ満期の到來せざるものとに分ける事が出来る。
  - (a) 特に外國に投下される固定資本は長期公債の形式にしる、外國企業の形式に於いて或ひはそれへの参加の形式に於いてであるにしる總て未済の債權に屬する。外國への投資は戰前に於ける評價に従へば次の如くである。

獨逸	三〇〇億金マルク
佛蘭西	五〇〇億金
英吉利	六〇〇億金

此の三大債權國にあつては外國からの投資は比較的少なかつた。海外の巨大なる經濟地域(米合衆國——譯者)が債務者として之れ等三大債權國に對立してゐた。さて明かな事はかゝる未済の債權が國際支拂の基礎とならない限り爲替相場には何等の作用も及ぼさぬといふ事である。ただ外國へのかゝる投資に基いてクレディットが容易に設定せられる限りに於いて及びかゝる投資が利子を生み且つそれが償却せられる限りに於いてのみ爲替相場に影響するにすぎない。

(b) 賠償(Aufrechnung)を度外視すれば、内國支拂手段の外國支持手段に對する交換を誘致せしむるところの債權は興へられたる時期に於いて即ち一定の經濟時期に於いて満期となる。此の満期の到來せる債權と支拂を惹き起



す債權との差を普通支拂差額と云つてゐる。<sup>(註二六)</sup>支拂差額は更に貿易差額(輸出入の比)、運賃差額、収益差額及び満期となつたクレディットの差額に分類せらる。加之債權若しくは債務によつて惹き起されるより廣範なる一聯のモメント例へば旅行者の往來、銀行の手數料、保険料金等々の如きが存する。併し之れ等のものは比較的附隨的な役割を演ずるに過ぎない。

一九一三年には獨逸の支拂差額の貸方残高は十億マルク以上であつたと見積られてゐる。外國に對する獨逸の債權のかゝる残高は外國支拂手段の供給が其の需要に比して素晴しく巨大であつた事を意味する。従つて若しも獨逸が新投資によつて索制される事がなかつたならば、著しき金の流入によつて本位制度は攪亂されたであらう。大戰後かゝる状態は逆轉し、輸入及び輸出は尙更の事嘗ての状態を深く下廻つた。現在に於いては獨逸の外國への投資による收益は殆んど消滅してゐる、それどころか獨逸は非常なる負債を負ふに至つた。而も此の場合かゝる負債を償却するものは主として支拂差額による外はないのである。今や數百億金マルクの借方残高が貸方残高にとつて代つてゐる。若しも——平和時に於ける状態の單純なる逆轉に際して——それに対応する外國からの資本投下が早速起るならば、さしあたりの爲替相場状態が震撼される事なく均衡それ自體は可能であらう。がしかし此の様な場合は存在しない。なんとすれば不安定なる經濟地域にかくも大なる投資の好意ある流入は考へ得られないからである。均衡は従つて只だ爲替相場の急激なる昂騰を強制することによつてのみ生ずる、急激なる爲替相場の騰貴は財産實體の投資即ち所謂見切賣を誘致し且つ諸外國をして獨逸紙幣の受領を誘惑するものである。

(二) 外國に對する抽象的な債權を化體してゐる外國支拂手段の所有は爲替相場にとつては未済の具體的債權と同じ意義をもつてゐる、丁度吾々が總て貨幣を抽象的な個々の債務者の上になく、其の貨幣が流通してゐる全國國民經濟の上に存する拘束力として理解する様に。外國證券貨幣の蓄積が殆んどあらゆる國々に於いて益々著しい程度で増

大し、此の事によつて本位貨幣の相互的な轉位 (Ineinanderschichtung) とでも云はるべき現象の生じた事は既に理解した。これは商品の隱匿 (Hamsterei) に對すると類似の現象であり、思ひかけぬ價格運動を惹き起しやすきものである。貨幣に於けると同様商品に於ける蓄積形成は即ち經濟原則なる觀點の下に觀察せられる。それはただ斯う云ふだけで充分であらう。即ちそれによつて價格形成に甚しい不安定が惹き起されると、何となれば隱匿せられた蓄積が何時豫期せられざる動機から市場に投げだされるか分つたものではないからである。外國が内國の支拂手段を若しくは内國が外國貨幣を市場に投げ出すかどうかに従つて爲替相場は上下に動搖する。

逆に一國に於ける他國の支拂手段への豫期せざる需要は具體的な負債の決済によつて強要せらるる事から惹き起されるといふ事ではなしにも生じ得る。吾人の自由な若しくは任意な取引とも稱し得る——といふのは決済を強要せられぬ債權或いは義務と結びついてゐる故に——取引は以下の三つの誘因から展開せられる。

(a) 投機的目的に基くもの、此の場合に於いては取引は屢々反對取引によつて相殺せられる。(鞘取引 Diffarengeschäfte)

かゝる投機的爲替取引の發展が爲替相場に關係するところのものは、鞘取引のかゝる關係に於いて一般に云はれ得るところのものに對して<sup>(註二七)</sup>も妥當する、屢々次の如き意見が發せられるのを聞く。即ち鞘取引ははげしい爲替相場の動搖を惹起するのが精々であつて、全體の爲替相場の水準には影響を及ぼさない。蓋し其の際には互に均衡し合ふ取引が問題となつてゐるからである。この事によつて取引にある一定の變化を導く爲替相場は他の(反對の)取引によつて同一の變化を逆の意義に於いて蒙らねばならないであらう。併し乍らかゝる事は必ずしも常に云ひ得るものではない。何となれば需要と供給及び價格との間には一々の場合に於いて何等確定した關係がないからである。調和し合ふ二つの取引が各々異なる作用を有してゐないとも限らない様に、相對立する取引が購買對象を等しくするにも拘はら



互に相殺し合ふ事もなく絶えざる爲替相場の動搖を誘致せしめる事も全く有り得る事なのである。投機的發展の結果價格構成は屢々比較的着實に進行するといふ事を承認せねばならない。何故ならば投機的契約は市場を擴大せしめ、従つてより大なる市場はより小なる市場ほどには個々の販賣によつて容易に均衡を攪亂される事がないからである。鞘取引 (Differenzhandel) のかゝる好都合な作用は投機が投機に對立する場合、強氣黨と弱氣黨が等しい強度が對立し合ふ時殊に現はれる。併し乍ら投機が實物取引以上にわたるといふ事情が屢々存する。例へば投機が或一定の時期に於いて現物の供給によつては補充しきれぬほどの有效需要に應ずる爲に空賣 (in blanko verkauft) した——といふのは外國公債従つて大きな爲替の供給と爲替相場の下落が期待せられたので——と云ふ様な場合である。投機の發生によつて先づ第一に爲替下落が防止せられる。爲替材料の増大が市場に現はれば爲替相場は騰貴し、補償せられる投機 (gedeckende Sp.) は一の好ましい營業となり、且つその際には激しい爲替動搖を防止したといふ國民經濟的功績を立てたわけである。併し乍ら投機がはげれた場合、何等の公債も成立しない場合には投機の干渉がなかつたならば或ひは生じたであらうよりもつと深刻な爲替相場の崩壊が生ずる。なんとすれば投機がたとへさしあたりかゝる崩壊を延期し得るとしてもどうしたつて之れは免れ得ないからである。之れに反して有效需要はそれほど切迫的でないのが普通である。前に述べた白地賣却によつて恐らくは5%だけは下落を免れたわけであるのに爲替相場は今や一〇%ほど下落してゐると云はれてゐる。

(b) 外國爲替に對する自主的需要 (autonome Nachfrage) は併し乍ら單に投資の目的の爲めにも生じ得る。此の際の外國爲替の購入は云ふまでもなく只だ投資の技術的な隨件現象に過ぎぬ。従つて此の場合の外國爲替需要は支拂殘高から生ずるものとも看做され様。この事は多くは全く文字通りに生ずるのであるが。かくて任意的需要の場合としては唯だ外國爲替或いは外國紙幣への直接投資従つて爲替蓄積の發生にまで導くところのものが以前として存続

してゐるに過ぎない。併し乍ら此の方法は全く適當でないものゝ様に思はれる。なんとすれば一體支拂差額といふものは大體に於いて常に平均されるものであらう。だから個々の差額項目が其の切實性に従つて互に比較對照される事がなければ支拂差額を貸方であるとか借方であるとか名付ける權利はないであらう。

(c) 自主的需要の更に著しく重要な場合並びに逆に外國爲替蓄積の放出は第十八章に於いて述べられるであらう爲替政策の誘動因から生ずる。——

要するに一定の時期に於ける國際爲替相場は此の時期中に満期となるべき一國から他國への具體的債權によつても、また發生的には抽象的な債權差額として理解し得る獨立的外國爲替取引によつても決せられるものではないと云ひ得るであらう。具體的債權差額はいくらか數字的に確認し得るが、抽象的債權差額 (期限未到來の債權差額をも含めて) の作用を統計的に把握する事は殆んど不可能である。況んや豫め算定する事に於いてをや。抽象的債權差額の漸時増大して來る勢力は本位貨幣の領域に於いて生ぜざる大戰後の最重要な結果現象であるといふ事だけは十分に云はれる。従つて殆んどあらゆる國家の爲替相場は益々高い程度に於いて具體的債權差額の干渉から遠ざかつて來た。たとへかかる具體的債權が一般には尙益々決定的なものとして止まつてゐるとは云へ。

爲替市場に於ける賣買取引の總體をエフ・シュミットと共に總支拂差額と名づけるならば——之れにならつて満期の到來せる契約の差額を基本的差額と稱して來たのである、——なるほど爲替相場は今日も尙専ら總支拂差額によつて決定せられるものであるといふ命題が存続する。唯だ此の命題はかゝるものとしての具體的債權差額が最早や單獨で爲替相場の運動を決定するのではないといふ事を附言するとき始めてより深い意義を持つに至るであらう。

(註一一六) 此の言葉は以下に於いて見る様に、勿論屢々或別な意義にも解せられるのである。

(註一一七) Wagemann : Chile, 1913, S. 140.



#### 第四節 支拂差額と爲替相場

支拂差額と爲替相場との間の關聯を正確に認識せん爲めに次の如き場合を假定しよう。此の際事柄を簡單にする爲めに相互の債務を貿易差額に限る事とする。

即ち輸出は今日までのところ輸入と全く同じく毎月一億弗を算したとする。外國への支拂は輸入業者が期末に輸出業者によつて準備せられてゐる外國預金を而も期日前に輸入商品を賣却して得たる金額をもつて買入れるといふ風にしてなされるであらう。輸入も亦、其の期日前に一億弗を算し且つ該輸入商品が弗に對して二〇〇マルクの價格で費消せられるならば、弗購入の爲めに二〇〇億マルクが輸入業者の勝手になるわけである。従つて輸入業者にとつては輸入商品の代價を支拂ふ爲めに何等の困難も生じない。弗に對して二〇〇マルクの相場状態であれば、支拂の均衡は此の時期にとつても亦何等の軋轢なくして生ずるのである。

輸出は最近の時期に於いては八〇〇萬弗に減じてゐるが、輸入は以前と同じ様に一億弗を算してゐる。輸入業者は依然として輸入商品の支拂の爲めに二〇〇億マルクを必要とする。併し乍ら今や八〇〇萬弗を越えざる外國預金の有高に對立してゐるに過ぎない。若しも此の際他の如何なる種類の外國預金も得られないと假定するならば、輸入業者は減少せる外國預金をどんな價格でも買進まなければならぬといふ餘儀ない状態にある事になり、輸入業者は少くとも其の貿易資金の總てをそれに向けるであらう。かくて弗は少くとも二五〇マルクにまで騰るだらう。にも拘はらず輸入業者は外國に對する自己の責務を只だ僅に 4.5 までを果し得るに過ぎないであらう。

外國がもつともつと廣範圍の信用許與に對しても亦用意あるものとしても、次の經濟時期に於ける輸入は輸入業者が今自己の商品をそれで計算せねばならぬところの價格によつて消費が制限せられるであらう事を考慮に入れなければならぬ限り、嘗ての高には達しないであらう。其の間何等インフレーション的收入形成が起らなかつたならば、他の事情にして變化なき限り、外國商品購賣の爲め新經濟時期に於いても亦僅か二〇〇億マルクが消費者の勝手になるに過ぎない。従つて消費者は約二五%騰貴せる價格では八千萬弗の輸入商品を買入れ得るにすぎないであらう。さて輸出が前日の状態に止まるならば現在の經濟時期の終りにはそれ以上の相場の悪化が生ずるわけはないであらう。勿論其の時でも尙輸入業者は外國に對して約二千萬弗の未拂金があるわけである。若し外國が拂戻を主張するならば更なる相場の崩壊が生ずるであらう——以前に書いたと同じ結果を伴つて。此の例によつて示さるべきは相場下落が全く總てのインフレーションから獨立に生じ得るといふ事である。之れに對してインフレによつて惹き起される爲替下落の場合を考察してみよう。

吾々は再び双方の側で各一億弗を有してゐる均衡状態の貿易残高から出發しよう。現在の經濟年度に於いては紙幣發行の助をかり人爲的な收入を調達する事によつて二〇〇億の代りに二五〇億が外國商品消費の爲めに勝手に處分し得る様になつたとする。其の結果として生ずるのはさしあたり商品有高が不變なるにも拘はらず輸入業者をして二五〇億にまで導くところの需要である。輸入業者は之れによつて誘惑され、おそらくは次の經濟時期に於いて此度は一億弗ではなく、一億二千五百萬弗で輸入するに至る、輸出は嘗ての状態に止まつてゐるから爲替市場に於いては再び弗爲替相場に對して以前と等しい結果を伴つて二〇%の缺損が生ずる。輸出がかゝる事象によつて影響されず且つ外國が餘儀ない事情から先づ第一に與へたる信用を引きあげるならば結局輕舉盲動的な輸入は爲替相場の一層の騰貴に強ひられて打撃をうけなければならぬ。インフレーションが繼續しなければ輸入及び輸出は結局は再び均衡するであらう。しかし爲替相場下落は以前として確定的である。



普通の文獻では手形相場 (Wechselkurs) の騰貴しつゝある時は輸入が阻止せらるゝものであると説かれてゐる。しかし此の事は爲替相場 (Valuta) の一層の下落が將來見られないといふ時にのみあらはれるものであつて、若しも之れに反して戦後屢々觀察せられ得た様に爲替相場が繼續的に下落する時は先づ輸入が益々刺激せられる。而も外國の支拂債權が非常に支配的となり、其の結果輸入價格が最早やそれに追隨し得ないであらうほどの爲替相場の低落状態が生ずるまではそうなのである。

## 第十七章 諸市場の交錯

### 第一節 總 說

先づ第一に外國爲替市場の他市場に對する一般的數量的關係を觀察してみよう。即ち、それが短期信用を取扱ふものである場合には貨幣市場と云はれ、長期信用を取扱ふ場合には資本市場と云はれるところの貸付市場に對する一般的關係、更に證券市場、確定利付證券市場並びに株式市場、最後に商品及び勞働市場に對する外國爲替市場の一般的關係を考察しよう。

一經濟時期に於いて消費の目的をもつた貨幣資金は或は直接に或は貸付市場を通じて他市場に向けられる。手形義務と引換に其の代償として受領せられる貨幣は商品の購入に或は先づ第一に貸銀の支拂にそれから生活手段の購入に用ひられる。當座勘定信用は證券の買入れに利用される。株式發行の方法で調達せられた資本はおそらくは原料の購入に用ひられるであらう。國家が公債の方法によつて得た貨幣はおそらく建築物の設立に用ひられるかもしれない。有效購買力が如何に個々の市場に配分せられてゐるかに従つて各市場の物價は平等な或は種々様な運動を受ける。従つて例へば國際爲替相場及び其の他の物價は互に平行して進むといふ事が單に可能であるばかりでなく、それは往往にして反對の方向にさへ進むであらう。



## 第二節 外國爲替市場と割引市場との關係

大戰前の整然たる本位關係に於いては外國手形市場の間には非常に密接な關係が存してゐた。外國手形は即ち外國債務の辯済の爲めに買ひ求められたばかりでなく、著しい程度に於いて——内國手形と正に全く等しく——短期投資の目的で買ひ取られたのである。二市場が如何に互に密接に結びついてゐたかは手形相場が具體的な債權殘高よりもむしろ種々なる國家の割引率のひきしめによつてより多く支配せられてゐたと云ふ事から明かである。例へばロンドンに於ける割引率がベルリンのそれ以上に騰貴すれば、同時に内國に於ける英國手形が下落する。資本は非常に急激に獨逸から英國手形に殺到し、その結果最短時にロンドン宛の手形相場が騰貴し従つてそれに對應してベルリンに於いては割引率の騰貴が生じ従つて内國に於いてはベルリン爲替手形の相場は下落する。(註二八)

金本位の崩壊と共に二市場間の關係が完全に一變した。以前には利殖の目的で外國手形への投資が行はれ従つて此の運動は利子の平均といふ結果になつたのであるが、現在では不幸にして爲替相場の動搖によつてかゝる誘因は完全に中斷されてゐる。

併し乍ら此の事によつて貨幣市場と外國爲替市場間の關係が中斷されてしまつたといふわけではないが、市場の關係は全く違つた特質を得るに至つたのである。爲替市場に利益獲得の機會があればそれに應じて資本は貨幣市場から爲替市場へ振向けられる。加之勿論投機は大なり小なりの程度はあるが自己の外國爲替取引の爲めに貨幣市場を必要とするであらう。割引は爲替相場の差違に比して利差がとるに足らぬほどの場合には爲替相場に對する支配權を失つたわけである。従つて割引政策は外國爲替投機に對しては——直接の信用閉鎖によつてだけはやはり左右されるが——

無力なものだといふ定評がある。併し乍らほゞ次の如き状態が生じ得るといふ事は全くあり得る事である、即ち外國爲替相場の高い結果高からざるを得ない商品價格は貨幣市場から資金を吸収し、その結果外國爲替購入の爲めに十分な資金が得られなくなり、むしろ前期に於いて蓄積せられた外國爲替有高が市場に送り出されるといふ事になる。従つて此の様にして貨幣市場の逼迫せる状態が外國爲替相場の下落を強ひるやもしれぬのである。此際にはかゝるものとしての割引運動は爲替相場の運動に對して何等重要性を有しない。むしろ逆に爲替相場の運動が割引に影響を與へるであらう。即ち騰貴し、あり且つ甚しく動搖する外國爲替價格は其の際に現はれる貨幣市場の要求により割引率の騰貴を誘致せしむるであらう。かくて割引率は一ヶ月三%乃至一〇%若しくは遙かにそれ以上のものとなるであらう。

一般には動搖常なき爲替相場の支配の下では貨幣市場の利率は安定せる本位状態に於けるよりもより高く且つ屢屢より以上に不變的でさへもある。一瞥するだけではかゝる事實は見逃され易い。何となれば恰も貨幣がより多く流通に投ぜられて居れば居るほど利率は低からざるを得なものであるかの如き觀念及び貨幣増大の無規定性は利率の大なる可動性をさへ惹起するものであるかの如き觀念は個々の市場間に存する關係の誤認に基くものだからである。

インフレーションの結果として發生した流動資本がたとへ如何に大きくあつても、即ちどれほどの巨額が一般に自由處分にされ得るとしても資本が貨幣市場に出廻らず、詳しく云へば資本が確定利付貸付として容易に勝手にされない様に作用する一連のモメントがある。即ち先づ第一に商品市場は商品價格の騰貴によつて經營資本としての大きな額を吸収する。加ふるにその事から一層の物價騰貴の危險が貨幣を一つの名目的債務の形式に固定せしむる事を阻止する。而して人々はむしろ貨幣を物に轉じやうとする。最後に顧慮せらるべきは利率が爲替相場の動搖してゐる際に於ける購買力減退の危險に對する所謂危險報酬を自らの中に含むのみならず、總て經濟關係一般の不安定性に對する



危険報酬であるといふ事である。

爲替相場の動搖の際に於ける利率の相對的安定性が密接に關連してゐるところのものは、かゝるものとしての利子率が大なる價格の動搖に比してさほど重要ならざる結果、利率を繞る市場の鬭争が完全に背後におしやられてゐるといふ事である。

(註一一八) W. Prion : Das deutsche Wechseldiskontgeschäft. 1907, S. 104. Staats-u. sozialw. Forschungen, herausgeg. von

Schmolter. — F. Schmidt : Internationaler Zahlungsverkehr und Wechselkurse, 1919.

(註一一九) Wagemann : Der Bankzinsfluss in Papierwährungsändern. Schmollers. Jahrbuch, 1915. S. 727 ff.

### 第三節 外國爲替市場と證券市場

爲替相場の動搖が金現送點なる狭い限界内に保たれる限り、此の二市場に於ける價格運動の比較は大した興味を提供するものではない。兩市場間にはかくて唯だ僅かにゆるい關係が、即ち證券市場に於ける運動は貨幣市場に於ける運動と關連してゐるといふ事に基く關係が存在するのみである。従つて或程度までは外國爲替市場に於ける變化は結極は證券市場に移つて行く、而して此の反對の場合も亦之に準ずる。

紙幣經濟の支配の下では外國爲替市場と證券市場との間には強い運命の共通性が存在する。直接並びに間接の關係が考察せられねばならない。

直接の關係は兩市場が投資の需要に奉仕すると近似的な方法で投機に奉仕するといふ事から生ずる。従つてインフレーションに基く資本形成によつて兩市場は同じ様に資本の流入並びに流出を容易に蒙る様になるであらう。勿論資

本が一方の市場のみ流入し或は資本を一方の市場に誘導する爲めに他方の市場から全く資本を引上げるといふ場合も亦起り得る。大戰終結後獨逸に於いて外國爲替價格が益々騰貴した時も證券相場は初めは殆んどそれと抵觸するところがなかつた。かへつて屢々市場は殆んど完全に並行して進んだ。他の時に於いては證券相場は實際外國爲替市場に於ける低落運動に従つたが併し騰勢運動には従はなかつた。それで外國爲替手形の價格騰貴が證券相場の騰貴をも招來した。然るに證券相場は外國爲替の下落によつて何等の影響をも蒙らない時期もあつた。

確定利付證券市場に於いてさへも屢々外國爲替相場の運動との併行は生じた。が併しそれは利子形成の結果としてのものでなく、外國の需要に基いて且つ部分的にはまた内國の需要——それは一般に誤まれる吟味に基かないとすれば、明らかに證券相場の騰貴を見越して投機するところのものである——に基いて生じたのである。(註一二〇)

外國爲替市場と證券市場間の間接の關係は兩市場が商品及び勞働の兩市場とも結びつけられてゐる限りに於いて存する。何となれば商品價格の爲替相場の状態への依存性は第一に企業の収益價值、第二に企業の物的價值の影響を通じて株式相場の上に傳染するからである。此の關係を示す論證は凡ゆる取引所通信の中で最も知られてゐるものなのである。併し乍ら現實の作用は當然株式の需要供給がそれによつて惹き起される限りに於いてのみ現はれるに過ぎない。此の事は殊に兩市場(爲替市場と證券市場——譯者註)が正の上に述べた様に屢々反對の方向に運動するといふ事の中に明かに示されてゐる。かゝる反對の方向に走る運動はまた資本の分配が商品市場に影響を及ぼすといふ事からも生ずる、即ち若しも外國爲替の騰貴が商品價格を騰貴せしめるならば、その事によつて取引の經營資本は高い程度に於いて制限せられ、而して取引は今や缺乏せる資金を株式市場に於いて株式を現金化する事によつて——貨幣市場が逼迫してゐる時には殊にさうであるが——補充せんとするといふ事は全くありがちな事である。外國爲替の騰貴はこうして商品市場を迂回して證券の値下げを誘致するのである。



(註110) 或場合には立法者が實在債務を名目債務に變じ得るであらうといふ想像も亦問題となる。

#### 第四節 外國爲替市場と財貨及び勞務市場

外國爲替相場は商品價格に對して上記の如き交互作用の關係に立つてゐる。價格運動は其の端初を如何なる價格からとるかといふ古くから争はれた問題に立ち入らうとは思はない。經驗は次の事を教へてゐる。即ち價格の變化は第一次財貨(低次財)並びに高次財から即ち消費財並に土地價格の如きものから出發し得るのである。従つてまた一方に於いては外國爲替市場が、他方に於いては商品市場が價格運動に於ける指導を引受けるのである。別言すれば國民經濟の遊資は環境に應じ先づ外國爲替市場並びに商品市場に現はれるものであらう。併し乍ら市場が一般に錯綜してゐる場合には、總ての價格運動は一市場から他の市場へ進行する事を餘儀なくせられるものである。が併しかゝる市場の錯綜は時間的空間的のものであるからして、一時的には異なる市場に於いて價格運動の對立的な傾向も亦生ずるのである。此の一時的な運動は技術並びに經濟組織が變改せられる場合に於いてのみ永續的な状態となる。

吾々は先づ外國爲替相場が商品價格を招く場合即ち外國爲替相場が原價或いは生計費を越えて商品價格に影響を及ぼす場合を考察しよう。

かゝる依存性は(商品價格の外國爲替への依存性——譯者註)輸入商品の場合には最も明らかに現はれる。輸入商品の價格は世界市場に於ける購買價格及び貿易業者の落札(Händlerzuschläge)から構成せられる。獨逸は現在のところ其の輸入の大部分を高い爲替相場の諸國から購入せねばならない状態にあり且つ此れ等諸國は一般に代價を自己の本位貨幣で要求する。従つて輸入商品の價格は殆んど完全に外國爲替相場に依存する事になる。唯だ貿易の落札自

體は一部分外國の爲替相場で計算せられない時其の限りでは、而して又購買と支拂とが別な爲替相場の時に行はれる限りに於いては輸入商品の價格は外國爲替相場と一致しないのが常である。にも不拘爲替相場に激しい動搖がある際には輸入價格は——簡單の爲めこう名づける——外國爲替相場をかなり正確に反映する。一體爲替相場の低落する時は貿易業者は販賣によつて再生産費を得る事がより容易となるが併し爲替相場の騰貴は彼等をして容易に生産費以下で賣買する事を餘儀なくせしめるものである。

輸出價格は通常外國爲替相場と密接に關係してゐる。充分に高い以前の世界市場價額に匹敵する輸出價格が如何なる程度に於いて得られるかは世界市場に於ける競走の激甚さに依存する。若しも爲替下落國が世界貿易總額の最も主要なる持分を有してゐるならば世界市場價格を壓迫するであらう。此の場合世界市場價格はどつち途下廻るのが常であらう。云ふまでもなく輸出價格を外國の本位貨幣で協定する事が出来れば出来るほど、従つて外國の本位貨幣で送り狀が作られれば其れに應じて輸出價格は早く決定せられる。併し乍ら大體に於いて輸入財は輸出財よりも比較的價格が高いといふ傾向が存する。

國內商品の價格は爲替相場とはルーズな關連を持つてゐるに過ぎない。即ち内國に於いて生産され消費せられる諸財貨従つて國境を越える事のない諸々の財貨は爲替相場によつて大した影響は受けない。此の價格範疇は長期に亘つて爲替相場の運動に全く無關係である事がある。此の事は殊に自然經濟が優越してゐる上に於いて可能である。Kaegはアルゼンチンに於ける練瓦の價格は長年爲替相場の下落に影響されなかつた事を確認した。で自分はチリ共和國に關する自分の著書の中に、馬鈴薯の産地に於いて馬鈴薯の價格は例へその間此の國の本位貨幣が最初の状態の1/4以上下落してゐたとは云へ、一世紀の間二ペソから三ペソの状態を維持して來たと云ふ事を掲げて置いた。支那に於いては銀の大崩落の時代に於いても國內物價は完全に爲替相場の影響をまぬがれた。獨逸に於いては唯だ爲替相場崩



壇の最初の時期に於いてのみ、而して唯だ比較的田舎に於いて爲替下落の影響を受けざる價格を觀察する事が出来たに過ぎない。勿論商人はずつと以前から價格は専ら原價によつて決定せられるのが普通でなければならぬといふ事を感じてゐる。従つて昔の蓄積商品は屢々おそろくは多くの場合に於いて以前の價格で賣られるのである。此の事は併し乍ら輸入商品にも内國商品にもあてはまる。併し之れを度外視すれば、内國價格に對して一般に物價といふ奴は爲替相場の運動に中々従はぬものであるとの命題が妥當する。商品が内國原料で生産せられる限りに於いてはその生産費は勿論主として内國の勞働賃銀から成立つてゐる。賃銀は併し主として全生計費に向けられるものである。全生計費は生計の維持が外國商品に關係する事が少ければ少いほど益々もつて爲替相場に依存するところがない。

此の事から國民經濟需要を主として内國で充足してゐる佛、伊の如き國家に比して英國の如き生計の爲めに輸入に高い程度に依存してゐる國家に於いては、爲替相場の悪化は價格水準に著しく急激に且つエネルギーに影響するといふ一般的命題が生ずるのである。

通常商品の大量は斯様に純粹に内國商品でもなければ純粹の外國——即ち輸入商品でもない。獨逸の生産物の最大多數は内國に於いてのみならず國外に於いても生産せられ且つ消費せられる處の商品なのである、此の事から爲替相場が低落してゐる際には卸賣指數は輸出入價格指數と生計費指數との間に位しなければならぬといふ事が生ずる。

爲替相場は商品の價格に比して賃銀に影響を及ぼす事が遙かに少いといふ事は爲替相場と勞賃との關係に關する文獻に於いて普通云はれてゐる事なのである。此の命題は銀の下落並びに紙幣經濟——インド、支那並びに南米及びヨーロッパに於ける——の時代にとつて一般に眞なる事が證明せられた。併し乍ら此の命題は絶對に一般的なる妥當性を持つてゐるわけではない。といふのは賃銀は工業生産と販賣との關係に従ひ、勞働組織の強度に従ひ、インフレーションの繼續期間に従つて物價及び爲替相場に比較的多く順應し得るか若しく比較的僅かにしかなし得ないものだからである。——賃銀は爲替相場の低落ほどにはその騰貴に従ふ事は少ないものである。勞賃の低下は賃銀が紙幣本位のただ中で金計算に基礎を置かれる場合にのみ賃銀闘争及び經濟的危險を招かずして行はれるのである。

會社及び官廳の俸給——特に比較的高給の部類——並びに年金それから地代(たとへ何等の最高地代を規定せる法規も存在しないとは云へ)等は爲替相場の騰貴と共に上る事は更らに一層困難である。保險會社の不動産收益の如き特に抵當利子、國債、質證券、債權及び一般に總ての確定利付投資の利子の如き古い契約に基くところの収入は完全に固定的である。爲替相場の上落によつて國庫は又多くの場合損害を蒙る、といふのは其の租税を直ちにそれに對應して高める事は出来ないからである。國庫が巨額の負債を高い爲替相場で外國へ償却せねばならない時には特に容易ならぬ状態となるわけである。只だ國庫が債務を内國の爲替相場で消却すべきである限りには爲替相場の上落によつて負擔を軽減される。爲替相場の上落によつて國庫が損害を蒙るに反して一般に投機業者は庇護せられる、而して屢々企業者も亦殊に輸出生産業者が保護せられてゐるのである。

戦前に對する倍數 (1913=1)

	1920年最後の4半期	1923年2月
我國爲替相場	18倍	6,500倍
紙幣マルクでの世界市場價格	30	10,000
輸入價格	24	7,500



輸出指費	16倍	6,000倍
卸賣計費	15	5,500
生計費	11	2,650
無教育労働者(内國労働者)	10	2,500
教育労働者(諸國労働者)	7	1,800
高級官吏の俸給	4	800

此の例が具體的な説明の爲めに選ばれたのは吾々の最も手近に存するものだからである。勿論之れが典型的のものであるといふわけのものではない。といふのは此の報告に於いては獨逸の賠償金掛金 (Kontributionszahlung) 支拂も姿を見せて居ないからである。外國爲替相場が生計費を遙かに上廻つてゐると云ふのは詳しく云へば部分的には此の支拂がインフレーションを誘致するところの紙幣發行の助をかりて爲されねばならないといふ事にも基いてゐる。かくてインフレーションが直接に影響を及ぼすのは通常商品市場でなくて、外國爲替市場である。同一の理由から企業家が爲替相場の下落によつて利益を受けると云ふ命題は今日直ちに獨逸に對して妥當するものではない。何となれば此處では爲替相場の下落は就中財産實體の損失(外國への投資と賠償金掛金による)に對する表現であるから。此處では企業家の紙幣所得は従つて大部分彼等の資本の實價値の重大なる損失と手に手をとつてゐるわけだ。獨逸の特殊事情を明らかにする事の使命は此の著の第二部に於いて初めて存するのであり且つ此處ではむしろ一般的な關係を示さねばならぬからかかる簡単な暗示だけで充分としよう。

如何なる場合に於いても爲替相場と他の物價との間の關係は絶対に不動なものと看做す事のない様に注意せねばならない。一定の國、一定の時代の特殊事情に従つて著しく異なる諸關係が生れるのである。従つて生計費が外國爲替相場よりもより甚しく騰貴する事もあるだらう。例へば戰時中一聯の諸國家に於いては價値單位の國內購買力は其の國外購買力よりも僅少であつた。同様に爲替相場の運動によつて利益を得る者は企業家ではなくて賃銀労働者の如きものであるといふことも完全に考へ得られる事であらう。之に對する例としてはチリに於ける硝石労働があげられる。同様に金利生活者達も自己の確定利付證券を手放し其の代りに株式や其他の物的價値を買ひあさるといふ事によつて新しい事情に自らを順應せしめる事を學ぶであらう。一般に爲替下落が長く續けば續くほど益々國民の一層廣き範圍がその事に注目するに至るといふ事が觀察される。従つて斯様な時期の初めに於いては僅かに小範圍の人間が大なる價格變革によつて利益を受けるに過ぎない事を常とするのであるが、その數は漸次増大し、遂には大衆が——勿論甚だ幻想的のものではあるが——爲替相場の悪化によつて利益を得るに至るのである。

### 第五節 爲替相場の反作用

財貨及び労働の價格が爲替相場に影響する様に爲替相場も亦逆に物價に影響を及ぼす。吾人は此の意味で爲替相場の下落を生産及び輸出獎勵金並びに保護關稅と同列に置いてゐるのである。輸出業者及び輸出品生産業者達が外國爲替高の爲に莫大な利益を得るといふ事から輸出獎勵金的な作用が生ずるのである。此の事は彼等にとつては生産の發展に對する強力な刺激を意味し、輸出が著しく容易にされる事を意味する。比較的價格が低くければ國內市場で商品を買占め、而して之れを外國に於いて賣さばく事が有利である。併し國內に於いてはこれによつて更に價格騰貴が誘致せられる。併し乍ら國際貸借が此の様に順調になれば其の時には外國爲替は下落する。従つて此の様に内國商品價



格は外國爲替價格に反映するのである。消費及び特に外國商品の消費が外國爲替高によつて或程度まで阻止せられるといふ事の中には保護關稅の作用が示されてゐる。國際貸借の借方側はそれが結果として減少し、而してその故に外國爲替相場が下落する。

此の事を次の様に表現する事も出来る。即ち外國爲替相場は一國の價值單位で國內並びに國外に於いて同數の商品を購入せしめる様な傾向をもつてゐる。吾々は之れによつて上に明らかになされた命題に對する反對の場合を得たわけである。即ち興へられた外國爲替相場に於ける價格水準の長期に亙る運動によつて同一の價值單位に對して外國に於けるよりもより多くの商品を國內に於いて買ひ得なくなるのである。

要するに次に掲げる命題の二つの部分が問題なのである。即ち二國間の本位貨幣單位に存する交換比例即ち外國爲替相場及び此等二國に於ける其の他の諸物價は各々の國の價值單位で國外に於けると同數の商品を國內に於いて買ひ得る程に互に一致する傾向をもつてゐる。何んとなればかゝる均衡の存せざる限り、完全なる交易の自由が存在する際には適度の購買及び販賣を企てる事は利益のある事であらうから。云はゞあらゆる市場に轉賣取引の活動が起るのである。往々外國爲替市場と其の他の市場に於ける價格運動の間に異常な緊張が起り得るといふ事は、しかしかゝる「轉賣取引」(Arbitrage)が著しく緩慢に活動してゐるに過ぎない事を示してゐる。此の事は市場の客體の大部分が其の性質上若しくは流通技術的經濟政策上、個人的及び其の他の諸理由から何等の國際的移動性をもたないか若しくはほんの僅かにしか有しないといふ事にある。

爲替相場と物價間の關係の一般的命題は特に尙心理的諸理由から強度の制限を受けてゐる。一方物價は其の進行に際して原價及び生計費以上に爲替によつて決定的に左右されるといふ事がよし正しいとしても、他方物價自身が恰も支拂差額以上に爲替相場に影響を及ぼすかの如く觀念するのはかなり問題である。即ち爲替下落が生産を有効に刺激

し、消費を弱めるとしても、此の事は一定の前提の下に於いてのみ起るものなのであつて、而もかゝる前提が常に正しいとは決して云ひ得ないのである。

外國爲替相場の騰貴が生産力を促進せしむる作用を爲すといふ主張について云へば、此の事は企業家、貿易業者及び投機業者が此れによつて利益を受けるといふ經驗に基いてのみ支持され得るに過ぎない。従つて企業欲が利益といふ刺激物を焚きつける限りに於いてのみ且つ就中企業家の精神が生産を決定的に規定する限りに於いてのみ前述の關係が存在するのである。これは爲替下落がもつと狭い限界内に於いて動き、而して企業家連が生産の現實の擔ひ手たる限り云ひ得る事である。従つて此の關係は比較的小さな經營及び中位のもの領域内に於いて最も明かに示されるのである。併し乍ら大工業が支配的地位を有してゐる處では生産の結果は労働階級の事情に著しく依存してゐる。併し乍ら労働階級に於いては爲替下落によつて全々労働の快樂は生ぜしめられない。反對に生計費の騰貴は容易に賃銀闘争と労働強度の低下とを招來する。

爲替相場の下落は消費を制限すると云ふ命題も亦僅かに半面の眞理を物語るに過ぎぬ、詳しく云へば爲替が更に下落するといふ事を考慮に入れる場合及び紙幣の發行が常に新貨幣を無から生ぜしめるものであるならば、商品飢餓は更に益々はげしくなるだけであり、従つて輸入は更に一層刺激されるであらう。

かくて物價が爲替相場に反作用するとの理論は只だ非常に制限された妥當性を有するに過ぎないと云ふことが明となる。此の理論は抽象的な經濟人が具體的な企業家と労働者に分たれた時既に否定されてしまつたところの個人主義的調和理論の構成部分である。疾痾が治癒過程を誘致せしむる爲めに有機體の中に反抗力を喚起すると同じ様に、爲替下落といふ病的現象も亦經濟體の中に治癒的反対傾向を惹き起すといふ理論はよく知られてゐる姿に再現される場合特に神經質な見解によつて支持せられる。何となれば爲替相場の下落は熱の消耗に等しきものだからである。爲替



相場は下落は動搖常なき基礎の上に其の全經濟的生命を置き、責任なき損失を蒙らしめ、不勞所得を惹き起すのである。かくて爲替相場の動搖は冒險的な向ふ見ずの投機慾に對立する神聖な勞働及び健全な企業精神を妨害するのである。それはまた信頼を破壊し、國の信用を傷け、崩壊をもつて國家をおびやかす、賃銀闘争をもつて經濟をおびやからすのである。勿論爲替相場の動搖は個人經濟の利益と國民經濟の利益との間の直接的な無數の對立を作り出す。例へばそれは後日に至つて重大な犠牲を拂つて買戻されねばならないであらうところの國民財産の投資と原料の賣却を誘致せしめる。此の場合それは奢侈的消費を奨励し、かくて二重に浪費を招くのである。此れによつてそれは數千倍の不生産的勞働を生ぜしめる結果となる。云はゞ巨大なる人間群は紙幣量を國中に轉々せしむる事に従事せられるのである。人がインフレーションと爲替下落とから生ずる勞働時間數を評價せんと欲したとしても、それは何等兒戲に類する事ではないであらう。インフレーションの結果は官吏の増大を必要とする。何となればインフレーションと爲替下落とによつて總ての財政上の評價は非常なる錯雜をうけるからである。インフレーションと爲替下落とは租稅機構を無恰好な怪物に變ぜしめる、極めて必須となる俸給の改正は巨大な力を必要とする。勞働代表及び勞働階級は賃銀についての絶えざる商議の中に自らを發見する。諸銀行は言葉の眞なる意義に於いて紙幣量を更に追ひ續けねばならない。而して多數の人々をして自己の職業を投機と商人との犠牲に供せしむるのである。

## 第十八章 爲替政策

### 第一節 爲替政策の目的

通常時に於いては爲替相場安定の維持は國家の正當なる一大使命に算へ上げられてゐる。爲替相場の能ふ限り不變なる交換比例を目的とするかゝる本位政策の意義と本質については普通論ぜられてゐない。これは國際爲替相場があらゆる努力にも不拘、最早當初の状態の上に維持され得なくなつた時初めて問題となるのである。紙幣經濟の初まつて此の方長い間以前の爲替相場への復歸がかなり論争せられてゐる爲替政策の理想となつてゐる。併し乍ら物價並びにまた全經濟の爲替下落への或種の順應が生ずるに至るや其の時初めて問題の設定は複雑して來る。今日標を定めるに三つの主たる可能性を掲ぐれば次の如くである。

(a) 以前の法定平價への復歸

(b) 購買力平價に因る均衡

(c) 國際爲替相場即ち平價の低下(平價切り下げ)

かゝる可能性に關する議論する前に先づ平價の理解が必要である。



二本位貨幣間の平價とは同一の金屬本位國たる二國の價值單位に用ひられる此の金屬に對する兩國側の決定價格から生ずるところの等式である。鑄貨法に従つて一キログラムの純金から獨逸では二、七九〇マルク、佛蘭西では三、四四四フランが鑄造せられるとせば、一〇〇フラン＝八一マルク、若しくは一二三・四フラン＝一〇〇マルクなる等式が得られる。此の等式は二本位貨幣間の法定平價と呼ばれる。二金本位國家間の爲替相場は金の交通が完全に自由なれば殆んど平價によつて明白に決定せられる、國際爲替相場はかくて高々二つの謂ふ所の金現送點の往來するに過ぎない。金現送點は金の輸出費と一國の本位鑄貨を他國のそれへ改鑄する爲めに要する改鑄費とから成り立つてゐる。外國爲替相場が金現送點を越えるといふ事は——金の完全なる自由交通が存する場合——次の事によつて阻止される。即ち自國の本位貨幣で外國の本位鑄貨を得る爲めにはどうしても費さねばならない以上に高い價格を外國の支拂手段を得る爲めに支拂ふ事は誰だつて好まないからである。之れは逆の方向にも適當に妥當する（即ち輸出業者は自國の爲替が正貨現送點以下に下落してゐる場合金を現送して貰ふ事が有利である——譯者註）。國際爲替相場が法定平價に拘束せられるとしても、此れは爲替相場が需要供給によつて決せられ、それ以外の他の何ものによつても決せられないといふ命題に決して矛盾するものではない。正に金本位の意義は何よりも金本位が吾々の常に云つてゐる様に需要供給を自動的に調節するといふ事の中に存する。即ちそれは金の現送によつて外國爲替市場に於ける需要供給が適當に阻止せられるといふ事であれ或ひは金現送が外國爲替材料の創造に對する基礎となるといふ事であれ間ふ處ではない。

平價の概念は更に異れる金屬的基礎を有する二國の本位貨幣間の比例にも用ひられる、勿論此の時には本位貨幣の等式は直接に鑄貨法から來るのではなくて、二つの本位金屬が市場を通じて即ち市場相場から生ずるのである。例へば金を基礎とする英國の價值單位とルビーとの間の平價は——インドに於いて銀本位が支配してゐる限り——ルビーの鑄造に必要な銀量を買入れる爲めに、英國の金貨が如何に多く費されねばならないかが、決定せられるところの銀價格に従つて評價されるであらう。此の場合には又當然爲替相場は専ら國際收支によつて拘束せられてゐる。なるほど爲替相場は銀價格から解放されはしないが依存性の状態は（爲替相場と銀價格との——譯者註）交互的である。といふのは銀市場は勿論銀本位國の國際收支によつても亦影響せられるからである。印度に於ける國際收支の借方が著しく大である事は銀の輸出を誘致し且つその事によつて世界市場に於ける銀の價格を下落せしめる。此の様な廻り途をしてインド・ルビー相場の下落が生ずるのである。國際收支の借方が或點を越えると銀本位は完全に瓦壞する。爲替相場は著しい銀價格の下落と共に感覺を失つてしまふのである。

平價の概念は最後に紙幣本位にも適用される。此處では勿論むしろ比喩的の意義に於いてである。金屬本位に於いて價值單位は法定の貨幣金位による一定金屬量によつて代表せられるのであるが、紙幣本位は何等素材價值的基礎をもたない。此處では價值單位は只だ價格水準によつて即ち紙幣單位で購入せられる財貨量の全體によつて決定せられる。今此の關係を紙幣の購買力と云ひ、そして二つの本位貨幣の購買力を相互に比較するならば——これを最初にしたのはおそらくカツセルであるが——本位貨幣の購買力平價を云々する事が出来るだらう。本位貨幣の購買力平價は當然金本位に於いても存在し、而して此處では鑄貨平價から著しく遍歸し得るものである。一國の價值單位で内國に於いても外國に於けると同数の商品を購入し得るほどに兩國の價值單位が上に展開された爲替相場の傾向によつて焦點が合ふならば、謂ふ所の購買力平價は或種の實際的な意義を得る事になる。併し乍らかゝる傾向は無數の妨碍に



遭遇する故に、所與の時期に於いて爲替相場を購買力平價に一致せしめる爲めには一般に精力的な爲替政策の活動を必要とするのである。

### 第三節 本來の平價への復歸

云ふまでもなく先づ第一に爲替政策は本來の法定平價への復歸を追求すべきものなるや否やといふ問題が生ずる。長年月に亘る低落運動で嘗ての平價より離れてしまつてゐる相場を本來の状態に引戻す事は先づ第一に特に金利生活者としての利益を眼中に置いてゐる人々によつて要求せられる。昔の爲替状態で國債に應募し或ひは他の確定利付投資を爲した連中が本來の貨幣價值の復活に遭遇するならば彼等はそれを正しい事だと云ふであらう。

かゝる要求はおそらく見當違ひな理論的觀念からも發せられるだらう。即ち貨幣の中に支拂手段としての重要性よりもむしろ價值尺度としての重要性を見る人々の、従つてピカピカする金作りの古いそして長い事壞はれてゐる價值の寒暖計を國民經濟——たとへ國民經濟が長い事新たな價格に着眼點を置いて來たと云へ——なる家にかける事によつて本位貨幣を除却せんとした人々の誤まれる理論的觀念から發せられるのであらう。此の様な人々は金マルクがより廉價な金フランよりもより良いものと主張せんとした場合と同じ誤謬に陥つてゐるのである。

實際上永續的にして且つ著しい爲替相場の騰貴は少くとも經濟生活の重大なる危険と爲替の下落とを惹起するものである。即ち收入及び財産關係の變革を惹起する事によつて經濟生活に對する危険と爲替相場の下落とを誘致するのであるが、それは云ふまでもなく逆の意味に於いてである。かくて景氣の變動によつて一方で利用しつくされたところの正に同一物が更に時宜に適應する方向轉換によつて他の方面に於いても亦利用されるといつた場合が容易に生ずる。

就中生産への作用は注意を要する。

昔の平價の再生産を辯護する最も効果的な論證は國家の優越權に論及する事であり、以前の本位法の放棄に際して最もひどく震撼せしめられた國家信用に論及する事である。かゝる論證は併し乍ら只だ價值下落が尙發端に於いてある時にのみ強い證明力を持つに過ぎない。

### 第四節 購買力平價による均衡

更に其の本來の價值の僅かに一〇若しくは一〇〇%そこ／＼にしかあたらぬ爲替相場の回復は實際問題とはならないのであつて、むしろ此の場合には屢々若しもそれが達せられるならば更に下落する事を支へる事が爲替政策の効果として現はれる。が併し一般に爲替相場を高めんとする希望が存在するならば、其の場合には即ち最も簡單なる方法で物價の動搖に安定をもたらさんとする事が爲替政策の目的として起るであらう。此の事は併し乍ら爲替相場が一定の時點に於ける與へられた内外の物價狀態を顧慮して従つてまた購買力平價を勘定に入れて確定される時のみ可能であるに過ぎない。價格水準の發見に甚しい困難の存する場合及び價格水準が絶へず動搖する場合には、相場は唯だ自然的に安定せられる外に仕方がないかもしれない。併し物價指數が存在すれば購買力平價は容易に發見出来る。例へば紙幣本位の國々に於ける其の國內價格が其の本來の状態に比して約五〇倍に騰貴したのに、金本位國に於いては約二倍にしか騰つてゐないならば、爲替相場の下落は購買力の約二五倍（一〇〇紙幣マルク＝四金マルク）にあたるであらう。前提として出發の等式が正しいといふ事即ち平和時に於いては鑄貨平價と購買力平價とは互に相補償し合ふといふ事——これは大體に於いてそうであつたが——は勿論である。爲替相場を物價の動搖が非常に激しい場合に概



算上の購買力平價に釘付けにする事は併し乍ら非常に困難である。世界市場價格を過去の状態に戻さふと努める場合及び國內物價水準が其の趨勢として一〇〇倍の浮揚力を得る場合には、爲替相場を本來の位置の％に引下げる力が爲替相場の上に作用するのである。それにも拘らず爲替相場を安定する事が可能であるならば、國內物價と外國物價が相反する方向に向ふ運動の長く繼續する事は不可能とせられる。従つて此の際外國物價が平時の水準にまで低下するならば、他の事情にして等しき限り、國內物價は爲替相場の不變なるに不拘五〇倍から二五倍に低下するに違ひないであらう。

### 第五節 爲替相場の低落＝平價の切り下げ

結極本位政策と云ふものが爲替相場の低下を目的とするものであるといふ事は有り得べき事である。斯くの如き場合の生ずるのは主として爲替が或期間繼續的に價值が下落した後に於いてかゝる運動が其の反對物に轉化した時及び此の事から他の作用即ち生産の困難或いは信用恐慌が生ずる時である。此の種の方法の中最も有力なものはアルゼンチンの一八九九年の本位改革並びにそれにならつて一九〇六年ブラジルに於いて創設せられた借換金庫である。二つの場合に於いてそれによつて爲替相場の下落が目論まれたのである。而も全く同じ理由から即ち爲替騰貴によつても惱ませられる輸出生産を特に支持する事になつたのである。

併しまた爲替下落の時期に於いては爲替相場の状態を更に人為的に一層引き下げる事が眞面目な理由から追求される事を考へ得られる。損益對照表のバランスが完全にとれて居り、國際貸借が完全に均衡してゐると思はれる時期に於いては爲替相場の安定への移行が確立せられ、而も此の時點に於ける與へられた爲替状態よりもいくらか低い状態

への移行が決定せられるといふ事は考へられ得よう。斯様に外國爲替價格を計劃的に騰貴せしむる事の目的とするところは凡そ貨幣市場及び外國爲替市場を支配する爲に必要な外國手形及び金での蓄積を國家に確保せしめんとする事にあるのである。

爲替相場の計劃的低落と低落状態へ爲替を窮極的に釘付けにしてしまふ事を平價切り下げといふ。

平價切り下げの概念は云ふまでもなく其の本來の意義に従へば單に鑄貨法の變改を表現してゐるに過ぎない。即ちデバリュエーションとは本位鑄貨を構成する本位金屬の純分を引き下げる事によつて精選せられた素材價值を減ずる事である。従つて價值單位が本位金屬の重量單位の何幾にあたるかを公示してある貨幣金位を高める事を意味する。現存の金屬本位貨幣の切り下げは表券的貨幣制度の領域内に於いては——従つて本位政策的方法では決してなかつた頃の中世紀に於ける貨幣改悪を度外視すれば——おそらくは一度も行はれなかつたのであらう、たとへ本位貨の切り下げが完全に考へ得られ、而して例へば大戦中及び大戦後の物價騰貴の烈しい時代に於いて大英帝國の産金者連によつてその事が要求せられたとは云へ。普通は效力を失へる本位貨幣のみがデバリュエートされるのであつて、それによつて一定の本位金屬への還元が準備せられるにしろ或いは其の還元が直接實現せられるにしろそれは問題ではない。斯様に一三九五年の金マルクが一ポンドの金より成り立つべき事を規定せる此の前の鑄貨法が修正せられて、貨幣金位は約千倍即ち一、三九九、〇〇〇に高められる様な金マルクのデバリュエーションが現在の獨逸に於いて行はれるかも知れないのである。帝國銀行の銀行券の兌換が再び開始せられない限り、斯様な變改は爲替相場が五〇〇倍も下落してゐる此の時に於いて爲替相場の上に何等の直接的な影響をも與へないであらう。斯様な變改の實際的な意義は高々立法者が爲替相場の最小限度として將來金グラシーを四、二〇〇マルクの價格とみなすであらうといふ事を言明する限りに於てであらう。斯様な決定は信用界の統制にとつては重大な意義を有するものであり得やう。例へばかゝる決定は



物價信用機關の貸付限度を高める事を可能ならしめるであらう。其の他かゝる決定は一つの新しい爲替政策の目標の設定を呈示する事であらう。而して従つて事情によつては著しい經濟心理學的作用を及ぼすやもしれないのである。

併し乍ら通常平價の切下げは紙幣本位から金屬本位への移行を即座に開始せん事を目的とするものである。例へば約五、〇〇〇倍も爲替が下落してゐる際にあつては銀行券兌換を開始する事は容易であらう。同時に其の場合貨幣金位は約一〇、〇〇〇倍にも引き上げられるであらう。何となれば此の程度の貨幣金位に於いては流通は直ちに金を造幣局及びライヒスバンクの處分に委ねるであらうから。勿論かゝる移行は同時に國際收支の大體の均衡が存在しなければ無駄であらう。併し乍ら若しも吾人にして爲替相場の安定を確保せんとするならばこれだけでは充分でない。需要供給の遇然的な役割を除去する爲めには或種の設備と方法とが必要である。

先づ起り得べきものとしては一般に外國爲替市場の組織に干渉する事、外國爲替市場の機能及び技術に關して諸種の規定を爲す事である。大戰中に於いては加之爲替相場形成の過程への干渉が特に需要供給の集中化、取引成立原因の統制、爲替相場の安定及び外國爲替材料の割當によつて惹き起された事が見られた。併しかゝる方法によつては僅かに爲替相場の動搖に或種の調整をもたらし得るのみである。結局以前として外國爲替市場に於ける需要供給の關係が決定的である。従つて爲替相場の調節は常に爲替の需要供給への大きさに干渉する事によつてのみ行ひ得るのである。他のあらゆる方法は永久に不適當である。

(註 111) Wagner: Sozialökonomische Theorie, S. 718.

## 第六節 爲替相場調節の直接的形式

相場調節の最も直接的な形式とは其の調節が爲替市場に於ける直接の購買及び賣却によつて行はれる時に存する形式である。此の種の相場干渉はフリードリッヒ大王の穀物貯藏政策——價格の下落せる時に買入れ、騰貴した時に賣るといふ事によつて價格の動搖を排除し或は減退せしめんとしたのであるが——とほゞ同一である。此の方策の三種の役割を記述すれば次の如くである。

(a) 先づ第一にベルギー及びオーストリアに於いて大いに用ひられて來てゐる謂ふ所の爲替政策が擧げらるべきである。その本質は手持外國手形が相場調節の地位をとるといふ事に存する。即ち價格の騰貴せる際それを賣つて出で、下落せる時再び補充するのである。

(b) かゝる外貨宛の爲替手形の代りに外國の支拂手段自體の蓄積——而も國內にか或は外國にか——も亦もくろまれる。クナップによつてロシアの財政省によつて選定せられた方策が之れに對する有名な一例とされてゐる。一ルブル二・一六マルクの交換比を確立せんためドイツ並にロシアの貨幣がベルリン銀行の自由處分に委ねられた。ベルリン市場に於いてルブルは二・一六マルク以下に下落したとしても尙二・一六マルクで購入さるべきであつた。逆にルブルは二・一六マルクで賣らるべきであつたのである、たとへルブルが自由市場に於いて騰貴したとしても。

(c) 貨幣蓄積の代りに振替預金も亦當然に外國に保存せられるであらう。此の振替預金は何等かの形で(手形、小切手、電信爲替)處分せられ、相場の状況に應じて増大されたり減ぜられたりする。

外國爲替政策は二つの他の方法に比して爲替蓄積が利子を生ずるといふ利益をもつてゐる。然るに第二の場合に於いては純粹の利子の損失が生じ、第三の場合に於いては當座勘定預金が精々零細な利子の増加が生ずるに過ぎない。あらゆる場合に於いて即ち常に高く買つて安く賣らなければならぬ時には殊に爲替損失が生ずるであらう。市場の



形勢によつては爲替相場の利益が得られる事も勿論の事である。

## 第七節 金 政 策

蓄積維持の他の方法は爲替市場への直接の干渉による爲替相場の調節と相場調節の地位を通じて非常に近い血縁關係をもつてゐる。相場の調節は此の方法（蓄積維持の他の方法——譯者）が常に輸出し得る商品を準備してゐる時に存在する。かかる商品は特に金である。此の蓄積が補充せられ若しくは処分されるとしても、此のことはなるほど何等直接的な作用を相場に及ぼすものではない。が併し著しく活発な間接的作用を及ぼすものではある。

(a) 金蓄積の形成は紙幣による金の購入によつて振替預金證券或いは小額貨幣の準備に於ける金鑄貨の集中によつて行はれる。併し乍らまた金屬の前拂ひ (Bevorschussung) によつても行はれる。金保有高の維持即ち『防衛』(Verteidigung) は金での支拂に際して割増金を高める事によつて、併し乍ら主としては更に以下に述べる間接の手段によつて行はれる。中央銀行の金有高の増大若しくは減少は當然次の如き場合にのみ即ち其の間接的手段が金の輸入或いは輸出の結果せしむる場合——爲替の需要若しくは供給がそれによつて作られやうが或いは減少せられ様があれば問はない——にのみ相場に作用する。例へ中央銀行の外國爲替保有高が内國の他の金保有高によつて買ひうめられるとしても、内國の金価格はそれによつて引き上げられ、而して金の流入が招致せられるといふ事なくば、その事は相場の上に依前として影響なきものである。實際には中央銀行による大なる金買上げは甚しく急激に外國爲替を騰貴せしむる（従つて爲替相場を悪化せしむる）作用を有してゐる。逆に此の保有高の市場への搬出は爲替相場を高めるに特に適してゐる。外國に於いても金本位制が存在する時は、金蓄積政策は爲替相場を左右するに特に有效な手段

である。何となれば其の時金はあらゆる商品の中最も輸出能力のあるものであり且つそれに加ふに外國に於いても其の価格は絶対に安定してゐる商品だからである。金蓄積政策は何等金本位が存在しない場合でも可能である。

(b) 金本位自體は金蓄積政策の擴大であり且つその活動的な形態である。即ち金本位によつて中央銀行の金保有高以外のあらゆる金蓄積高も次の如き單純な理由から爲替政策に役立たされる。即ち正貨現送點に論及せる際既に述べた如く、外國爲替價格の騰貴は總ての金所有者をして其の金を輸出せしめる。然るに外國爲替の低落は其に對應する金の流入を餘儀なくせしめるであらうから。金本位は此の様にして計畫的な金蓄積政策から出發し、それを踏み越えて爲替相場の「自動的調節」を生ぜしむるのである。

(c) 金蓄積政策と金本位との中間物は金塊本位である、例へば一八九九年にアルゼンチンが而も借換金庫を創立する事によつて之れを實行した様に。借換金庫は確定相場で金をどれほどでも購入すべき事を義務づけられて居り、而して逆にこれと同一相場で要求額だけの金をどれほどでも金保有高の充分なる限り交付すべき事を義務づけられてゐる。借換金庫によつても亦金保有高の存する限り自動的な爲替相場の調節が行はれる。ジュリアス・ウォルフは其の効果を次の様に述べてゐる。(註二二)收穫の豊富と羊毛價格の高價なる結果、一八九九年の末葉以來國際收支は貸方となつた。それは外國爲替の價格を下落せしめ、而も一〇〇金ペソに對して二二七・三<sup>m/n</sup>に引き上げたのであつた。此の時以來一〇〇金ペソに對して二二七・二七紙幣ペソを發行したところの借換金庫に大量の金が流入した。併し乍ら一九〇〇年の五月半葉國際收支が悲觀視された時には借換金庫の全金保有高は僅かの日にちで引き上げられ、外國爲替價格は二四〇以上に騰貴した。一九〇三年の初め再び外國爲替價格は低落し、其の結果借換金庫は新なる金蓄積を得、而して今や再び爲替調節に奉仕し得るに至つたのである。——要するに借換金庫は金本位とは本質的に異なるところがない。金本位は國家が本位法に規定せる價格で金を交附する事が出来なければ勿論効力が失はれる事になる。總ての



場合に於いて爲替政策的見地から云へば、金本位並びに借換金庫は金に對して確定價格を附す金蓄積經濟以外の何もをも意味しない。金に對して與へられる確定價格は市場によつて要求せられる總ての金量が此の價格で準備せられ且つ供給される總ての金量が此の價格で買上げられる事によつて保證される。

(註一二三) Julius Wolff: Die argentinische Währungsreform von 1899, S. 107.

#### 第八節 貨幣市場を支配する爲替相場の調節

第三類の方策によつて貨幣市場を支配するところの爲替相場を調節せんとする事が試みられる。此の場合吾々は短期クレディットに對する利率に働きかける事によつて爲替相場を左右せんと努めるのである。組織的な本位制度に於いては外國爲替價格が如何に容易に、且つ如何に速かに此の利率の變動に反應するかは——變動が種々な國家に於いて同時には生じないといふ事を前提として——既に詳細に述べられた。かゝる効果を實現する爲めに一連の手段が中央銀行の處分に委ねられる。

- (a) 割引政策即ち公定割引率を計畫的に變動せしめる事。
- (b) 抵當貸付に對する利率を變改する事。
- (c) 内國手形の計畫的買ひ入れ。
- (d) 國庫手形の發行。

一般にあらゆる方策——それを通じて短期信用市場に於ける需要供給が或は直接には銀行自身の營業によつて惹き起され、或は間接には第三者の側の取引を刺激する事によつて誘致せられるところのあらゆる方策は之れに屬する。

此の様にして貨幣市場を支配する爲替相場の調節はそれが容易に好ましからざる副作用を喚起するものであるといふ事によつて特に直接的手段と區別せられる。割引政策は勿論一般に景氣變動調節の手段であるが、外國爲替市場が他の市場とは別個の方向をとつて來たといふ場合は全く起り得る事である。例へば國際收支が借方状態にあるといふ事、従つて外國爲替價格が昂騰の一途を辿つて居り、割引率の引き上げが發表せられてゐるにも不拘、同時に一方では商品市場への供給が過剩となり、割引率の引下げによつてかゝる不況を克服する事が勸め得べきものゝ如く思はれるといふ事は全く考へ得られる事である。勿論普通には種々なる市場は相互に或種の連帶性を示してはゐる。従つて此の場合割引政策は景氣變動を左右する一般的手段として外國爲替市場に對しても亦有效に適用されるのである。

爲替相場の動搖激甚な時期に於いては割引政策は相場調節の手段としては全く非效果的である、といふ事は上記に於いて既に詳細に説明せられた所である。

爲替相場が貸付市場を左右する一の興味ある方法が最近本位貨幣下落に際して——ロシア、ハンガリー、ポーランドに於いて、獨逸に於いても亦そうであるが——展開された。爲替が低落してゐる際は貸付市場が爲替買入れの爲めに必要とせられるといふ事は上記に於いて見たところである。さて信用取引に於いて金計算が行はれるならば、此の利益は消滅する。従つて外國爲替は下落せる紙幣マルクでクレディットを利用しつくさんとする努力からのみ生じたところの需要から常に解放される。金計算は従つて意識的にも爲替政策の爲めに奉仕せしめられるのである。<sup>(註一二三)</sup>

(註一二三) Dalberg: Entwicklung zur "Mark-Banco", Bankarchiv, 32. Jahrg., No. 11, 1923.

第二卷に於ける金計算問題の根本的な精密な觀察に際しては再び此處に立ち歸らねばならぬ。ワーグマン、貨幣理論。



### 第九節 證券市場を支配する爲替相場の調節

貨幣市場に對すると同じく、爲替相場はまた間接に證券市場にも影響を及ぼし得るものである。此の事は甚だ有效な方法によつて例へば外國に於ける證券の買入れによつて或は外國への賣却によつて行はれる。云ふまでもなく證券の輸出入は計畫的な爲替政策の要件といふよりもむしろ自由市場の要件である。併し乍ら大中央發券銀行は自ら意識的にも相場調節の手段として奉仕するであらう。相場調節の全く間接手段なるが故に非常に不確實なものは國內資本市場に於ける證券の買入及び賣却であらう。此の場合に於いては干渉は只だ貨幣市場の利率がそれによつて影響せられるであらう限りに於いてのみ生ずるのであらう。だからこれは元々組織的な本位制度に於いては單に一つの適當な手段であるに過ぎないのであらう。

外國で短期公債を募集するのは爲替相場の調節にとつて著しく重要である。屢々斯様な借款は財政的に破綻せる國家の本位改革の爲めの基礎と出發點とを形成するのである。

### 第十節 商品市場を支配する爲替相場の調節

最後に其の途上に於いて商品市場に及ぼす爲替相場の影響を考察しよう。これに屬する方策を爲替相場調節の本来的手段とは勿論云ふ事が出来ない。といふのは外國爲替市場と商品市場との間の關係は實際非常に多様であり、深く喰ひ合つてゐるはゐるが、非常に間接的であり且つ評量の甚だ困難な種類のものである。元來商品市場及び特

に商品價格に關する多くの方策の存するに拘はらず、指導的な見解は本位政策的のものでないのが常である。併し乍ら爲替相場の及ぼす影響は重大な副作用 (Nebenwirkung) と看做し得る。なるほど之れによつては個々の相場の動搖は調整されるものではないが、おそらく爲替は之れによつて或種の傾向を得るのである。よしそれが相場の一層の崩壊に反抗的に作用するものであるにしろ又それとも爲替が再び上昇をたどるに至るにしろ。

此の本位政策的副作用を生ずる經濟政策の二大部門は主として全外國貿易並びに國內取引政策である。

(a) 外國貿易政策は二重の方法に於いて爲替政策的に作用するを得る。先づ第一に外國貿易政策は貸方の國際貸借に、従つて輸入商品の數量就中價値を出来るだけ少くし、輸出を出来るだけ増大せしめんとする事によつて爲替政策的に作用するのである。其の際此の政策はただに關稅政策の助を借りるばかりでなく、輸出入の直接管理をも實行する。かゝる場合此の政策は全く直接に價格形成に入り込むのである。其の他輸出に際して爲替送り狀 (Valutafakturierung) の添付を命ずる事によつて價格形成に干渉する。

本位貨幣の甚しい崩落に際して、個々の動搖を防止するよりもむしろ本位制度の完全なる崩壊を支へるといふ事が問題なのであるとすれば、此の處置 (massnahmen) は全く第一に爲替政策の諸理由から實施せられるのである。特にハンガリー、チェッコスロヴァキア、ユーゴスラビア、ロシア及び其の他の東方諸國は爲替政策と輸出入政策とを兼ねそなえた混合政策を行つて來てゐる。

(b) 高物價政策が爲替政策的作用を爲すのは先づ正しく間接的である。例へば大戰中及びそれに續く數年獨逸に於いて實施せられた如き高物價政策は或程度までは國內物價水準の低下及び急テンポの爲替下落運動の起るのを防止する事が出來た。貿易局の關稅政策及び最高手数料規定も亦生計費を唯だ漸時的にはあるが世界市場價格に近づかしむる事に貢獻した。一連の輸出工業はこれによつてのみ依然として活力を有して居り或はこれによつて僅かに立ち



行く様になつたものもあるといふ事は疑ひがない。他の側に於いては國內物價と外國物價との間の異常な緊張は外國貿易統制なるあらゆる反抗的努力にも不拘財貨の投資を促進した。高物價政策は併し爲替政策的見地から云つても、又國內物價と外國物價との間の緊張は必ずしもそれに對應する均衡作用を行ふものではないといふ理由からみても危険な手段である。

第十一節 爲替相場調節の種々なる方法の効果性

個々の爲替政策的方法の効果性を研究しよう。爲替相場干渉の直接手段即ち外國爲替政策及び貨幣素材政策は、其の効果性に於いて、該爲替政策及び貨幣素材政策に奉仕せしめられるであらうところの外國爲替保有高若しくは金保有高の大きさによつて限界づけられる。爲替政策の目的に供せられるところの外國手形有高は一億——二億金マルクを越えないのが普通である。此の手段を最も強く用ひたオーストリア・ハンガリー銀行さへもこれ以上の外國爲替を保有してゐなかつた。かゝる投資の大きさは實際には爲替相場を調節する地位にある資本力によつて自然に限界せられる。かかる投資が比較的僅少なる収益をしか生じない場合にはかゝる投資は最少限度に制限せられる。

大經濟國家の中央銀行が本位貨幣の爲めに收買する金保有高はもつと遙かに大であるのが常である。屢々一〇億またはそれ以上に及ぶ金保有高が問題となる。それを單位百萬金マルクで計算すれば次の如くである。

大英帝國	一九一三年末	一九二一年末
佛蘭西	一九一三年末	一九二一年末
佛蘭西	二、八四一	四、四七五
大英帝國	八九八	三、四三四

獨逸	一九一三年末	一九二一年末
伊太利	一九一三年末	一九二一年末
伊太利	一、一一四	一、一一五
北米合衆國	一九一三年末	一九二一年末
北米合衆國	六、〇三二	一一、五六〇

大戦前に於いては獨逸に於ける中央の金保有高は從つて輸出の一〇%を遙かに越えたものではなかつた。英國に於いては更に少く、佛蘭西及び合衆國に於いては勿論著しく多い。中央銀行の金保有高は從つて非常時に於いてさへも國際貸借に於ける均衡の攪亂を比較的僅かに補整するを得たに過ぎなかつた。云ふまでもなくかゝる保有高は金本位諸國に於いては私的銀行の保有高によつて支持されるのである。併し乍ら直ちに此の私的銀行の保有高が國際貸借の均衡の攪亂を補整するに役立つとは云ひ難い。何となれば經濟的及び政治的危機の災禍の時代に於いては保有高（私的在庫の）は交附されることがなく、むしろしつかりと握ぎられてゐるからである。戦時中の激しい宣傳事業（金蒐集の爲めの——譯者註）にも拘はらず、大戦前概算三〇億金マルクに及んだ全金貨の流通を獨逸の金蒐集官廳は理解する事が全く出来なかつたのである。

實際上中央銀行の金保有高も亦爲替政策に對しては現實に其の中に體化された購買力よりも間接的により以上役立つてゐる。中央銀行の金保有高は云はゞ現役艦隊の役割をなすのであるが、國際收支の調節器ではなくて、むしろバロメーターである。此のバロメーターの示す状態に應じて爲替相場調節機關によつて爲替相場は干渉せられる。併し乍ら金圓柱が國際收支の借方へ下降を示す場合、中央發券銀行は其の傳統に従ひ金をどしどし交附するが如き事によつて均衡を誘致せんと試みるのではなく、反對に金の減少を再び補充せんとするあらゆる努力をなすのである。從つて爲替政策は皮相的な觀察者にとつては其の本來の目的即爲替相場の調節といふ事を眼界から喪失し、その代りに金保有高の調節が僅かに其の目的として認められる様に見える。が勿論金本位の支配下にある大中央銀行が屢々此れを



其の機能の主たる目的と看做す事もあるといふ事は全く考へ得られる事である。

斯様な視覚上の幻想は相場干渉の間接手段殊に割引政策が金保有高と爲替相場とに同時に影響を及ぼすといふ事からして容易に生じ得る。割引政策の効果は正しく顯著である。F・シュミットは市場の利子状況に突然のそして甚しい變革が生じたならば、獨逸の外國との取引に次の如き現象が起るであらう——此の場合當然彼は戦前の状態を前提してゐるのである——と考へてゐる。即ち新たな利子取引から二億——五億金マルクが自由に處分し得べきものとなるであらうし、古い利子取引からも同額が拂戻しによつて自由に處分し得るものとなるであらうと。未滿期債権殊に長期手形は短期のものに借り換へられるであらう。此の額は一〇億金貨マルクに上るかもしれない。併し實際には此の様な場合は起らないであらう。利子の變化によつて一週間以内に比較的容易に一億金マルクが舞臺に現はれ得るかもしれない。この事は強い効果を有するに違ひないであらう。といふのは需要と供給とは毎週略ぼ三億マルクとなるを常態としてゐるからである。

爲替相場の證券市場及び商品市場に及ぼす影響は如何なる程度に於いて可能であるかは殆んど評量されない。此の間接的作用はあらゆる場合に於いて比較的徐々に其の効果を現はすに過ぎないであらう。而もたとへ一國の財政が疲弊しきつたとしても此れは殆んど尙獨り此の國に止まるところの爲替相場政策の手段である。大戦後だから稀有な現象即ち殆んど考へ得ないほどの爲替相場の下落そして幾千倍の下落が生じたが、併し同時に中央銀行には一〇億の金が存在してゐるといふ稀有の現象を観察する事が出来た。ドイツ並びにロシアは尙ほ大なる保有高を其の掌中に保持してゐた。而してかゝる富を所有しながら爲替相場の崩落を傍觀してゐた。此の事は金保有が其の昔の重要性を失つたのだといふ事からはそれほどよく説明されはしない。主たる理由はおそらくは國際收支の巨額の借方に面して現存保有高が僅かに全く一時的にのみ有効に役立ち得たに過ぎなかつたのであらうといふ事である。國民經濟の最近の非

常準備がその爲めに犠牲に供されるに違ひなかつたやうである爲めに益々其の保有高を放棄する事が恐れられたのである。而しておそらくはまた其の上に新なる金本位が打ち立てられるかもしれないところの基礎をそれ等の爲めに失ふ事が恐れられたからである。

皮想な觀察者には勿論十中八九まで理論と實際とは貨幣の領域内に於いて恰も相互に共通せる何ものをも持たないかの如く見えるかもしれないし、また貨幣に関する思索が恰も貨幣の取引とは全く別な道を進み、且つ進まねばならなかつたかの如く見えるかもしれない。重商主義時代に於いては貨幣が商品の如く取扱はれた貨幣制度が支配してゐた。併し乍ら理論は當時は貨幣を一般に只だ價値表章となしてゐたに過ぎなかつた。十九世紀の前半に於いて即ち初期資本主義時代が克服された後貨幣の表券制度が發達した。同時に理論に於いては金屬主義が生じた。金屬主義によつて重商主義の本位形態はよく理解せられ得るが、表券的貨幣制度はそれによつては殆んど指導され得ない。高度資本主義時代に於いて遂に一つの全く新たな貨幣制度即ち貨幣の均衡制度が發達した。併し乍ら實際金屬主義の考へ方の不十分なることを認識してゐる貨幣理論が依然として支配してゐる。金屬主義的考へ方は併し乍ら先づ専ら——勿論非常に本質的な——修正を決意し、遂に表券的貨幣制度を生んだ貨幣理論が發展する。併し全くこれだけの事である。名目的經濟理論が初めて現代の貨幣現象に適合するであらう。此の證明は第二卷で完結するであらう。

本位改革問題は第二卷で述べるであらう。前卷に於いては只だ概要的にスケッチされた貨幣決濟理論の完成が第二卷の義務である。就中例へばデフレーションや金計算の問題の如き本位政策の實行の諸問題を理論的に組み立てる事が第二卷の有する使命である。



## 外國爲替に關する文獻

## (一) 支拂收支と外國爲替相場

- P. Arndt : Deutschlands Stellung in der Weltwirtschaft, 2. Aufl., 1913.  
 M. J. Bonn : Die Stabilisierung der Mark, 1922.  
 Dalberg : Valuta-Dumping, 1921.  
 Descamps : Les changes étrangers, Paris.  
 E. van Dorp : Die Bestimmungsgründe der intervalutarischen Kurse. Weltw. Archiv, 15. Bd., 1919 (S. hier auch Literaturangaben).  
 Fellmeth : Zur Lehre der internationalen Zahlungsbilanz, 1877.  
 Goschen : The theory of the foreign exchanges, 1861.  
 Gregory . Foreign exchanges before, during and after the war.  
 Grunzel : Der internationale Wirtschaftsverkehr und seine Bilanz, 1895.  
 ——— Handelsstatistik und Handelsbilanz (Zeitschr. f. d. gesamte Staatswissenschaft, 1895).  
 ——— Handels-, Zahlungs- und Wirtschaftsbilanz, Publikationen der Exportakademie, Wien.  
 Gürtler : Unsere Handelsbilanz 1909—1913, 1916.  
 Lexis : Artikel Handelsbilanz und Handelsstatistik im H. d. St., 1910.  
 J. St. Mill : Principles, Buch 3, Kap. 19—22.

- Nicklisch : Handelsbilanz und Wirtschaftsbilanz, 1903.  
 Rathgen : Artikel Handelsbilanz und Zahlungsbilanz. Wörterbuch der Volkswirtschaft, 1911.  
 Schar : Zahlungsbilanz und Diskont, 1908.  
 F. Schmidt : Internationaler Zahlungsverkehr und Wechselkurse, 1919.  
 v. Waltershausen : Das Volkswirtschaftliche System der Kapitalanlage im Ausland, 1907.  
 Zollinger : Die Bilanz der internationalen Wertübertragungen, 1914.

## (二) 割引市場及び爲替政策

- R. Dalberg : Banko-mark im Aussenhandel?, 1922.  
 K. Elster : Die deutsche Valutapolitik nach dem Kriege, Finanz-u. Volksw. Zeitfragen, 1919.  
 J. Landmann : System der Diskontpolitik, 1900.  
 W. Prion : Das deutsche Wechseldiskontgeschäft, Schmollers Forschungen, 1907.  
 C. A. Schaefer : Die legale Devaluation. Schmollers Jahrbuch, 1919.  
 ——— Klassische Valuta-Stabilisierungen, 1922.  
 Schwarz : Diskontpolitik, 1911.  
 E. Wagemann : Der Bankzinsfuß in Papierwährungs-ländern. Schmollers Jahrbuch, 1915.  
 N. E. Weil : Die Solidarität der Geldmärkte, 1903.



#### ワーゲマン博士の畧歴

ワーゲマンは一八八四年二月十八日チリー國チャナルシロ (Chancillo) に生れ、幼年時代はヴァルパライソ (Valparaiso) のドイツ學校に學び、長じて故國ドイツのリューネブルクのレアル・ギムナジウムに、更にゲッチンゲン、ベルリン、ハイデルベルヒの各大學に學び、一九〇七年哲學博士の學位を得た。一九〇八年よりハンブルグ植民學校の講師となり、一四年ベルリン大學教師となる資格を獲得、一九一九年ベルリン大學助教役に就任し、間もなく教授となる。同時にプロイセン農務省の政府委員並びに農業經濟委員にあげられ、更にドイツ國經濟省の參事官に任命せらる。二二年統計局長官、二五年にはベルリン景氣研究所の設立と共に同所長に任命されて今日に至る。(岩波書店發行「經濟辭典」追補に據る) 此の間博士の勞作は植民地論、貨幣論、景氣論及び經濟政策論等の著述に於いて大小二〇を越へてゐる。